伊丹市男女共同参画施策

市民オンブード報告

(平成 22 年度)

平成 23 年 10 月

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

（写）

2011（平成 23）年 10 月 19 日

伊丹市長　藤原　保幸　様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード
高島　進子
石崎　和美
笹尾　照美

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第 11 条の規定に基づき、平成 22 年度における「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

伊丹市においては、本報告書を踏まえて「計画」の実現へ向けた一層の努力を要請します。

男女（一人ひとり）が対等な存在として個性や能力を発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く。

（「伊丹市男女共同参画計画」から抜粋）

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」「すべて国民は、個人として尊重される。」とされ、「個人の尊厳と両性の本質的平等」をうたう。

（「日本国憲法」から抜粋）

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

（「女子差別撤廃条約」第 1 条）

「男女共同参画」－ それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」とし、「男性と女性が、社会的、文化的に形成された性別（ジェンダー）に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会の実現を目指すものである」

（「男女共同参画ビジョン－21 世紀の新たな価値の創造」男女共同参画審議会から抜粋）

「男女共同参画社会の形成」－ 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（「男女共同参画社会基本法」から抜粋）

＜男女共同参画白書（内閣府）平成 23 年版からより＞

第１－１－16表　HDI，GII，GGIIにおける日本の順位

(1)HDI（人間開発指数）

順位	国　名	HDI値
1	ノルウェー	0.938
2	オーストラリア	0.937
3	ニュージーランド	0.907
4	米国	0.902
5	アイルランド	0.895
6	リヒテンシュタイン	0.891
7	オランダ	0.890
8	カナダ	0.888
9	スウェーデン	0.885
10	ドイツ	0.885
11	日本	0.884
12	韓国	0.877
13	スイス	0.874
14	フランス	0.872
15	イスラエル	0.872
16	フィンランド	0.871
17	アイスランド	0.869
18	ベルギー	0.867
19	デンマーク	0.866
20	スペイン	0.863
21	香港	0.862
22	ギリシャ	0.855
23	イタリア	0.854
24	ルクセンブルク	0.852
25	オーストリア	0.851
26	英国	0.849
27	シンガポール	0.846
28	チェコ共和国	0.841
29	スロベニア	0.828
30	アンドラ	0.824
31	スロバキア	0.818
32	アラブ首長国連邦	0.815
33	マルタ	0.815
34	エストニア	0.812
35	キプロス共和国	0.810
36	ハンガリー	0.805
37	ブルネイ	0.805
38	カタール	0.803
39	バーレーン	0.801
40	ポルトガル	0.795
41	ポーランド	0.795
42	バルバドス	0.788
43	バハマ	0.784
44	リトアニア	0.783
45	チリ	0.783
46	アルゼンチン	0.775
47	クウェート	0.771
48	ラトビア共和国	0.769
49	モンテネグロ	0.769
50	ルーマニア	0.767
51	クロアチア	0.767
52	ウルグアイ	0.765
53	リビア	0.755
54	パナマ	0.755
55	サウジアラビア	0.752
56	メキシコ	0.750
57	マレーシア	0.744
58	ブルガリア	0.743
59	トリニダード・トバゴ	0.736
60	セルビア	0.735

(2)ＧＩＩ（ジェンダー不平等指数）

順位	国　名	GII値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	スイス	0.228
5	ノルウェー	0.234
6	ベルギー	0.236
7	ドイツ	0.240
8	フィンランド	0.248
9	イタリア	0.251
10	シンガポール	0.255
11	フランス	0.260
12	日本	0.273
13	アイスランド	0.279
14	スペイン	0.280
15	キプロス共和国	0.284
16	カナダ	0.289
17	スロベニア	0.293
18	オーストラリア	0.296
19	オーストリア	0.300
20	韓国	0.310
21	ポルトガル	0.310
22	ラトビア共和国	0.316
23	ギリシャ	0.317
24	ルクセンブルク	0.318
25	ニュージーランド	0.320
26	ポーランド	0.325
27	チェコ共和国	0.330
28	イスラエル	0.332
29	アイルランド	0.344
30	クロアチア	0.345
31	スロバキア	0.352
32	英国	0.355
33	リトアニア	0.359
34	ハンガリー	0.382
35	マルタ	0.395
36	ブルガリア	0.399
37	米国	0.400
38	中国	0.405
39	エストニア	0.409
40	モルドバ	0.429
41	ロシア	0.442
42	バルバドス	0.448
43	クウェート	0.451
44	ウクライナ	0.463
45	アラブ首長国連邦	0.464
46	モーリシャス	0.466
47	キューバ	0.473
48	トリニダード・トバゴ	0.473
49	ルーマニア	0.478
50	マレーシア	0.493
51	コスタリカ	0.501
52	リビア	0.504
53	チリ	0.505
54	ウルグアイ	0.508
55	バーレーン	0.512
56	チュニジア共和国	0.515
57	モンゴル	0.523
58	ベトナム	0.530
59	モルディブ	0.533
60	アルゼンチン	0.534

(3)ＧＧＩ（ジェンダー・ギャップ指数）

順位	国　名	GGI値
1	アイスランド	0.850
2	ノルウェー	0.840
3	フィンランド	0.826
4	スウェーデン	0.802
5	ニュージーランド	0.781
6	アイルランド	0.777
7	デンマーク	0.772
8	レソト	0.768
9	フィリピン	0.765
10	スイス	0.756
11	スペイン	0.755
12	南アフリカ共和国	0.754
13	ドイツ	0.753
14	ベルギー	0.751
15	英国	0.746
16	スリランカ	0.746
17	オランダ	0.744
18	ラトビア共和国	0.743
19	米国	0.741
20	カナダ	0.737
21	トリニダード・トバゴ	0.735
22	モザンビーク	0.733
23	オーストラリア	0.727
24	キューバ	0.725
25	ナミビア	0.724
26	ルクセンブルク	0.723
27	モンゴル	0.719
28	コスタリカ	0.719
29	アルゼンチン	0.719
30	ニカラグア	0.718
31	バルバドス	0.718
32	ポルトガル	0.717
33	ウガンダ	0.717
34	モルドバ	0.716
35	リトアニア	0.713
36	バハマ	0.713
37	オーストリア	0.709
38	ガイアナ	0.709
39	パナマ	0.707
40	エクアドル	0.707
41	カザフスタン	0.706
42	スロベニア	0.705
43	ポーランド	0.704
44	ジャマイカ	0.704
45	ロシア	0.704
46	フランス	0.703
47	エストニア	0.702
48	チリ	0.701
49	マケドニア	0.700
50	ブルガリア	0.698
51	キルギス共和国	0.697
52	イスラエル	0.696
53	クロアチア	0.694
54	ホンジュラス	0.693
55	コロンビア	0.693
56	シンガポール	0.691
57	タイ	0.691
58	ギリシャ	0.691
⋮		
94	日本	0.652

（備考）１．国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2010」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2010」より作成。
２．測定可能な国数は，HDIは169か国，GIIは138か国，GGIは134か国。

（注）

■HDI　人間開発指数（Human Development Index）
国連開発計画（UNDP）による指数で，「長寿で健康な生活」，「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の 3 つの側面を測定したもの。具体的には，出生時の平均寿命，知識（平均就学年数及び予想就学年数），1 人当たり国民総所得（GNI）を用いて算出している。

■GII　ジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index）
国連開発計画（UNDP）による指数で，国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の 3 側面 5 指標から構成されている。【保健分野】・妊産婦死亡率　・15―19 歳の女性 1,000 人当たりの出生数【エンパワーメント】・国会議員女性割合　・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）【労働市場】・労働力率（男女別）

■GGI　ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）
世界経済フォーラムが，各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので，経済分野，教育分野，政治分野及び保健分野のデータから算出され，0 が完全不平等，1 が完全平等を意味しており，性別による格差を明らかにできる。具体的には，次のデータから算出される。【経済分野】・労働力率　・同じ仕事の賃金の同等性　・所得の推計値・管理職に占める比率　・専門職に占める比率【教育分野】・識字率　・初等，中等，高等教育の各在学率【健康分野】・新生児の男女比率　・健康寿命【政治分野】・国会議員に占める比率　・閣僚の比率　・最近 50 年の国家元首の在任年数

はじめに

数年前のヒアリングの場に来られる担当の方は、ほとんどが男性で女性は少なかったと記憶しています。また、ほとんどの課で、「男女共同参画はうちの課に直接関係ない」と答えておられました。

今年度のオンブードヒアリングにおいては、進捗状況についても資料などを事前にそろえ、積極的に説明され、質問にも答えていただけました。また、昨年のヒアリングの場で女性の昇進について勧めていましたが、担当課から来られる方は女性が４０％を占めました。今後も女性の登用に期待したいところです。

今年は各課が男女共同参画推進について、それぞれの成果および課題を出され、より前向きな姿勢が見られたと思います。男女共同参画推進への意識が徐々に浸透しつつあり、「男女共同参画はうちの課に直接関係ない」といった課は後退していったと思われます。しかし、実際の数字などにはまだまだ反映されていないのが実情です。今後の各課の一層の活躍に期待したいところです。

ようやく庁内に男女共同参画の推進が進展していく中、「男女共同参画課」の名前が庁内から消えてしまったのは、とても残念です。市民の目から見ると、伊丹市がどこで、どのように男女共同参画に取り組んでいるのかが分からなくなっています。また対外的にも大きな後退と見られることは必至です。いま一度「男女共同参画課」の復活をお願いいたします。

また、女性と共に男女共同参画社会を志向する男性が増える時代、それに相応しい名称の活動拠点の確保が求められます。さらに、男女共同参画社会づくりを広く市民のものとするためにも、条例の制定が望まれます。すでに県下 6 市１町で制定され、3 市が現在検討中です。

平成 22 年度オンブード報告書は、計画の後期見直しを射程に入れて、それに添うようなかたちで作製しました。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード
高島　進子
石崎　和美
笹尾　照美

目　次

伊丹市男女共同参画計画体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

具体的施策について

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり……　2
【基本課題１】固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進……　3
【基本課題２】男女平等を推進する学校教育の充実……　4
【基本課題３】男女共同参画を推進する生涯学習の充実……　6
（基本目標Ⅰ）各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容……　7

基本目標Ⅱ　男女が対等に働ける環境づくり……１６
【基本課題４】雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み１７
【基本課題５】男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備……１８
【基本課題６】男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備……　１９
（基本目標Ⅱ）各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容……　２０

基本目標Ⅲ　男女共同参画の理念にたった健康・福祉サービスの充実……２７
【基本課題７】生涯を通じた男女の心と体の健康づくり……２８
【基本課題８】高齢者・障害者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備……３０
【基本課題９】安心して子どもを産み育てられる環境の整備……３１
（基本目標Ⅲ）各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容……　３３

基本目標Ⅳ　あらゆる暴力に対する根絶の取り組み……４５
【基本課題１０】配偶者･パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進……４６
【基本課題１１】セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進……４７
【基本課題１２】子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進……４８
（基本目標Ⅳ）各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容……　４９

基本目標Ⅴ　男女が共に輝くまちづくり……５４
【基本課題１３】市民の連携による男女共同参画の推進……５５

【基本課題１４】ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備……５６
【基本課題１５】地域の国際化と国際社会への貢献……５７
（基本目標Ⅴ）各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容……　５８

基本目標Ⅵ　計画の総合的な推進……６５
【基本課題１６】市民との協働による推進体制の確立……６６
【基本課題１７】市の率先した取り組みの推進……６７
【基本課題１８】男女共同参画に向けた拠点の充実……６８
（基本目標Ⅵ）各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容……　７０

各課へのワンポイントメッセージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６

平成２３年度男女共同参画施策市民オンブードヒアリング実施経過・・・・・・８１

平成２３年度男女共同参画施策市民オンブード活動記録・・・・・・・・・・・８３

おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８４

資　　料

資料１　伊丹市男女共同参画のあゆみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９０
資料２　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱・・・・・・・・・・９１
資料３　市民オンブード一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９３
資料４　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ設置要領・・・９４
資料５　市民オンブード・サポーターズ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・９５
資料６　女性相談リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９６

伊丹市男女共同参画計画　体系表

「計画」のめざす社会

男女（一人ひとり）が対等な存在として個性や能力を発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く

推進のための５つの基本的視点

●男女の人権の尊重　●「社会的性別」（ジェンダー）に敏感な視点の定着　●ポジティブ・アクション（積極的改善措置）と女性のチャレンジ支援の推進　●男女の仕事と子育ての両立支援の充実　●あらゆる分野での参画と協働の推進

「計画」の６つの柱と１８の課題

Ⅰ　男女共同参画への意識づくり

1　固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進
2　男女平等を推進する学校教育などの充実
3　男女共同参画を推進する生涯学習の充実

Ⅱ　男女が対等に働ける環境づくり

4　雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み
5　男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備
6　男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

Ⅲ　男女共同参画の理念にたった健康・福祉サービスの充実

7　生涯を通じた男女の心と体の健康づくり
8　高齢者・障害者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備
9　安心して子どもを生み育てられる環境の整備

Ⅳ　あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

10　配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進
11　セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進
12　子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進

Ⅴ　男女が共に輝くまちづくり

13　市民の連携による男女共同参画の推進
14　ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備
15　地域の国際化と国際社会への貢献

Ⅵ　計画の総合的な推進

16　市民との協働による推進体制の確立
17　市の率先した取り組みの推進
18　男女共同参画に向けた拠点の充実

７３のアクションプラン

1
①市民への広報・啓発活動　②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し　③人権尊重の視点に立った性教育　④メディアにおける男女の人権の尊重⑤法律・制度への理解促進のための取り組み

2
①学校・幼稚園・保育施設での男女平等教育などの推進　②男女平等の視点に立った進路指導、職業観教育　③子どもの自尊感情やコミュニケーション能力を高める教育　④教職員へのきめ細やかな研修の実施とPTA・保護者などへの啓発

3
①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進　②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進　③男女共同参画に関する地域における学習機会の提供　④多様な選択を可能にする「キャリア教育」の推進

4
①労働基準法、男女雇用機会均等法などの周知と定着　②雇用の場での男女平等を推進するための啓発　③企業のポジティブ・アクションの取り組みの推進と評価④雇用の場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策

5
①昇進・昇格や職域の拡大など働く女性へのチャレンジ支援　②就労・再就職支援、企業支援など働きたい女性へのチャレンジ支援　③多様な働き方に対応した条件の整備　④農業や商工業など自営業における女性の評価と、生活の場における男女共同参加⑤若者の自立支援、「ニート」対策

6
①保育サービス・児童くらぶなどの充実　②育児休業・介護休業制度などの周知と両立支援に関する啓発　③男性の働き方の見直し　④企業における取り組みへの評価

7
①年代や性差に応じた生涯にわたる健康の保持増進　②妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発　③母子保護の向上、母子保護の充実　④健康を脅かす問題への配慮⑤医療・福祉従事者への男女共同参画についての啓発

8
①高齢者・障害者（児）が安心して暮らせるそれぞれへの介護環境の整備　②介護者が安心して暮らせる環境の整備　③高齢者・障害者（児）の自立や社会参画への支援④ひとり親の家庭に対する支援

9
①子育て相談体制、情報提供の充実　②多様な子育て支援サービスの充実　③職環境・住環境など、子育てをめぐる生活環境への取り組み　④子どもたちの居場所づくりへの取り組み⑤子育ての不安を解消する小児科医療の充実

10
①様々な暴力を許さない意識啓発　②相談体制の整備と周知　③被害者の保護･支援体制の充実　④加害者の再発防止に向けた取り組み

11
①市民生活におけるセクシュアル･ハラスメント防止対策　②様々なハラスメントに対する防止対策　③性犯罪・売買春・ストーカー行為などへの対策

12
①児童虐待や子どもへの性犯罪を防ぐ取り組み　②高齢者虐待防止への取り組み　③学校･地域ぐるみでの安全対策の推進

13
①さまざまな地域活動における男女共同参画の推進　②女性リーダーの養成とネットワークづくりへの支援　③市民活動などへの育成・支援　④地域における「たまり場」づくり

14
①ユニバーサルデザインの普及啓発　②安心･安全の視点に立った都市計画の推進　③男女共同参画の視点に立った公共施設などの整備の推進

15
①多文化共生への取り組み　②国際社会での男女共同参画に関する情報の収集と提供　③国際交流の推進、NGO・NPOへの支援　④地球環境保全の視点に立った認識と取り組み

16
①推進本部を中心とした庁内の連携による推進による推進体制の充実　②市民参画による進ちょく管理　③市民、市民団体、企業などとの連携と協働④市民への意識・実態調査の実施と施策への反映

17
①行政委員会・審議会などの委員への女性の登用促進　②女性職員・教員の管理職への登用促進、職域の拡大　③仕事と育児・介護の両立支援への率先した取り組み　④行政従事者への男女共同参画についての研修の充実　⑤職員、庁内組織のネットワーク化への取り組み⑥県や近隣自治体との連携

18
①男女共同参画の拠点設置へ向けての取り組み　②男女共同参画推進拠点機能の充実

基本目標Ⅰ　男女共同参画への意識づくり

伊丹市男女共同参画計画は H18(2006)年に策定され H27（2015）年度までの計画期間となっています。

今年度(2011 年)は中間見直しの時期に当たり、いかに計画が進捗しているかのターニングポイントとなります。

国の「第 3 次男女共同参画基本計画」（以下「国第３次基本計画」）は、H22 年 12 月に実効性のあるアクションプランとして見直しを終え実施されています。また、ひょうご男女共同参画プラン２１（以下「県プラン２１」）は後期計画が H23 年よりスタートしました。

伊丹市の男女共同参画社会の実現のために今後の課題を見据える時期でもあります。

「伊丹市総合計画（第５次)」（以下「市総合計画」）では、基本方針２．多様性を認め合う共生社会、基本施策 3 に男女共同参画の推進が位置づけられています。市民ひとりひとりが自分の事として、また何が出来るか、実効性のある課題に取り組む必要があるのではないでしょうか。男女共同参画の理念は、身近なところから意識づくりのできる目標であり、計画といえます。今後は市民全体にどのように広げていくかが課題となるでしょう。

【基本課題１】　固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進

性別役割分担意識は残っているものの（伊丹市「第５回男女共同参画に関する市民意識調査」H22（以下「市調査」）によると、「分担」賛成は 56.0%　反対は 41.2%、同時期同一設問の三田市では賛成 42.7%　反対 52.3%。近畿では賛成 45.1%　反対 51.8%、全国賛成 41.3%　反対 51.8%　H21)、現実には、男女共、生き方は多様化し、雇用者の共働き世帯は増えています。

国際比較において、日本の男性の家事・育児への参画度の低さが指摘されますが、その背景には男性の長時間労働、労働環境の未整備等の現実があります。仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）を希う男性は 44.8%に及んでいます（「市調査」)。男女共同参画は、男性にとっても生きやすい社会を拓くものであるという意識が啓かれていっています。

男性にとっても、仕事と共にさまざまな生活の現場に参画し、幅広いゆたかな体験を積んでこそ社会生活の全体像も見え、仕事との相乗効果によって、安心で生きがいのある人生を享受できるという考え方・生き方への転換が進行中です（基本目標Ⅱ)。今年度開催の県の「男女共同参画アドバイザー養成講座」(6 月～12 月）の塾生の 40%を男性が占め、教室の前列を埋め尽くしたことは、全く新しい出来事でした。

国や県の新しい動向（「男性、子どもにとっての男女共同参画」への取り組み）と共に、現実の切実さに追いつき、応えうるような、市民を元気づける前向きな施策の展開が望まれます。男性については、公民館がすでに着手しています。子どもについては、生きる方向性がみえず、そのために自信を失いつつある若者や子らには、ゆたかな人間関係の中で、自己肯定感を育み、誇りと自信をもって自ら納得のいく人生設計を組み立て、それを歩める知と力－男女共同参画のめざすこと－をつけてあげたいと考えます（→基本課題 5 参照)。

教育・学習・啓発の現場である学校はじめ関連機関、団体等における率先的な男女共同参画の推進が期待されます。市立図書館協議会の女性の割合 0 については検討され、H27 年までに 40%の目標が達成されますよう望みます。

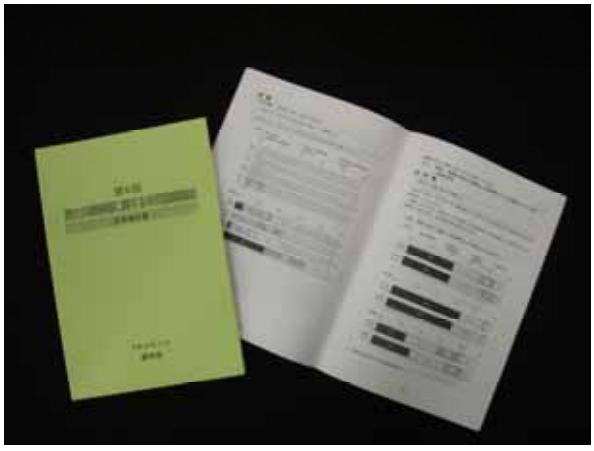

（左写真）第５回伊丹市男女共同参画に関する市民意識調査報告

【基本課題２】　男女平等を推進する学校教育の充実

伊丹市においては「男女共生教育基本方針」に基づき、（H10 年）より男女共生教育を進めています。幼・小・中・高において男女共生教育を積極的に推進する中で「伊丹市男女共生教育ハンドブック」を活用し、人権担当者会や研修においても、男女共生教育を中心においています。また命の尊さを学び、子どもひとりひとりが人権感覚を養う教育が、推進されています。

しかし、昨今のインターネットなどの普及により、携帯電話やネットを使ったいじめなど起こっている現状です。相手を特定できないため防止が難しく、受けた方のダメージははかり知れません。防止対策の推進など、迅速な対応が望まれます。

保育所における保育の指針としては、H22 年７月「新保育の道しるべ」の基本方針に、男女共同参画の理念が明記されました。まだまだ保育の現場は、女性の多い職場で、男性保育士は４名でそのうち１名は育児休暇を取得中です。また、H23 年には男性保育士が、１名採用されました。保育現場が、男性の働く場となるよう期待します。

幼児期における人権感覚の育成は、非常に重要と考えます。幼稚園や保育所において、男女共同参画の視点にもとづいた保育の実践を期待しています。

H22 年は人権研修の位置づけとして、「ノロノロの歩みから」や「教職員プログラム CAP 大人ワークショップ」の実施により、子どもの自尊感情を育てる保育の関わりを知り、実践に役立てています。保育士研修においては、認可保育所のみならず、市内の認可外保育所からの参加もあり、意識の高さがはかれます。

小学校では、伊丹市独自の「ことば科」の立ち上げで、コミュニケーション能力の向上や自己表現力の育成に努めています。

また、伊丹市は独自に中学校だけではなく、小学校においてもスクールカウンセラーを配置しています。教師だけでは対応しきれない、親や子どもへのきめ細やかな対応を期待します。

中学校では進路学習ノートの活用において、固定的な役割分担に捉われず、進路指導やキャリア教育が行われています。「トライやる・ウィーク」推進事業にも活かし、ひとりひとりの個性や、希望に沿った選択がなされています。「日本の子どもの自尊感情はなぜ低いのか」（古荘純一　光文社新書）によると、日本の子どもは自尊感情が低く、ドイツやオランダの子どもに比べ中学生が最も低くなります。幼児期からの教育のあり方が問われていると思われます。ユニセフの幸福度調査によると「孤独を感じる」と答えた 15 歳の割合の比較は日本が２９．８％とトップです。(前掲参考)

一人ひとりの子どもたちが自分を大切と感じ、また他の人を大切にして互いにつながるためにも、教育現場での男女平等教育の一層の推進に期待しています。

PTA 活動においては、女性の PTA 会長が微増しています。また、活動も働く保護者が参加しやすいような曜日や時間設定がされつつあります。保護者が自主的に参画でき

るような推進をお願いします。伊丹市は教育委員会の中に PTA 事務局が設置されています。ユニークな制度であり、市民と行政の協働の促進といえるでしょう。

【基本課題３】　男女共同参画を推進する生涯学習の充実

男性の子育て参加の促進は、単一の課だけでなく関係各課が連携して行っています。例えば、家庭教育課が保健センターの４カ月健診時に、父親の子育て参加促進を取り入れた家庭教育パンフレット「子どもは社会の宝です」を、また３才児健診では「３歳児からの家庭教育のしおり」を手渡しで配布しています。健診時の子どもの様子や保護者への働き掛けは、児童虐待防止にも関わりがあり、子育てを困難に感じている親への対応にもつながります。

就学時では、小学校の１日入学時、市内小学校において「家族っていいな」の配布を行い、また、腹話術などによって基本的な生活習慣の大切さや、親の在り方を考えます。

中学校では「どんと来い思春期！」を配布、「思春期の心理と親の対応」の講話が行われました。思春期は親も対応に苦労する時期でもありますが、親子で命の大切さを問い直す機会にもなります。学校との連携も重要と思われます。

ラスタホール・きららホールでは、生涯を通じての学習機会として、乳幼児と保護者を対象とした講座や子どもから高齢者まで集えるイベントを充実させています。参加者の人数のみならず、男女比と世代を記録することは、今後の方針を決定する上で重要です。ジェンダー統計を視野に入れて、参加者の動向をつかんでいただきたいです。

公民館は、男女共同参画の視点を取り入れた社会教育の場として、重要な役割を担っています。H22 年は「魅学！磨く！自分らしさを輝かせる　わたしスタイル」や「日本の女性政治家」など、女性の社会進出に焦点があてた講座が開催されました。「国第３次基本計画」では、第３分野に「男性、子どもにとっての男女共同参画」を新しく計画しています。今後も女性はもとより、男性と子どもを視野に入れた講座やイベントの企画をお願いします。

女性・児童センターでは、子育て中の人も参加しやすいように、保育付きの事業を多く実施しています。また女性交流サロンでは、男女共同参画の視点がぶれることのないように講師との交渉においても、事業目的を明確にし、趣旨を踏まえての打ち合わせに配慮をしています。

かねてより、男性が利用しにくいとの指摘がありましたが、料理教室やパソコン講座を通じて、男性の利用者が増えつつあります。児童会館事業においても、男性保護者を対象とした事業を実施することを通じて、男性の生活力促進に寄与しています。

また、女性を対象とした自尊感情トレーニングや CR(Consciousness　Raising 意識覚醒)を通して、自分の可能性に気づく講座や、DV、モラルハラスメント、パワーハラスメントの基礎講座などの学習機会を提供しています。暴力は目に見えてわかりやすい暴力と、ハラスメントなどの見えにくい暴力があることを学ぶきっかけになっています。

■基本目標Ⅰ■　各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容

【基本課題１】　固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進

①市民への広報･啓発活動

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
1-1	広報紙、インターネット、テレビ、ラジオなど様々な媒体を活用し、男女共同参画への理解を深める広報･啓発を行う	広報課	「広報伊丹」発行事業他	広報伊丹6/1 号で「男女共同参画推進市民フォーラム」や11/15号で「オンブード報告書『がっつり報告会』を開催」、2/1日号で「ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく」などを各紙面トップ記事で取り扱い、ｲﾍﾞﾝﾄ開催後にも、男女共同参画川柳表彰などを写真ニュースとして掲載した。記事掲載の工夫を図り、前年度よりも男女共同参画関係の記事を大きく取り上げた。	市民の利用度が高い「広報伊丹」をはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、より的確でわかりやすい情報を発信できるように工夫し、男女共同参画社会に向けた広報活動を推進する。
		同和・人権推進課	―	ＣＡＴＶにオンブードが年2回出演し、TVを活用した啓発を行うことができ、一定の効果があった。 広報伊丹8月1日号の写真ニュースでは男女共同参画川柳優秀作品を写真入りで紹介し、また、1月には市民意識調査結果の概要を掲載し、効果的な啓発が図れた。	一般市民にも男女共同参画の考えが浸透するよう全市民配布の広報等に計画的に男女共同参画関係記事の掲載を依頼する。 男女共同参画推進事業所表彰を受けた企業の取り組みや実践例を市ホームページに掲載する。
1-2	男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図る	同和・人権推進課	【133406】女性･児童センター管理運営	女性交流サロン図書コーナーの充実を図るため、男女共同参画の視点で図書を購入。とくに講座や相談に関連する資料の充実に努めた。また、昨年度の課題であった視聴覚資料として上映権付きDVDを購入した。 購入（図書123冊、雑誌　34冊、ＤＶＤ　2本） 寄贈（図書53冊、雑誌20冊、ＤＶＤ　1本） 貸出（図書　950冊、雑誌130冊、ＤＶＤ2本） 貸出の多い分類は「心理」「こども」「家族」である。	引き続き、図書･視聴覚資料の充実に努めるとともに、行政資料の分類整理をしていく必要がある。 また、図書資料を当センターホームページにて周知を図っていく。 ･本の企画展（年4回）、展示会（随時）の開催 ･講座また相談等の事業に合わせた本の展示および参考図書をﾘｽﾄｱｯﾌﾟし配布する ･来館者のニーズに合わせた資料の充実
		公民館	【220607】視聴覚ライブラリー運営事業	視聴覚教材の購入 22年度は購入なし。	厳しい財政状況の中、視聴覚メディアの進歩が著しく、高度な機能を備えた機器が急速に開発されており、機器の整備、活用等について、十分な対応が困難となっている。
		図書館	―	① H22年度の関連図書購入実績 ･金額　71,242円 ･冊数　　45冊（別添ﾘｽﾄ参照） ② 図書館HPから女性･児童センターへのﾘﾝｸを見直し、図書ﾘｽﾄへの直接ﾘﾝｸを新設した。 ③12月の人権週間にあわせ、本館一般室にて、男女共同参画関連図書を含む人権関係図書の展示を行った。	① 男女共同参画を正面から捉えた新刊本は数少なく、利用者からの要望も少ない。 男女共同参画の視点を持った書籍を幅広く蔵書を収集する。 ② ﾘﾝｸ先の更新情報がﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸされないため、定期的な確認が必要となる。
		人権教育室	【133004】視聴覚教材貸出事務	研修ビデオ8本新刊17冊を新たに購入や寄贈により増やした。新規購入のDVDの内DVについて考える場面のある「ｸﾘｰﾑﾊﾟﾝ」や日常生活を見つめ男女共同参画について考えることができる「人権のﾋﾝﾄ」地域編･職場編を購入するとともに書籍では「女性の人権とｼﾞｪﾝﾀﾞｰ」を購入して充実を図った。また、教材目録を作成し関係機関に配布して積極的な活用について啓発した。貸出数　計252回	視聴覚教材目録の活用及び周知について工夫が必要である。機械的な送付より担当者会等を通じて説明を加えて配布する。 利用者のニーズに対応した教材の選択。 人権啓発センターとの連携。
1-3	啓発･情報紙の発行など市民との協働による啓発活動を推進する	同和・人権推進課	【133403】男女共同参画情報紙発行事業	公募した市民編集委員の企画･編集による男女共同参画情報紙「com-com」を2000部発行。男性保育士へのインタビューや男女共同参画に関する市民意識調査結果報告を掲載し、市民への啓発を図ると共に、編集活動を通して、委員の啓発も図れた。	編集委員の男女共同参画に関する理解度を均等化させるため、応募条件に「男女共同参画情報誌編集員養成講座の受講生」を追加し、女性･児童センター事業との連携を図る。
		同和・人権推進課	【133406】女性･児童センター管理運営	女性交流サロン講座受講生の企画による「私の生き方　発見講座」（全3回）を開催し、延べ70名の参加があった。市民のニーズを活かした講座企画ができた。 また、女性･児童センター通信として「ハートメール」を年6回発行。その中で図書紹介コーナーを情報誌講座終了生が担当した。	引き続き、市民との協働による事業を充実させるとともに、新たな担い手づくりを視野に入れたセンター事業の展開を図る。 「編集員養成講座　情報誌をつくるコツ」「はじめての男女共同参画」等の事業を通して男女共同参画の啓発をし、市民グループとの協働事業を通してよりひろく周知していくことに努めていく。

1-4	様々な機会と媒体を活用して、本計画の周知に努める	同和・人権推進課	【133407】男女共同参画計画周知・啓発事業	女性・児童センター通信「ハート・メール」に年間6回計画項目をテーマにした記事を掲載し、市内公共施設等に配布し、計画内容の周知を図かった。一定の層に対しての成果はあった。	固定化した層への周知に留まっているため、計画の見直し作業を通じて、さまざまな層の市民へ計画内容の周知を図る。
1-5	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき男女重の人権尊教育について教育・啓発を行うとともに、同計画の実施状況について調査、報告する	人権教育室	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」を10月に作成することができた。 22年度は、「伊丹市人権教育のための国連10年」伊丹市行動計画に基づき男女の人権の尊重について教育啓発の検証を行うため実施状況報告書の作成を行った。伊丹市人権教育推進本部（専門部会・幹事会・本部会議）を経て行動計画に沿った取り組みを把握し成果と課題を確認した。	基本方針に沿った取り組みを把握し成果と課題を確認する。新規シートの作成をし状況を把握するが、内容によっては関係各課へのヒアリングを行い本部会議等に報告する。 男女共同参画課との連携により各イベントで互いの取り組みにおけるリーフレット配布や講師選定にあたっての情報を共有するなど連携した取り組みができた。

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
1-6	市の種々の施策が男女共同参画社会の形成につながっているかどうかについて調査を行う	同和・人権推進課	【133414】男女共同参画市民意識調査事業	無作為抽出した市内在住の満15歳以上の男女2,000人を対象に「第5回男女共同参画に関する市民意識調査」を実施して、施策が男女共同参画社会の形成につながっているかどうかについての把握に努めた。 結果、男女の不平等感は「雇用」における分野で高いことや、ワーク・ライフ・バランスを希望する割合が高い割には、現実では男性は仕事を女性は家庭生活を優先させているなどの現状が見えてきた。 有効回答数954、回収率47.7%。	意識調査結果を分析し、計画見直しの際の資料として活用すると共に、効果的な施策につなげていく。
1-7	地域や職場などにおける慣行を男女共同参画の視点から点検し、啓発を行う	同和・人権推進課	—	地域における啓発として、まちづくり出前講座を市民団体等を対象に年4回実施し、啓発を行った。 職場内では、課長級職員を主対象に男女共同参画研修を7月に実施し、職場などにおける慣行を男女共同参画の視点から点検し啓発を行った。	男女共同参画の視点をより広く地域に伝えていくための手法が課題。地域における男女共同参画推進員の設置について計画見直しに併せて検討する。

③人権尊重の視点に立った性教育

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
1-8	児童・生徒の発達段階を踏まえながら体系的な性教育の充実を図る	保健体育課	—	性教育について、児童生徒の発達段階と、学習指導要領に準拠した、カリキュラムを検討し推進した。これにより、男女の特性を発育面などから学ぶとともに、男女が互いに尊重する態度を育成することに効果があった。	引き続き、カリキュラムの検討を行い、教育的ニーズに応じた性教育の充実を図る。
1-9	学校での性教育の取り組みについて授業参観などを通じて、保護者への啓発を行う	保健体育課	—	各校において授業参観等の機会を捉え、尊い命を大切にする性教育の取り組みを行った。 授業参観等で性教育に関する学習をすることで、保護者への啓発にも効果があった。	学校保健の取組が各校で多様化しており、授業参観を性教育で毎年実施することは難しく、工夫が必要である。
1-10	性同一性障害や性的指向を理由とする差別や偏見を払拭するよう、教育や啓発を行う	人権教育室	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」にのっとり取り組みを推進する。 平成23年度伊同教研究大会の講演会講師として土肥いつき先生を招聘する準備を行い、講師依頼をすることができた。	平成22年度は具体的な取り組みはできなかったが、今年度は2月4日（土）の講演会にて当事者の声を聞くことができるよう準備をし、参加者増加をめざした取り組みをする。　　また、伊同教が7月に開催する全体研修会に妻の介護を献身的にされた陽信孝氏を招聘し高齢者問題を考えるとともに男女を問わず介護をすることの大切さを理解した。この他、11月1日市民集会の講師に男女共同参画の観点から講話ができる正木明氏を招聘する準備が整っている。

④メディアにおける男女の人権の尊重

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
1-11	市の行政文書や刊行物の発行、ホームページへの掲載、広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行う。また、同指針の定期的な見直しを行う	広報課	「広報伊丹」発行事業他	「男女平等に関する表現指針」に基づいて広報紙発行等を行っているため、課内研修で取り上げるだけではなく、実務で不明な点が生じた場合は、担当課に確認するなど課全体で情報共有するように取り組み、職員の資質向上につなげた。	例年、実施しているPTA 広報担当者向けの出前講座で、男女平等に関する表現方法を説明に加えるなど、常に職員各自が意識を高く持ち、広報課業務に取り組む。
		同和・人権推進課	―	男女共同参画課や女性・児童センターの発行するものは、「男女平等に関する表現指針」に則って適切な表現を心がけた。 表現指針については、H20に改訂したので、今年度は見直しを実施していない。	今後も、「男女平等に関する表現指針」に則って適切な表現を行う。 また、次回表現指針の改訂に向け、課題内容を整理する。
1-12	市民向けの行政文書や刊行物を男女共同参画の視点から点検する	同和・人権推進課	―	各課から依頼があった行政文書等の点検を「男女平等に関する表現指針」に則って課内で内容を点検し助言し、適切な表現に修正された。 「災害に備えたミニ心得」の女性のエプロン姿のイラストなどについて、年間3件対応。	各課が独自に男女共同参画の視点をもって、行政文書を点検できる力を身につけることが必要。新人研修の際に表現指針の配布を行い、周知を図るよう取り組む。
1-13	学校教育や生涯学習の機会を通じて、メディア・リテラシー向上のための学習機会を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	今年度は、絵本を題材に学習の場を提供し、ジェンダーの視点での絵本の読み解く力をつけた。大人が男女共同参画の視点を持ってメディアを読み解く力を付けることの大切さを学んだ。講座の中で紹介された絵本を女性交流サロンの蔵書として購入したことで講座受講生だけでなくサロン利用者に向けて学びへの広がりを持たせることができた。	メディアにおける様々な分野におけるリテラシーの学びを継続していく必要がある。 23年度は、コマーシャルにおけるリテラシーを学び、メディアで固定的性別役割の描かれ方について検証する予定である。 ・講座の実施（メディア・リテラシー、情報活用等） ・情報相談の実施 ・市民活動におけるリテラシーの啓発
		学校教育担当	【210402】情報教育推進事業	各教科や総合的な学習の時間に、インターネットからの正しい情報の収集、選択の仕方を指導することで、正しく情報を処理する能力が向上した。また、携帯電話の扱いについても、様々な機会において啓発することができた。	情報教育の推進を通じて、パソコン、携帯電話等からのweb情報の正しい処理能力及び、活用する力を育成する必要がある。また、PTAとの更なる連携が必要である。
		総合教育センター	【210402】情報教育推進事業	システム管理担当者会、学校園別コンピュータ研修会、出前講座等において、携帯電話、ブログ、プロフ、ツイッターなど新たなメディアとのつきあい方について、教員等が児童生徒に指導できるよう、研修を実施した。そのことが、学校園や家庭・地域で「ネットいじめ」等を起こさないメディア・リテラシー向上のための学習機会を提供することにつながった。	ICTを巡るトラブルが複雑化する中、被害者にも加害者にもならないメディア・リテラシーを児童生徒に指導できるよう、教員のスキルを高めていく。
		公民館	【220605】講座等生涯学習活動支援事業	パソコン相談室 市民ボランティアスタッフがパソコン操作についての疑問にこたえる。気軽に参加できる相談窓口として、市民に好評である。年間22回開催。延べ212人参加。	気軽に参加できる貴重な相談窓口として継続していきたい。

1-14	メディアにおける性の商品化について、実態の把握に努め、防止に向けた啓発を行う	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	幼児期の性教育において、いのちの大切さと自分自身のカラダを大事にすることを親子で学ぶことで、メディアにおける性の商品化に敏感な視点を持つ事業となった。「いのちのおはなし（全5回）」参加人数172名 また、メディアにおける性表現についての資料の充実と提供に努めるとともに職員の意識向上のため性暴力に関連する講座へ研修として参加した。	メディアで表現される性についての資料をさらに充実させていくことが必要である。また、実態調査についての資料などの資料も検討していく。 ・講座の実施（いのちのおはなし） ・情報相談の実施 ・資料の充実 ・研究団体、活動団体等とのネットワーク作り
		少年愛護センター	【230403】青少年健全育成・環境浄化事業	○有害環境実態調査 ・年1回11月～12月の間、店舗や事業所を回り有害な環境が有れば早期に見つけ適正な是正を行うよう協力依頼する。 ・書店・カラオケハウス・レンタルビデオ店・インターネット関連施設・携帯電話事業者等を調査し、県青少年愛護条例に基づいた適正な環境に協力いただいた。 ○有害図書回収 ・市内16箇所に「白ポスト」を設置し有害図書の回収を行う。 ・有害図書回収では、前年度の回収数に比べ増加した(10,544冊)。	・有害図画等はネット上にも多数存在するため、青少年の利用するネットや携帯電話のフィルタリングの徹底が喫緊の課題であり、関係機関と連携して、指導、啓発に努める。

⑤法律・制度への理解促進のための取り組み

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
1-15	女性の権利や男女共同参画に関連の深い法律や制度について、啓発資料の整備や学習機会の提供を行う	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	男女共同参画の基礎講座の学びとワークを積み重ねていくことで双方向での学習となった「はじめての男女共同参画」（参加者68名／全10回）や海外の女性の人権や文化について学ぶ「ミモザの日」（参加者500名）をはじめとする様々な事業において制度や法律について学ぶ機会とした。また、法律に関する資料を充実させるため、関連機関のパンフレットを取り寄せた。	男女共同参画の基礎講座を継続していく必要性がある。 より学びを深めていくため、23年度は公開講座を4コマにし、22年度ファシリテーター養成講座修了生5名が講座進行役として活動していくことでさらなる学びの場としていく。 ・講座の実施（はじめての男女共同参画（全10回）、ミモザの日、ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく＆市民フォーラムほか） ・情報相談および情報提供資料の充実 ・パネル展示、企画展など
		公民館	—	公民館ロビーの情報提供コーナーにおいて、コムコムやイーブンニュース等の情報紙、伊丹市DV相談室の案内カードを配置。利用者に手軽に情報紙等を手にとって見ていただくことができた。	継続して多様な情報紙を配置していきたい。また、法律や制度の啓発となるような講座は、硬いイメージがあり敬遠されがちであるが、同和・人権推進課と協力し、公民館講座の中でも取り入れていきたい。
1-16	女性のための法律相談を実施する。相談弁護士は男女共同参画の視点を踏まえて選定する	同和・人権推進課	【133404】女性のための法律相談	法的支援が必要な市民に適切な相談を提供できた。年間相談件数　65／72コマ。 相談日は、毎月第4木曜13:00～16:00（6コマ）、土曜実施月あり 相談内容は、離婚についての慰謝料、財産分与など 女性のための法律相談の弁護士の選定においては、男女共同参画の視点を踏まえた人選を行った。	引き続き、男女共同参画の視点を持った弁護士による法律相談を実施する。
1-17	人権相談の結果は毎年集約し、関係部署に情報提供する	市民相談課	【620608】市民相談事業	市民相談業務の実施および「公聴および相談業務のまとめ」を発行して、相談業務の概要を周知するとともに、人権擁護委員の人権相談はじめ司法書士や弁護士による生活上のトラブルといった相談にも適切に対応できるよう努めた。窓口における相談概要の的確な把握により、セクハラやDVに関し、男女共同参画課とも連携強化を図った。	今後とも継続して市民の多用なニーズを把握して、それぞれの課題を専門家による適切なアドバイスを受けて、解決に向けた取り組みが出来るよう支援をしていきたい。特にDV相談などについては、伊丹市配偶者暴力支援センターともより一層の連携強化を進めたい。

【基本課題２】　男女平等を推進する学校教育の充実

①学校･幼稚園･保育所での男女平等教育の推進

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
2-1	「男女共生教育基本方針」に基づき、指導方法の研究や教材の点検、作成などに取り組み、男女共生教育の推進を図る。指針の内容は必要に応じて見直しを行う	学校教育担当	小･中学校人権担当者会及び人権教育研修会	「伊丹市男女共生教育基本方針」「伊丹市男女共生教育ハンドブック」を各学校園において活用し、男女共生教育をすすめていくとともに、人権担当者会や研修会において男女共生教育を視点においた研修を行った。	各教科や道徳等の教育活動や体験学習などをとおして、人権についての正しい知識や人権問題の解決に向けた意欲、態度等を育成する。「学習から行動へ」とつながる力を培っていく。
2-2	男女共生教育に関しての担当者への研修を行う	総合教育センター	【211608】人権教育研修会推進事業	人権教育研修会において、上智大学教授および同学日本グリーフケア研究所所長である高木慶子氏による、「いのちを問う ーその重さと大切さー」と題する講演会を実施し、お互いを尊重し合い、相手を思いやる心の大切さを学ぶことができた。 お互いを大切にし、相手を思いやる心には性差がないこと等も認識することができた。	伊丹市の課題である命を大切にする授業づくりに、今度とも伊丹市の男女共生の視点を交えた内容で実施する。
2-3	学校園行事や生徒指導、課外活動、児童･生徒会活動など、教科外の活動においても男女共同参画の視点に立って、男女共生教育の推進を図る	学校教育担当	小･中･特別支援学校道徳教育担当者会	指導者が男女共同参画の視点をもって指導することにより、男女の役割について固定的な考え方や在り方を押しつけず、自己決定を行い、自分らしく生きる力を育む教育活動を進めることができた。	学校行事や児童･生徒会活動、行事等において、役割等を固定せず、自己選択や自己決定を大切にした教育をさらに推進していく。
2-4	市立幼稚園･保育施設における指導方法の研究や教材の点検、作成などを行い、男女平等の教育、保育を推進する	保育課	【231008 】公立保育所通常保育事業 【231009】私立保育所通常保育委託等事業	「新保育の道しるべ」の基本方針に男女共同参画の理念を明記して7月に発行。11月に公私立保育所及び認可外保育施設の職員を対象に、学識経験者により全体研修 『保育所保育指針の改定と「伊丹市保育の道しるべ」の活用について』を行った。公私立保育所からは282名の参加があり、新保育の道しるべの活用方法等を啓発した。認可外保育施設からは8名の参加があった。	質の高い保育を目指すため園内研修･公開保育･学識経験者の指導等を重ね、保育の実践で「新保育の道しるべ」を使用しながら、随時評価･見直しを行うと共に、平成23年度は5歳児年齢別研究会を立ち上げる。
		学校教育担当	幼稚園教育研究推進担当者会及び研究発表会	友だちとのかかわりを通して、互いの存在を大切にする思いやりの気持ちが育ち、男女にとらわれることなく仲間づくりを行うことができた。	友だちとのかかわりの中で、人権感覚を養い、心豊かに育ちあう幼稚園教育をさらに推進していく。

②男女平等の視点に立った進路指導、職業観教育

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
2-5	固定的な男女の役割分担にとらわれず主体的に進路の選択ができるよう、進路指導の充実やキャリア教育の推進に努める	学校教育担当	①中学校進路学習ノート(1･2年生用)改訂委員会 ②進路指導担当者会(3年生用)	進路学習ノートの効果的な活用を通して、固定的な男女の役割分担にとらわれず、個々の適性に応じた進路選択ができるよう、中学3年間の継続的な進路指導およびキャリア教育を行った。	常に実態に即した進路学習ノートの改訂を行うとともに、効果的な活用法を研究している。

2-6	「トライ・やるウィーク」における活動事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒の主体性を尊重した選択が行えるよう留意する	学校教育担当	【212006】「トライやる・ウィーク」推進事業	「トライやる・ウィーク」において進路学習ノートを活用しながら、男女にとらわれず、生徒一人ひとりが主体的に自らの興味・関心に応じた事業所を選択することができた。	1年生の時から進路学習ノートを計画的に活用し、男女の固定的な役割分担にとらわれず、将来の自分を見据えた事業所選択が行えるよう指導を行う。

③子どもの自尊感情やコミュニケーション能力を高める教育

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
2-7	子どもの自尊感情の育成や暴力によらないコミュニケーション能力の向上について取り組む	学校教育担当	各教科学習、道徳教育及び人権教育	道徳の時間及び教科等、学校教育活動の中で、自尊感情を高める授業を行った。また、小学校では「ことば科」、中学校では「グローバルコミュニケーション科」を市独自教科として設定し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上や自己表現力の育成に努めた。	子どもにとって影響の大きい、テレビや雑誌、ゲームなどのバーチャルな世界と現実の世界の違いを認識させ、人と人とのふれあいを大切にしたコミュニケーション能力の育成を図る。

④教職員へのきめ細やかな研修の実施とPTA・保護者などへの啓発

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
2-8	教職員、保育士に対して、男女共生教育や男女共同参画についての研修や啓発を実施するとともに、手法などを工夫し、研修内容の充実を図る	保育課	【231008 】公立保育所通常保育事業 【231009】私立保育所通常保育委託等事業	公私立保育所および認可外保施設の職員を対象に実施。①人権研修「ノロノロの歩みから」では講師の体験に基づいた、男女差別を中心とした様々な人権問題について学んだ。公私立保育所からは269名、認可外保育施設からは7名の参加があった。②「教職員プログラム　CAP大人ワークショップ」では子どもに自尊感情の大切さを知らせる保育者としての関わりについて学んだ。	公立保育所では各園で人権研修を行ったり、他園の人権行事に参加してお互いに研鑽し合う機会を設けた。研修内容の見直しや充実を図り、研修を通して共に人権意識を上げていく。
		総合教育センター	【211608】人権教育研修会推進事業	※＜2－2＞【211608】人権教育研修会推進事業と同様	学校園における命を大切にする授業づくりを進めるにあたり、男女共生の視点を交えた内容で教職員対象の研修を継続的に実施する。
2-9	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、教職員への研修を充実させるとともに、児童・生徒への相談窓口の周知と保護者への情報提供を行う	総合教育センター	【212105】教育相談・特別支援教育相談	教育相談について、当センターのリーフレットやホームページ、市の広報等で広く知らせている。相談受理ケースの中には、セクシャルハラスメントを主訴とするものもあり、相談員の会議で検討し丁寧な対応に努めている。	引き続き相談窓口を広く知らるとともに、セクシュアル・ハラスメント防止のため教職員向けの研修会をおこなう。
2-10	職務分担などが男女の固定的な役割分担によらないよう働きかけるとともに、学校運営に男女共同参画の視点が生かされるよう教職員の意識改革を図る	職員課	—	校園長会において校務分掌に男女の区別や差がないように周知した。また、各校園の校務分掌の決定において、男女の性差に関係なく適材適所に留意した配置を行い、職場をより活性化させるよう校園長に指導した。	各校園において、各々の実態や、業務遂行の効率を考慮し、男女の性差に偏ることなく、より適材適所の配置に努めていく。

2-11	学校園、保育施設での男女共生教育や男女共同参画を推進する取り組みの状況を、参観や懇談会、保護者だよりなどを通じて保護者に知らせ、意識の浸透を図る	保育課	【231008 】公立保育所通常保育事業 【231009】私立保育所通常保育委託等事業	園便りや掲示物の内容は、固定概念にとらわれない観点で表現するよう配慮し、参観や懇談会などでは保育や保育士の関わり方を通して、自然な形で意識の浸透を図っている。男性保育で1名が育児休暇を取得中。（平成22年度の男性保育士は4名。平成23年度は新規採用で1名増。）	固定概念にとらわれない保育の充実に努めていく。
		学校教育担当	道徳教育、人権教育等、全教育活動	学校園での日常の取り組みを、学校園だよりやホームページ等により保護者や地域に情報発信するとともに、オープンスクールや授業参観、行事等をとおして取り組みを公開した。	引き続き、学校園だよりやホームページ等をとおして、男女共生教育や男女共生参画を推進する取り組みの状況を保護者に知らせることにより、意識の啓発に努める。
2-12	ＰＴＡ活動に男女共同参画の視点が生かされるよう啓発や働きかけを行う	社会教育課	【230608】ＰＴＡ関係家庭教育推進事業	男女共同参画の基本方針を伝えるとともに、団体での事業形態に合わせた啓発活動を促した。 ＰＴＡ連合会で実施している広報セミナーにおいて、男女共同参画の視点も含み講義を実施するよう働きかけた。（平成23年度　広報セミナ　男女共同参画の視点も含み講義を実施した。広報課確認）	男女共同参画講座情報･イベント情報の紹介を行う。また、広報セミナーを通して、男女共同参画の視点を多くの方に広める。
2-13	ＰＴＡ活動に職業を持つ保護者が参加しやすいような活動時間･内容の設定を検討するよう、働きかける	社会教育課	【230608】ＰＴＡ関係家庭教育推進事業	PTA連合会の会合や事業では、保護者が参加しやすい時間帯を設定する等、配慮をするよう働きかけた。 理事会等の会議は午前中の開催が多いが、出席率も高く、数名のメンバーでの会議であるため、会議の内容やメンバーの事情に合わせ、時間帯等の配慮を行っている。 また、フルタイムで働く女性等、各々の事情を汲んだ実施方法となってきた。	今年度も引き続き参加しやすい時間帯の会合を促す。

【基本課題３】　男女共同参画を推進する生涯学習の充実

①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
3-1	男性の子育て参加の促進など、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進する	家庭教育課	【212102】草の根家庭教育推進事業（パンフレットの作成）	父親の子育て参加を促す内容を取り入れた家庭教育パンフレットを作成し、4カ月健診時に保護者へ配布し、啓発を図った。 4ヶ月健診時･･･月2回、延べ24回.参加者数2,003人.家庭教育ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ「子どもは社会の宝です」の配布とビデオ「新米ママ＆パパに贈るﾒｯｾｰｼﾞ」上映。 3歳児健診時･･･月2回、延べ24回.参加者数1,924人.「3歳児からの家庭教育のしおり」の配布。 就学前･･･小学校1日入学時.参加者数3,504人（保護者の児童）.配布資料「家族っていいな！」.腹話術で基本的な生活習慣の大切さや親のとしての在り方を考える機会とする。 思春期･･･中学校入学説明会時.参加者数1,816人. 配布資料「どんと来い思春期！」「思春期の心理と行動」. 講話内容「思春期の心理と親の対応」。 ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄの配布については一人ひとりに声を欠けながら手渡しをし、家庭教育の啓発を行なっている。	パンフレットの内容の充実

②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
3-2	女性・児童センターにおいて、男女共同参画を推進する情報や学習機会を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	女性交流サロン主催事業、他市における情報（チラシ、情報誌等）を配架し、センター来館者に幅広く提供することに努めた。また、全講座において男女共同参画に関する情報の提供を実施。（講座関連図書リストの発行、情報誌「ハートメール」の発行、情報相談）来館者が情報、相談、事業のどの窓口から入ってきても、男女共同参画の理念を学べるようにセンター機能を充実させたことで、学習機会と情報を提供することができた。	より多くの市民に女性・児童センター機能の周知が必要であることから広報活動に力を入れていくことが必要である。また、センター講座受講生による自主グループとともに実施している協働事業を引き続き継続していくことで口コミによる周知となり、集客率へとつなげていくことができる。
3-3	社会教育、生涯学習施設において、男女共同参画を推進する学習活動を行う。または情報提供や働きかけを行う	社会教育課	【220701】生涯学習センター管理運営事業 【220801】北部学習センター管理運営事業	ラスタホール・きららホールにおいて、生涯学習関連講座・イベントを実施し、乳幼児と保護者を対象とした講座や、子どもから高齢者まで集うことのできるイベントを充実させた。 ラスタホールでは定年退職された方をメインの対象とした講座において、受講者が独自のサークルを立ち上げる等の活動支援を行い、また、学生と一緒に企画した講座を提供した。	引き続き講座等の内容を充実させ、市民の満足度を高めるとともに、自発的な活動の支援を行う。また、今後もそれらの団体が自らの経験やサークルで培った経験を活かし、多くの方へ提供する等の講座を行うことで、生涯学習の機会を増やすための策を講じていきたい。
		公民館	【220603】公民館事業推進委員会活動事業 【220605】講座等生涯学習活動支援事業	①市民講座「魅学！磨く！自分らしさを輝かせるわたしスタイル」 社会進出や地域貢献を視野に入れ、自分らしさを輝かせるための前向きな生き方を学んだ。講師への受講者の反響は大きかった。 ②市民アカデミー「日本の女性政治家」 日本の政治を切り拓こうと奮闘している女性政治家たちの個性と政治信条から政治を市民目線で問い直した。政治の場でいかに女性が力を発揮してきたか、その実績を学びながら、今後の女性の果たす役割について考える機会となった。	男女共同参画は公民館が重点的に取り組むべきテーマの1つであり、これまでも多様な目線で男女共同参画をとらえ講座を実施してきたが、今後もより工夫し、女性だけでなく男性にも働きかけられるような内容のものを取り入れていきたい。
3-4	講座の主旨や講師の発言などが男女共同参画の視点を欠いたものにならないよう努める	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	事業実施に際し、男女共同参画の視点がぶれることがないように配慮し、講師に対しても事業実施目的、趣旨を踏まえた上での交渉、打合せを行った。	講座における講師との打合せで、男女共同参画の視点がぶれる可能性のある講師に関しては、交渉段階で断ることが必要である。また、事業趣旨を講師へ明確に伝えるため各職員のスキルアップが常に必要である。 ・職員研修の実施（外部研修とブラッシュアップ研修） ・男女共同参画センター関連施設とネットワークの推進 ・情報ネットワークの構築
3-5	講座などの開催時には一時保育や介護サービス、手話通訳・要約筆記サービスを実施し、多くの市民が参加しやすいよう配慮を行う	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	一時保育は、「PCヘルプデスク」以外の事業において需要もあり提供することができた。しかし、介護サービス、手話通訳に関しては本年度は実施していない。（本年度の申し出はなかった） 要約筆記（筆談）に関しては、職員によるサービスになるが、本年度の利用者はなかった。	だれもが安心して利用できる施設にしていくためのサービスとして一時保育事業は充実しているが、介護サービス・手話通訳のサービスに関しては、現在のところ実施していない。筆記要約（筆談）に関しては、需要がないもののサービスが滞りなく実施できるように23年度は研修をしていきたい。

③男女共同参画に関する地域における学習機会の提供

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
3-6	男女共同参画についての広報・啓発活動を推進するとともに、地域お前講座などを活用し、正確な理解の浸透に努める	同和・人権推進課	—	男女共同参画についての啓発として、センター通信「ハートメール」の発行（年6回）、男女共同参画情報紙「com-com」発行（年2回）、男女共同参画に関する出前講座の実施（4件）し、男女共同参画についての広報・啓発を行った。	一部の層への啓発に留まらず、広く市民へ男女共同参画の考えが浸透するように、広報伊丹やまちづくり出前講座等などを活用して、男女共同参画の啓発機会を増やすよう取り組む。

3-7	男性にとっての男女共同参画の意義や、生活自立のための知識・技術などについて、情報提供や啓発を行う	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	男性をターゲットとした料理教室や比較的入りやすいパソコン講座を通して男女共同参画の理念を浸透させる機会を設けた。また、高齢者向けの講座には夫婦での参加も見られた。そして、常に図書の企画展をしていることもあり、図書の貸し出しや情報相談に男性の利用が増えつつある。 また、児童会館事業においても男性保護者を対象とした事業を実施することで男性の生活力への促進へとつなぐことができた。	男性が気持ちよく参加しやすい講座の企画が必要性である。 昨年度に引き続き、親子科学やパン作りに加え、ツインズひろばにおける「パパといっしょに遊ぶ」をテーマに親子で遊び、後半は男性たちの日頃の思いを語り合える場として「しゃべり場」を実施（6/19）。この事業は、昨年の企画力UP セミナー修了生がファシリテーターとして参加。
3-8	様々な暴力を防ぐために、暴力に依存しないコミュニケーション能力について学習機会を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	自尊感情トレーニングやCRを通して自分自身に向き合い、自分と他者との感情について実践的な学びを提供した。また、DVやモラルハラスメント、パワーハラスメントの基礎講座を実施し、学習の機会を提供した。 その他、パネル展示、企画展、情報相談（総数458件）等においても情報から学びの場へとつなげた。	自尊感情トレーニングは、継続事業の必要性があり、23年度は2サイクル実施する予定である。 また、暴力の概念（パワーとコントロールの関係）を広く周知していくことの必要性が22年度事業から見えてきたことから講座、情報提供等で学習の機会を提供していく。 ・講座（自己尊重トレーニング、暴力防止セミナー等） ・情報の充実（パネル展示、本の企画展等） ・情報相談の実施

④多様な選択を可能にする「キャリア教育」の推進

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
3-9	固定的な男女の役割分担にとらわれず主体的に進路の選択ができるよう、進路指導の充実やキャリア教育の推進に努める	学校教育担当	①中学校進路学習ノート（1・2年生用）改訂委員会　②進路指導担当者会（3年生用）	※＜2－5＞と同様	※＜2－5＞と同様

基本目標Ⅱ　男女が対等に働ける環境づくり

就業は、生活自立と精神的自立を支える経済的・社会／文化的活動です。人間の厳尊を支える基本的人権のひとつです。少子高齢化・グローバル化の進展する今、経済・社会の活性化のために女性をはじめとする働きたいすべての人の多様な創造力が求められています。

男女共同参画の推進は、これに応えて、①雇用の場でのさまざまな男女格差の解消（「雇用の機会や職場での賃金・待遇」について、「男性優遇」（「やや男性優位」を含む）と考えるのは女性 75.8%、男性 71.1%（市調査））、②自営業・農業等における女性の働きの評価と社会的地位の向上（県下の女性０の農業委員会数、伊丹市も含めて現22市町からH27年までに0市町をめざしています）、さらに新たな問題、③貧困の女性化（貧困が女性に広がっていること）対策等に取り組んでいます（→基本課題 5 参照）。

女性の能力開発は、県男女共同参画センターを中心に伊丹市を含む 19 市にある「女性チャレンジひろば」（→基本課題 5 参照）を拠点に展開されています。

就業における男女平等の実現と同時に、男女共同参画社会が、なお男性片働き前提の社会／文化での働きすぎ、精神的重圧の下にある男性にとっても生きやすい、生きがいのある社会であることの認識が深まっています（自殺者の７割が男性、県の自殺率は全国 16 位）（→基本課題 1 参照）。

女性の「上への」・「横への」・「再」チャレンジ支援、男女の仕事と生活の調和の推進、自立・自律の社会人・職業人としての次世代育成等は、今後の重点課題です（課題１・５参照）。政策室、商工労働課、広報課、人材育成室、（人事研修課）、危機管理室、農業政策課、生活支援課、まちづくり推進課、同和・人権推進課、教育委員会等の連携と協働で取り組まれるべき課題です（基本目標Ⅵ参照）。

【基本課題４】　雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み

「市調査」によると、「男女雇用機会均等法」「セクシュアル･ハラスメント」「女性差別撤廃条約」という言葉の内容認知度は、各々52.4%、68.9%、12.0%で平成 16 年度から各々20%前後減少しています（「女性差別撤廃条約」については、H21 35.1%、H27 までに目標 50%（全国））。

今日、女性の就業への意欲は高まっています。「女性が仕事をもつことについて」、市では「出産で中止し、子育てを経て再就職」（女性 52%）、「継続就業」（女性 26.1%）が上位を占めています。但し、後者については、30 代から 50 代女性は 3 割から 4 割に近づきます。

「パートタイム労働法」等も含め、法制に関しては、その趣旨や内容が改正される都度、雇用者･労働者双方に周知徹底され、また、まちづくり推進課の出前講座等を活用して労使双方が学習機会をもったり、合同の話し合いの場をもつことも期待されます。

事業所に対しては、男女共同参画への積極的な取り組みへの行政指導と共に、それに応える事業所顕彰などを通して広く市民にも課題への関心を喚起することが期待されます。非正規労働者が多い女性（その 7 割）にとって自立・自律が困難ですが、どのような形態の働き方を選ぼうと、安心して働ける雇用環境の整備・適切な雇用管理の確立が望まれます。

（左写真）男女共同参画推進事業所表彰を受けた
㈱関西スーパーマーケット（右）と
サカタインクス㈱（左）

【基本課題５】　男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備

女性をはじめ多様な人材の活用による経済･社会の活性化策（「国第３次基本計画」において「改めて強調している視点」の①）の下、女性の能力開発（チャレンジ・エンパワーメント）が推進されています（H15「次世代育成支援対策推進法」と共に「女性のチャレンジ支援策の推進について」が男女共同参画推進本部で決定されています)。

これに応えて､さまざまなチャレンジ(継続就業や多様な起業へのチャレンジと共に、行政・企業・学校等における昇進･昇格〈上へのチャレンジ〉や女性の少ない職域への進出〈横へのチャレンジ〉、仕事を中断した女性の再就職や地域活動への参画等〈再チャレンジ〉）を支援する拠点（「女性チャレンジひろば」）が県の男女共同参画センターをはじめとして伊丹市を含め 19 市に開設されています。

市においては、まず「ひろば」(市の男女共同参画センター（女性･児童センター・女性交流サロン)）の周知徹底が計られると共に（「女性チャレンジひろば」「女性交流サロン」の内容認知度（「よく知っている」「少しは知っている」）は、各 2.5%と 5.3%)、個々の事業展開については、「チャレンジひろば」を拠点として、全庁におよぶ課題として、庁内部・課の連携と協働、そのための協議の積み重ねが必要です。

また、子育て・介護などを担い、生活との両立を考え、パートタイム労働をはじめとする非正規労働を余儀なくされ､生活困難と健康不良に陥る女性の問題が浮上してきています。女性の就業一般に係る市の実態把握が求められます（年収２００万以下の給与所得者の割合（H19)：男性 10%　女性 43.71%、非正規から正規への移動率（H21)：男性 39.5%　女性 18.8%　全国)。

自営業者や農業では､家族従業者として大きな担い手である女性の経営の立案や決定への共同参画の推進が期待されています。とりわけ女性の農業従事者は 5 割を占め、加工業や地域の活性化にも貢献していますが、働きへの相当な評価はなく、県内農業委員にしめる割合は 2.7%（H22)、伊丹市は 0%（H23）です。県は女性のいない農業委員会数 0（H27）をめざしています。

経済活動の低迷が続く中、若者の生活の自立は難しくなっています。若者と事業所とのマッチングの場をつくり、成果を上げている商工労働課の取り組みは評価されます。次世代への「働くこと」に関わる学習・教育を考えると共に、公立中学校における職業体験と並んで公立高等学校におけるインターンシップの実施への用意が期待されます。

【基本課題６】　男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

保育所の整備事業はH23年1月､駅前ショッピングセンター内に､認可乳児保育園(定員45名)が開設されました。H23年4月には認定子ども園が開所、市内5カ所では休日保育の実施を行っています。病児保育は市内2カ所になります。

共働きの家庭やシングルの家庭にとって保育所は命綱となります｡今後のさらなる充実を期待しています｡住友電工では企業内保育所がありますが､その他の企業内保育所設立がまだまだ実施に至らないのは残念です。積極的な働きかけをお願いします。

学童期の保育として市内17カ所の児童くらぶがあります。小学1年～3年生の放課後の保育を実施しています。働く保護者にとって大切な存在です。17 くらぶのうち 9くらぶが18時までの延長保育を実施しています。かねてより指摘をしてきましたが、4年から6年の放課後の居場所について検討をしていただきたいと思います。子どもたちが安心して安全に過ごせる場所は、子どもにとっても、働く保護者にとっても必要不可欠と考えます。

ファミリーサポートセンター事業では、公開講座や交流会の機会を捉えて、子育て支援センター職員が一丸となって PR 活動を行いました。その結果会員数が H22 年には2,152人と前年度より126人増加し、男性協力会員は13人増の31人となっています。男性会員の増加は特筆に値します｡事業展開において男女の比率が平等に近づくことで、男女共同参画社会の実現が期待できます。今後も積極的な働きかけを期待しています。

子育て支援は、社会全体で子育てをしていくといった基本的認識の下、父親の育児参加の促進を目指しています。あらゆる機会を捉えて、子育てを家族全体で、また地域や公的サービスなど社会全体で支えています。地域全体への浸透をさらにお願いします。

ワーク・ライフ・バランスの STEP　UP セミナーは産業・情報センターにて全3回行われました。事業経営者、働く母親、学識経験者によるもので、ワーク・ライフ・バランスを積極的に取り入れている経営者の話や働く女性の立場の話など､今後仕事と育児・介護などの家庭生活をいかに両立させるかが課題であり、参加者の関心も高かったと思われます。

市民に向けては女性・児童センター通信｢ハートメール｣22年9月号に改正｢ワーク・ライフ・バランス｣に関する記事が掲載されました。また次世代育成支援行動計画「愛あいぷらん」後期計画に、働き方に見直しによる仕事と生活の調和の推進を位置づけています。これまでの偏った働き方の是正を、早急に見なおす必要があります。

事業所に対しては､男女共同参画を推進している事業所を募集し､表彰をしています。H22年度は㈱関西スーパーマーケットとサカタインクス㈱が表彰されました。

■基本目標Ⅱ■　各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容

【基本課題４】　雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み

①労働基準法、男女雇用機会均等法などの周知と定着

②雇用の場での男女平等を推進するための啓発

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
4-1	労働基準法や「男女雇用機会均等法」などについて関係機関と連携し、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	商工労働課	―	平成23年2月15日号広報紙にて、4月1日から次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出が301人以上から101人以上に変更になる旨の、記事を掲載し、広報に努めた。また平成22年11月1日号広報紙にて「兵庫県最低賃金」のお知らせを、11月15日号広報紙では、「パートタイム労働法」についての啓発記事を掲載し、制度の周知に努めた。	関係機関と連携し、随時、広報・啓発に努めていく。
4-2	女性雇用のための労働相談をするとともに、窓口の周知に努める	商工労働課	【510302】労働相談事業	労働相談において、毎週水曜日は就労に関する相談を中心に労働関係全般の相談、毎週土曜日は社会保険をはじめ労働関係全般の相談を実施し、その中で女性も含めたあらゆる方々からの相談に対応。平成22年度は年間36件の相談を受け、問題解決に寄与した。	相談者が減少しており、さらなるPRを図ると共に、事業の検証を行う必要がある。

③企業のポジティブ・アクションの取り組みの推進と評価

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
4-3	労働基準法や「男女雇用機会均等法」などについて関係機関と連携し、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	商工労働課	―	※＜4－1＞と同様	※＜4－1＞と同様
4-4	女性の登用や仕事と家庭の両立支援など、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を取り上げ、市民に広報する	同和・人権推進課	【133407】男女共同参画計画周知・啓発事業	＜男女共同参画推進事業所表彰＞ 男女共同参画を推進している事業所を募集し、表彰事業所を決定し、広報伊丹（5月1日号）への掲載や、ホームページ掲載、女性交流サロンでのパネル展示などで、広く周知を図った。	引き続き、事業所表彰を行う予定だが、表彰される事業所のメリットという点で事業所のイメージアップが重要であり、そのためにも、より多数の市民が集まるイベント等で、表彰式を行い、市民及び他の事業所への周知を図る。
		商工労働課	―	男女共同参画課で実施の「男女共同参画推進事業所」「男女共同参画川柳」の募集チラシを共済ニュースや商工ジャーナルに挟み込み、広報に協力した。	関係機関・関係部署と連携していく。
4-5	入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況についてのアンケートを実施し、事業所の男女共同参画への理解を推進する	契約・検査課	―	平成23・24年度入札参加資格審査申請（平成22年12月20日から平成23年1月21日まで受付）に伴い、市内事業所の男女共同参画の推進状況に関するアンケート調査を行った。	
		同和・人権推進課	―	入札資格審査申請の際に各事業所における男女共同参画の推進状況についてのアンケートを実施し、男女共同参画に対する事業所の取り組み状況を把握につとめた。	現在結果を集計中であるが、今後HP等を通じて、結果を公表し、事業所の男女共同参画への啓発に活用する。

④雇用の場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
4-6	労働基準法や「男女雇用機会均等法」などについて関係機関と連携し、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	商工労働課	―	※＜4－1＞と同様	※＜4－1＞と同様
4-7	出前講座の活用などにより、事業所と連携したセクシュアル・ハラスメント防止、及び発生してしまった場合の対応について情報提供や啓発を行う	同和・人権推進課	―	人権研修資料として、セクシュアルハラスメントをテーマにしたビデオ等の提供（人権教育室との連携）を行い、一定の利用があった。 女性のためのカウンセリング枠に、セクハラ相談を盛り込み発生してしまった場合の相談場所の提供を行った。（年間相談件数　0件）	市民向けのセクハラ相談の利用者が少ないので、相談カードの配布等を通じて市民への周知を充実させる。
4-8	セクシュアル・ハラスメントに対する相談を実施するとともに、窓口の周知に努める	同和・人権推進課	―	女性のためのカウンセリング枠において市民向けセクハラ相談を実施するとともに、女性のための相談窓口を記載した相談カードを作成し、市内公共施設に配置し、窓口の周知に努めた。	引き続き、相談カード等で周知を図る。

【基本課題５】　男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備

①昇進・昇格や職域の拡大など働く女性へのチャレンジ支援

②就労・再就職支援、起業支援など働きたい女性へのチャレンジ支援

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
5-1	働く女性のステップアップのための資格や技術の習得につながる学習機会を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	再就職に向けたスキルアップや働き方などの学習のほかチャレンジひろばの中で伊丹の就職情報を定期的に提供した。結果、チャレンジ相談につなげることができた。 また、22年度新規事業として女性の経済力を推進するイベント「ぐるっと一日だんじょきょうどうさんかく」を実施することで今まで参加することのなかった人たちの参加に結び付けることができた。	チャレンジひろばの周知を改めていく必要があるため、23年度は再就職・自分探し、労働に関する制度についての事業展開をしていく予定である。また、資格講座として会計ソフトインストラクター養成講座を実施予定。 ・チャレンジ関連図書の充実 ・チャレンジサイトへの情報提供 ・就職情報の閲覧 ・情報相談の実施
		商工労働課	―	求職者就労支援セミナーや産業・情報センター事業で託児付きセミナーを実施。 【産業・情報センター事業】 ■託児付き女性起業支援セミナー【たった4ヶ月でOLから社長になった女性企業家が教える「女性起業のための成功の法則！」】 日時：平成23年1月25日（火）14：00～16：00 講師：写真名刺.jp 佐々妙美 女性講師による、自身の起業に至るまでの経験談やモチベーションの維持について講演、これから起業や再就職を考える方への自己啓発を行った。 参加人数：55名 【求職者就労支援セミナー】 タイトル：「自己PRトレーニング」 日時：平成23年3月19日（土）14：00～16：00 講師：坂元晶子　（有）スマート・アイ　パートナー 参加人数：4名 ※託児は1名のお申込を受け付けたが、前日お子様の発熱によりキャンセルとなった。	関係機関と連携・協議し、子育て中の女性が参加しやすいよう、可能な限り託児室を設けるなど検討する。

5-2	女性の職業意識やキャリアの形成など、就労・再就職を支援する学習機会や情報を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	※＜5－1＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様	※＜5－1＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様
		商工労働課	―	※＜5－1＞と同様	※＜5－1＞と同様
5-3	起業講座や起業相談など起業支援事業への女性の参加を促進する	商工労働課	―	※＜5－1＞と同様	※＜5－1＞と同様
5-4	就労・再就職、起業、スキルアップなど、女性のチャレンジを支援するための相談事業や、チャレンジモデルの紹介、サイトの開設など情報提供を行う	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	※＜5－1＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様	※＜5－1＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様

③多様な働き方に対応した条件の整備

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
5-5	「パートタイム労働法」や「派遣労働法」など多様な働き方に関する法制度について周知、啓発を行う	商工労働課	―	平成22年11月15日号広報紙にて、「パートタイム労働法」について啓発記事を掲載。あわせて問題が発生した場合の相談先である兵庫労働局の担当部署の連絡先も掲載した。	関係機関と連携し、必要な周知・啓発を行っていく。
5-6	NPOやワーカーズ・コレクティブなどコミュニティ・ビジネスへの取り組みについて情報提供など支援を行う	まちづくり推進課	【133704】市民まちづくりプラザ事業	NPOに対する設立等相談件数が21年度17件から22年度26件に、また、22年度からの新規講座として、地域活動活性化ランチタイムカフェ・市民みんなが先生徒講座・たみまるカフェなどを実施し、各種講座等への参加人数は21年度950名から22年度1,350名に増加し、市民活動の支援に役立った。	22年度は講座の種類を増やすなど、積極的に事業を展開した結果、参加人数が昨年度に比べて増加した。引き続きNPO支援や各種講座の内容の充実を図る。

④農業や商工業など自営業における女性の評価と、生活の場における男女共同参加

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
5-7	農業分野における家族経営協定の啓発と普及の促進を図る	農業政策課	―	家族経営協定締結について集会等で概要説明を行い、家族経営協定啓発を継続実施した。	平成10、11年度に計4家族で締結されたが、以後新たな締結には至っていない。農業振興地域においては家族経営協定の締結が、国庫補助等の支援対象条件になっており積極的な締結が行われているが、本市のような市街化区域においてはこのような条件がないことから、これまで農業者の積極性のみに頼ってきた。協定締結による具体的効果が見えないことが、協定が進まない原因と考えられるため、協定の締結にこだわらず農家女性の組織化の推進や研修の充実などの農家女性を支援することを通じて男女共同参画に寄与することとする。
5-8	自営業における家族従業者において、男女が共に家族的責任を果たすことができるよう情報提供や啓発を行う	商工労働課	―	ワーク・ライフ・バランス STEP UP セミナーを実施。詳細は6-6、6-7参照。 男女共同参画課で実施の「男女共同参画推進事業所」「男女共同参画川柳」の募集チラシを共済ニュースや商工ジャーナルに挟み込み、広報に協力した（再掲）。	商工会議所等関係機関と連携し、情報提供や啓発を図る。

5-9	農業団体や商工関係、経営者団体などに対する研修会を行い、男女共同参画の推進を図る	商工労働課	―	関係機関と連携し、セミナーを共催。 男女共同参画課で実施の「男女共同参画推進事業所」「男女共同参画川柳」の募集チラシを共済ニュースや商工ジャーナルに挟み込み、広報に協力した（再掲）。	予算的な制約や実施する機会がないため実施することが出来なかったので、市の関連団体等と相談しながら各団体のニーズに合う研修会を実施できるよう検討したい。
		農業政策課	―	農会長会（各地区農会長25名）会員ほかを対象とした「都市農業問題講演会」で、講師に関西国際大学の濱田格子講師を迎え、「地域における子育て支援～未来に伝えたいこと～」をテーマに講演を行った。現在の子育てと40年前の子育ての違いなど、子育ての視点から男女共同の啓発を図ることができた。	「都市農業問題講演会」は女性のための行動計画の取組の一環として継続実施している。各地区の農会長25名はその半数以上が毎年交替されるが、より多くの農業者に最新の情報を提供するため、講演会の実施にこだわらず、男女共同参画の啓発用パンフレット配布等も新たに進める。
5-10	実態調査などを通して、女性労働の実態把握に努める	商工労働課	―	平成21年度実施の「伊丹市工業実態・意向調査」において調査した内容を踏まえ、平成22年度は年4回開催した「労働問題審議会」において検討。	平成22年度に労働問題審議会を開催し、実態・意向調査の結果について概要を報告した。 答申の中では、市内事業所の規模が小さいという事情があるものの、次世代育成支援対策法に基づく事業主行動計画の策定状況やワーク・ライフ・バランスの浸透度合いが低いことから、「②就労環境の整備」として、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを一層進めることが必要であるとの記載がされている。
		農業政策課	―	平成21年度に緊急雇用就業機会創出事業を活用し「農家女性の就業条件の実態等に関するアンケート調査」を実施した。引き続き農家女性からのヒアリングに努めた。	平成21年度の「農家女性の就業条件の実態等に関するアンケート調査」を踏まえ、継続して農家女性のヒアリング等を通じて、農家の男女の労働実態や意識の変化を把握する必要がある。

⑤若者の自立支援、「ニート」対策

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
5-11	高校において、インターンシップなどの取り組みにより生徒の職業意識を高める（高等教育改革推進担当）	学校教育担当	総合的な学習の時間	自分は将来どんな人間になりたいのか、また、「仕事」や「働くことの意義」について、考える機会になった。	卒業生や職業人等による講話、職業調べ学習や発表会を実施する。
5-12	「ニート」を含む若年者の就業を支援するため、職業意識の形成や適性診断などセミナーの開催や、仕事探しの悩みや情報提供などの労働相談を実施する	商工労働課	―	・労働相談 ・就職支援セミナー ■【2010ヤングサポートフェア＆産業マッチングフェアin伊丹】 日時：平成22年11月19日（金）10：00～16：00 若年者を対象とした伊丹市内事業所の就職面接会を実施。 参加人数：500名（産業マッチングフェア含む） 内ヤングサポートフェアでは12企業が22職種28人の求人を出し、そこに若年者164人が応募し、内5人が就職された。	労働問題審議会において、市内には中小企業が数多く存在するのに就職難の現在も中小企業に求職者が集まらないのは、若年者が市内中小企業のことをほとんど知らないからではないか、という議論になった。そこで、23年度は8月末に市内中小企業の説明会を開催し、10月に若年者就職面接会と産業マッチングフェア的な催しを関係機関と連携し、実施予定。今後も若年者の就労支援のため、より充実した内容にすべく関係機関と連携し、随時、効果的な広報・啓発に努めていく。

【基本課題６】　男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

①保育サービス・児童くらぶなどの充実

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
6-1	保育所の整備に努め待機児童の解消を図る	保育課	【231102】私立保育所整備費補助事業 【231204】認定こども園運営補助事業	①平成23年1月に中心市街地の駅前ショッピングビル内に認可乳児保育園（定員45名）を開設した。②平成23年4月に幼保連携型認定こども園（対象0～2歳児　定員70名）を開所するための支援を行った。	（仮称）神津認定こども園の実施設計策定及び民間認可保育所の誘致など、「認定こども園等就学前児童施設整備計画」を推進し、保育所定員の増員を目指す。

6-2	多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実に努める ▽延長保育 ▽休日保育 ▽一時保育 ▽病(後)児保育▽障害児保育　など	保育課	【231001】公立保育所延長保育事業 【231002】私立保育所一時保育事業費補助事業 【231003】私立保育所延長保育事業費補助事業 【231004】私立保育所休日保育事業費補助事業 【231005】病後児保育委託事業 【231006】統合保育事業	平成23年1月に新設した保育所が、市内2ヵ所目となる病後児保育・20時までの延長保育・全就学前児を対象とした休日保育の事業を実施。休日保育の実施は市内5ヵ所となる。また支援を要する児童の保育については、公立は統合保育、私立は保育士の加配補助と共に、公私立保育所へ心理士による巡回相談で支援を必要とする子どもへの助言・相談を行っている。	さらに高まるニーズに応えるために、認定こども園の設置や民間保育所の誘致により延長保育・一時保育などを充実させる。
6-3	事業者などに対して企業内保育所の設置への働きかけを行う	保育課		企業内保育所設置に向けての相談を受け、県の助成制度等の情報提供を行ったが、開設までは至っていない。	民間の認可保育所の誘致及び認定こども園の設置に向けた取り組みによる保育所の定員増員を優先的に行う。
6-4	開所時間、開設場所、施設・設備、指導員の資質や待遇、保育内容などの改善に努め、児童くらぶの充実を図る	家庭教育課	【211401】児童くらぶ事業	①延長保育の実施 17くらぶ中、9くらぶにおいて、17時～18時の1時間、延長保育を実施した。 ②指導員研修の充実 17くらぶにおいて、保育指導の研修。また、全体研修(普通救命講習会.ﾈｲﾁｬｰｹﾞｰﾑ.読み聞かせ.心のｹｱｰ.実技.人権.支援を要する児童との関わり)を実施。 児童くらぶの利用は1年～3年生が対象である。全学年対象の居場所作りとしては花里小学校放課後子ども教室・北っ子広場・さくらっこ子どもの居場所の3ヶ所を開いているが高学年の利用は殆ど無い。	延長保育の検証を行うとともに、年2回発達支援児巡回指導研修を実施し、更なる指導員研修の充実を図る。
6-5	ファミリーサポートセンター事業についてさらに広報し、活用を推進する。高齢者を含む男性会員の獲得に努める	子育て支援課	【230702】育児ファミリーサポートセンター事業	ファミリサポートセンターが主催する公開講座や交流会などの事業の参加者に対して会員登録を求めた。従来の交流会に加えて日曜日にいたみホールで開催した子育てフェスタにおいて、出張型ファミサポとして、その場で会員登録を行い、男性など普段関わりの少ない層へPRを行った。また、ファミリーサポート会員の生の声が多数掲載されている会員向け情報誌「ファミサポ便り」を必要数よりも多く印刷し、従来からの子育て支援課や子育て支援センターにおける配布に加え、平成22年度からは各幼稚園で開催する「みんなのひろば」でも配付を行った。PR活動の結果、会員数2,152人と前年度より126人増加。男性協力会員は31人となり、13人増加。特に、子育て支援センター職員がファミリーサポートセンター事業の重要性を共有し、一丸となってPR活動に取り組めたことが最も大きな成果である。	年々登録者数は増加しているが、対象者数に占める割合が低いこともあり、更なる周知を図る必要がある。出生届時に市民課窓口でパンフレットを配付するとともに、従来、4カ月健診時に保健センターに設置していたパンフレットを職員が手渡しで配付することとする。男性会員の確保については日曜・祝日のイベントの機会を利用して引き続き啓発を行う。
		社会福祉事業団	―	現在、ファミリーサポートセンター事業は運営していません。	

②育児休業･介護休業制度などの周知と両立支援に関する啓発

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
6-6	「育児･介護休業法」について労使双方に周知、啓発を行う。特に男性の取得促進に向けて啓発を進める	同和・人権推進課	―	女性･児童センター通信「ハートメール」22年7月号に改正「育児･介護休業法」に関する記事を掲載し、市内施設、学校等へ配布し、周知を図った。	引き続き、広報伊丹や情報紙等を通じて、啓発を図ると共に、事業所表彰や事業所アンケートなどの事業を継続的に実施し、企業への周知･啓発を進める。
	「育児･介護休業法」について労使双方に周知､啓発を行う。特に男性の取得促進に向けて啓発を進める	商工労働課	―	【産業･情報センター事業】 ■【全3回　ワーク･ライフ･バランス STEP UP セミナー】 ＜第1回＞ 日時:平成22年9月24日(金)14:30～16:50 1.基調講演【ワーク･ライフ･バランスの理解と組織への導入～経営戦略としてのワーク･ライフ･バランス～】講師:神戸大学大学院経営学研究科 教授 上林憲雄氏 2.事例発表①【働くママ生活を目指して】講師:株式会社協同病理 診断課係長 河野徳子氏 3.事例発表②【当社におけるワークライフバランスの取組み～その目的と方法】講師:株式会社協同病理 代表取締役 小川隆文氏 参加人数:94名 ＜第2回＞ 日時:平成22年10月8日(金)13:30～15:40 1.講演【中小企業の人材戦略としての「ワーク･ライフ･バランス」】 2.事例紹介 3.全体ワーク(ワールドカフェ法式によるグループ対話)【ワーク･ライフ･バランスの経営ﾒﾘｯﾄ】 4.まとめ 講師:特定非営利活動法人ワーク･ライフ･コンサルタント 代表理事 藤島一篤氏 参加人数:33名 ＜第3回＞ 日時:平成22年11月10日(水)14:0～15:30 1.基調講演【女性活用、意識改革、人間関係を築く】講師:株式会社wiwiw 社長執行役員 山極清子氏 参加人数:60名 全3回のセミナーにおいて、ワークライフバランスの基本知識と再認識から事業所における導入の現状と必要性について講演、また、ワークライフバランスを積極的に取り入れている事業所の経営者としての立場、並びに、育児休業取得者としての立場など、様々の視点からの事例発表などを交えて、ワークライフバランスの重要性及び、女性経営者における女性の雇用促進への啓発を行った。	より多くの市民にセミナーの存在を知ってもらうべく関係機関と連携し、随時、広報･啓発に努めていく。

③男性の働き方の見直し

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
6-7	仕事と育児･介護等家庭生活との両立に関して啓発を行う。特に男性も含めた働き方の見直しや固定的な男女の役割分担の見直しを進める	同和・人権推進課	―	女性･児童センター通信「ハートメール」22年9月号に改正「ワーク･ライフ･バランス」に関する記事を掲載し、市内施設、学校等へ配布し、周知を図った。	引き続き、広報伊丹や情報紙等を通じて、啓発を図ると共に、事業所表彰や事業所アンケートなどの事業を継続的に実施し、企業への周知･啓発を進める。
		こども企画課	―	伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画に働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進を重点事業と位置付けた。 今年度は、商工会議所によるワーク･ライフ･バランスSTEP UPセミナー(全3回)が実施され、啓発が図られた。	伊丹市次世代育成支援推進協議会や伊丹市次世代育成支援庁内推進委員会において点検･評価を行い、現在、事業を実施している所属以外にも事業展開が行えるように依頼していく。
		商工労働課	―	※＜6－6＞と同様	※＜6－6＞と同様

④企業における取り組みへの評価

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
6-8	次世代育成支援対策推進法について事業者に周知し、同法に基づく事業主行動計画の策定及び公表を働きかける	こども企画課	―	伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」後期計画の周知に併せ、事業者への周知を行う。 平成22年度は、後期計画のスタートの年であるため、HPを利用した周知を行った。	事業主行動計画の策定及び公表については、厚生労働省・兵庫県労働局が、HPによる周知や、リーフレットの配布などを行っており、今後も、引き続き周知を行っていく。
6-9	女性の登用や仕事と家庭の両立支援など、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を取り上げ、市民に広報する	同和・人権推進課	【133407】男女共同参画計画周知・啓発事業	※＜4－4＞【133407】男女共同参画計画周知・啓発事業と同様	※＜4－4＞【133407】男女共同参画計画周知・啓発事業と同様
		商工労働課	―	※＜4－4＞と同様	※＜4－1＞と同様

基本目標Ⅲ　男女共同参画の視点に立った健康･福祉サービスの充実

男女が互いの身体的特徴を十分に理解しあい、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提であると言えます

伊丹病院では、「思春期の心と体について、自分自身を大切にし、相手の心身の健康にも思いやりを持つことを基本に、教育・啓発や相談を行う」一環として出前講座を行っています。その中でピルの使用に関しての講義は可能ですが、学校の側で線引きしている現状があります。このような問題について前向きに協議してもらえるよう期待します。

高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、その介護負担は女性の側に偏っている現状があります。高齢期の男女が安心して暮らせるようにする支援が必要です。

「市調査」によれば高齢者介護について、現状は男性 40 代、50 代では「主に妻」がの割合が多い（約 30%)。男性 60 代、70 代では「夫婦共同」が多い（約 30～40%)。

子育てについては社会全体の取り組みとしての支援が必要です。「市調査」によれば、理想は「夫婦共同」ですが現状は「主に妻」が約 50%です。

ひとり親に対する支援も更に今後の充実が望まれます。

個々の課については少しずつ進んでいますが、それぞれの課や他の組織が連携して取り組む姿勢が弱いのが残念です。今後連携を強めて、効果的に進められることを期待します。

【基本課題７】　生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

健康政策課では小学生、中学生については、より早い時期での「たばこ講演会」が実施されています（中学校で２校実施、今年度は小学生対象に３校で取り組む予定)。どの子もどこかの学年で講演が聞けるように、回数を増やす工夫が必要です。

各学校では保健室機能である相談活動を充実させ、保健の授業もおこなわれた。更にカウンセリングを行う為の相談員の研修、スクールカウンセラーなど他職種との連携を進めることがよりいっそう求められます。

伊丹病院では高校生に対して、性に対する正しい知識や自尊、他尊についての出前講座などがおこなわれています。また働き盛りの男女の雇用の場での啓発が行われています。更年期の男女に対しても出前講座などで対応されています。しかし、出前講座は要望されたところへの派遣に留まっているので、もっと積極的に、市民の集まりに出かけて行って働きかける必要があります。

妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発については、伊丹病院では出前講座などで、高校生や出産を控えた母親に対して「性と生殖の健康を得る権利」をふまえた講義を行ったり、男性に妊婦疑似体験の機会を提供しています。また父親に対して立会い分娩などで育児参加につながるよう支援されています。

パパクラスは男性が参加しやすいように土曜日に開設させていることは評価できますが、働く女性が参加しやすいようにパパママクラスの土曜日開設も期待します。

＜パパクラスの様子＞
（左写真）妊婦の疑似体験
（右写真）哺乳体験

出前講座でピルの話をすることは可能ですが、学校側で躊躇されることが多い実態があります。学校側や保護者などとの協議が行われ、正しい知識を講義する機会を増やす必要があります。（イギリスなどのヨーロッパ、オーストラリアでは行われています。）

次世代育成支援推進法に基づく一般事業主行動計画の策定届出が 301 人以上から

101 人以上に変更になる旨の、記事を掲載し広報に努めていますが、更に市民への周知徹底して母性保護していくことが必要です。今後も新しい情報の発信を期待します。

HIV／エイズについて児童生徒に正しい知識、情報を伝え、感染予防と感染者への差別偏見をなくすよう指導されているそうであるが、現在の日本ではエイズ感染が増えています（世界的にみても日本での増加は多く、昨年は１年間で新たな発症者数が 469 名となって、調査が始まった 1984 年以来最多となりました)。今までより、一層踏み込んだ指導が必要です。

薬物乱用防止教室が行われているが、具体的な研修回数目標を決めて取り組む必要があります。

男性は「男は泣くな」という育てられかたをしている場合が多く、問題を自分で抱え込み、自殺へと追いつめられる傾向が強いです（自殺者の約 7 割が男性)。男性からの相談の受け入れ態勢を整える事は自殺防止の観点からも評価できます。更に充実を期待します。

日常的な見守りや近隣ネットワークを通して虐待やＤＶのケースを早期発見して対応するには、必要な個人情報の提供や対応事案の事後承諾などについて、早急に工夫して柔軟な対応がなされなければなりません。

管理職研修、人権研修を、とりわけ若いうちに受けられるように計画する必要があります。

【基本課題８】 高齢者・障害者（児)、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備

要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者の実態調査が民生委員の協力を得て行われています。また、伊丹市障害福祉計画（第３期）がH23 年に策定予定であり、介護者の年齢・性別の実態を調査する予定とされています。同性介護を基本とすると言われているが、職員配置状況から体制的に十分でない状況があります。とりわけ男性職員の確保と研修によるスキルアップが必要です。

介護休業制度については、男女ともまだまだ周知徹底し、取得を啓発していく必要があります。

昨年のオンブード報告での指摘の通り、地域の見守りに関しては民生委員児童委員は支援者としての位置づけにあり、日頃活動されています。しかし、個人情報保護という観点から、児童虐待、高齢者虐待の通報後の情報等が入ってこない状況です。関係各課との連携のシステムの構築が必要と考えられます。

H23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立しました。とりわけ女性障がい者への虐待が問題になっていましたが、歯止めになることを期待します。その為には職員や関連の方々への研修が重要です。また同性介護についても一層努力していただきたいと思います。当事者で希望される方への同性介護の努力をお願いします。

介護者に対する知識・技術習得・相談業務などが進められていますが、周知、勧奨が不十分です。家族会などへの参加は女性が多く、高齢化も進んでいます。男性や若い人が参加しやすくなる工夫が必要です。男性介護者「きたいの会」での男性が集まれる場が立ち上げられたのは期待できます。

介護予防、高齢者や障がい者の就労支援が行われています。

障害者雇用率などの特例の創設はポジティブアクションと言えます。

更に、多様なニーズに答えられるよう期待します。

母子・父子家庭への相互交流・情報交換などが行われています。住宅は 4 世帯入居されましたが、今後更に充実されることを期待します。

とりわけ母子家庭の貧困の問題は深刻であり（平均年収が約 200 万円)、支援が必要です。

【基本課題９】 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

乳幼児期から思春期までの悩み相談窓口は、「いたみ健康・医療相談ダイヤル２４」が設置され、24 時間対応で相談できる体制が整えられています。

また、地域の保育所では、地域交流や園庭解放を実施して、在宅児や保護者への子育て支援も行っています。公立幼稚園では家庭教育アドバイザーを派遣して、子育て支援センター職員との連携のもと子育ての悩み相談を実施しています。

また、総合教育センターでは、市内学校園に在籍している幼児・児童・生徒に関する教育相談を受けています。このように各機関が連携して「つなぐ」意識を持って伊丹に在住する子どもたちの成長に関わっています。

相談につながったケースは各機関の見守りがありますが、つながらなかったり、もれてしまうケースもあるかと思われます。さらなる工夫を重ねていただきたいです。4 カ月の赤ちゃんにプレゼントを届ける「こんにちは赤ちゃん」事業は、伊丹市は独自に民生委員が届けています(他市では保建師が多い)。地域の見守りの意味でも効果があり、市民と行政の連携の意義があります。相談から漏れてしまう孤立した家庭を救いあげる上でも効果を期待します。

少年愛護センターでは問題行動をしてしまう児童生徒に対応しています。問題行動に至るまでには、ひとりひとりの子どもそれぞれに複雑に絡み合った事情があり、簡単な解決策はのぞめないことも多いと思われます。補導員は子どもの話をまず「聴く」ところから近づき、自分が大切と思われるような関わりで接しています。相談を受けたケースには関係機関が総合的、専門的な見地から教育相談を行っています。

また伊丹市少年進路相談員制度では、中学卒業後の進路変更や離職に対する相談業務も受けています。

「なやみ相談」の電話番号をのせたクリアファイルを市内の小学１，５，６年生に配布しています。現在はイラストも男女共生に基づくものとなっています。

子育てサークル講師派遣事業は、男性の育児参加をテーマとした企画も実施、62 事業中 6 事業は、土日の開催となっています。

また男性向けのセミナーとして、妊婦疑似体験やイクメン活動をしている講師を招き、育児セミナーを実施しています。またむっくむっくルームなど、子育てひろば事業への男性参加はのべ 1,024 人と前年度より 292 名の増加となっています。

公民館においても、市民講座「０才児ママのワイワイトーク」で父親参加の日を設定し、男性の育児参加が当たり前になりつつあります。

食育に関しては、いたみ食育プランに基づき、中学校で実施していた『食生活バランスアップ教室』を伊丹市立伊丹高校においても実施し、中学校では自分の体に合った食事を作る学習等を通じて男女ともに生活の自立につながる学習をしています。

伊丹市には、阪神北広域こども急病センターが設置されています。急病に対応が出来、

H22 年度の送受診者数は 27,535 名に上りそのうちの伊丹市民は 3〜4 割となっています。

地域の居場所づくりとしては遊ぼう広場事業が年間 8 回行われました。今後は地域各所に展開される事が望まれます。各施設においても、子どもの健全育成の一環として居場所づくりに取り組んでいただき、子どもが自主的に運営できるようなシステムの構築をお願いします。

伊丹病院では小児外来に併設して、子育て相談の場を設けています。育児不安や、虐待、DV の早期発見にも、小児救急認定看護師が即座に関係機関と連携をとっています。

■基本目標Ⅲ■　各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容

【基本課題7】　　生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

①年代や性差に応じた生涯にわたる健康の保持増進

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
7-1	思春期の心と体について、自分自身を大切にし、相手の心身の健康にも思いやりを持つことを基本に、教育･啓発や相談を行う	健康政策課	【132303】 健康教育事業	＜禁煙支援＞ たばこ講演会を中学校(2校)で実施 西中　535名、　笹原中　452名	アンケート結果や他市の状況から、より早い時期での啓発が必要であるため、今年度は市内3校の小学生(高学年中心)を対象に取り組む。要望校は8校あったため、今後順次していきたいと考えている。
		保健体育課	―	保健室の機能の一つである相談活動の充実を推進した。また、保健の授業等を通して、第二次性徴について正しい認識をもたせた。 相談活動を充実させることで、子どもの心身が安定し、自尊感情を高めるとともに、相手を思いやるなどの効果を得た。	相談内容によっては、養護教諭の対応を超えるものがあり、校内の連携体制の整備とともに、医療、福祉等の関係機関との連携の在り方を検討していく。
		少年愛護センター	【230406】 青少年問題相談事業	○「なやみ相談」電話･来所での相談員による相談活動。 ･「なやみの相談」クリアファイルを作成し小学校1、5、6年児童及び全中学校生徒に配布、また、啓発用チラシや手渡しカードを作成し各小･中･高校に配布し周知を図った。相談件数:(電話)228件、(来所)37件。 ○「合同教育相談」問題行動を示す児童生徒について関係機関が総合的、専門的な見地から教育相談を行う。相談人数:29人 ･相談結果に基づいて、学校並びに家庭、関係機関と指導の連携を進め、児童生徒の行動、生活改善を図った。	･相談者への適切なカウンセリングを行うための相談員の研修、臨床心理士、カウンセラーとの連携、その他の相談機関への適切な橋渡しが課題である。
		伊丹病院	―	･高校生については性に対する正しい知識とその結果について”命”を含め自分と相手を大切にする行動について考えててもらう場として実施。(内容①市内学校からの教育の要請②出前講座) 平成22年度6件　内容「思春期を迎えるための心と体の準備」(内、出前講座5件。定時制高校からの依頼1件) ･小学校の保護者については、思春期における心と体の変化と接し方、子宮頸がんワクチンの啓発を行う 出前講座は、希望日に応じ随時実施している	出前講座等は、事前に申込者と調整し、希望に沿う内容で講義を行っている。学校など毎年実施しているところは、内容について工夫が必要
7-2	妊娠･出産期の母体保護の向上、母子保健の充実を図る	健康政策課	【132408】 妊婦健康診査費助成事業 【230901】 養育支援家庭訪問事業	マタニティマークの啓発として、母子健康手帳交付時にマタニティキーホルダーを配布。妊婦健診費用助成制度として14回9万8千円を上限として助成。 乳幼児期の家庭を対象に助産師による訪問活動を実施。	妊婦健診にかかる費用助成の事業については継続して、国に要望が必要。
		伊丹病院	―	･MCに夫が参加出来る様に「パパママクラス」「パパクラス」ともに参加可能とし産後はNICUにおいてカンガルーケアや沐浴練習、退院指導への介入を行い夫婦で子育て出来る技術を強化 ･出前講座では、子宮がんワクチンへの啓発を行う ･外来において自己チェックシートや生活指導情報提供を実施	医師分娩と院内助産の違いについて、詳しい説明を求める声があったため、その違いについてパパママクラスなどで説明を行う機会を設けた
7-3	更年期障害、乳がん、子宮がん、骨粗しょう症、前立腺がんなどの予防など、更年期･高齢期における健康情報や学習機会の提供を行う	健康政策課	【132306】 骨密度測定会事業	骨密度測定会を全6回実施し、あわせて健康相談を実施。女性特有のがん検診として、子宮頸がん検診･乳がん検診を実施し、対象者には検診手帳と無料クーポン券を送付。市内の受託医療機関において50歳以上の男性市民を対象に前立腺がん検診を実施した。	昨年度同様に実施し、各種健診の周知に努める。
		伊丹病院	―	女性のライフサイクルの中で起こりうる更年期をいかに楽しく過ごしていくかなど、助産師がアドバイスする出前講座を実施。 また外来で不定愁訴を訴える方には、自己チェック表を渡し、医師の診断につなげるなどしている。	平成22年度実績。1件(自治会からの要請)件数が少ないため、今後、より効果的な情報提供方法などを検討する。

7-4	検診や保健事業の実施にあたっては、パートタイマー、自営業者や乳幼児･介護者を抱える女性の受診、参加機会の充実に努める	健康政策課	【132301】成人健康診査事業	30歳代の健診、胃がん肺がん検診、集団健診、集団乳がん検診の土･日曜日を延べ13回実施。 延べ受診者数　1,191人	土日の実施回数を増やすよう検討し、土曜日だけであった集団健診を日曜日の午前に1回追加して実施する。また、30歳代の健診では家族揃っての受診を勧奨している。
7-5	女性総合外来を充実させるとともに、性差医療についての知識の普及を図る	伊丹病院	—	診察したくても機会を逃していた方も、女性総合外来の受診によって適切な診療科に受診出来るようになったが、受診者が伸び悩んでいるのが現状である	女性医師は医師全体の約3割を占めており、各診療科を直接受診される方が大多数。女性総合外来は一定の役割を終えた感もあり、継続の是非を含め、あり方を検討していく時期にきている。昨年度実績17人。
7-6	保育付きスポーツ教室の実施など、男女共同参画の視点に配慮した健康･スポーツ活動を推進する	スポーツ振興課	—	(スポーツセンター) 月曜託児付教室3コース(ｿﾌﾄｴｱﾛ･ﾃﾆｽ･ﾖｶﾞ) 火曜託児付教室3コース(ﾖｶﾞ･ﾋﾟﾗﾃｨｽ･ｼｪｲﾌﾟｱｯﾌﾟ) 水曜託児付教室2コース(ﾌｨｯﾄﾈｽｴｱﾛ･簡単ｴｱﾛ) H21年度の5コースからH22年度は上記8コースに拡大 また託児対象年齢を2歳6ヵ月から2歳に引きさげて実施した。	対象教室を拡大したが、その教室で毎年同じ受講者が定着したこと等により託児希望者が減少、また対象教室以外の受講者等には対応できない。 託児の対象を教室で限定するのではなく、全教室受講者及び施設利用会員の全てに拡大するよう検討。

②妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
7-7	妊娠･出産など、女性の生涯にわたる健康を支援するための情報提供や啓発はﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ･ﾍﾙｽ／ﾗｲﾂ(性と生殖の健康･権利)の視点に立って行う	健康政策課	実施せず	事業としては実施していないが、個別の電話･面接等の相談においては、妊娠も含めて女性自身の身体を大切にした自己決定権の視点を持って対応している。	昨年度同様、現在も引き続き行っている。
		伊丹病院	—	出前講座などの機会に、特に高校生や出産を控えたお母さんに対してﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ･ﾍﾙｽ／ﾗｲﾂを踏まえた講義を行っている。	主に出前講座の際に、ﾘﾌﾟﾛﾀﾞｸﾃｨﾌﾞ･ﾍﾙｽ／ﾗｲﾂを踏まえた講義を行った。
7-8	妊娠･出産期の女性や胎児、乳幼児の健康について理解を深めるため、家族を巻き込んだ保健事業を行う	健康政策課	【132402】マタニティクラス事業	平成22年度は毎月実施しているマタニティクラスにおいても体験できる内容に組み替えて行った。また、妊婦疑似体験やｲｸﾒﾝ活動をしている男性講師を招き、育児セミナーを実施した。	妊婦疑似体験に使用する物品を市立伊丹病院から借用していたため、購入予定。
		伊丹病院	—	妊娠期クラスへの参加や健診時のエコーを同席して見れる様声かけを行う。希望者には立会い分娩や出産後ベビーと共に過ごす時間を拡大し、母性父性への介入を行う。DVについては伊丹市DV相談等の窓口紹介や外来での相談で対応する。	父親の参加によって一緒になって出産への心構えを養うことができる。また、立会い分娩に参加することで生命の感動を共に味わってもらい育児参加につながるよう支援。課題は、情報提供を積極的いこのような取り組みを広く認知してもらうこと。

③母体保護の向上、母子保健の充実

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
7-9	妊娠･出産期の母体保護の向上、母子保健の充実を図る	伊丹病院	—	※＜7－2＞と同様	※＜7－2＞と同様
7-10	労働基準法や「男女雇用機会均等法」などについて関係機関と連携し、事業主･労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する	商工労働課	—	※＜4－1＞と同様	※＜4－1＞と同様

④健康を脅かす問題への配慮

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
7-11	HIV感染／エイズや性感染症に対する正しい知識の普及や予防教育を推進するとともに、感染者や患者への差別や偏見をなくすための教育･啓発を行う	健康政策課	【132303】 健康教育事業	保健センター、南館内にポスターを掲示した。	ポスター、チラシを配置する
		保健体育課	【211201】 学校保健指導助言事務	保健学習や保健室便りなどによって、児童生徒へ正しい知識、情報を伝え、感染の予防と感染者への差別偏見をなくすように指導する。子どもたちが、HIV感染等について理解することで、正確な情報を得ることの重要性を学ぶとともに、差別や偏見をなくすことなど人権を大切にする教育の推進ができた。	最新情報の収集と発信に努める。
7-12	飲酒、喫煙、薬物乱用、過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について教育、啓発を行う	健康政策課	【132303】 健康教育事業	禁煙支援として、たばこ講演会を中学校（2校）で実施 西中　535名、　笹原中　452名	アンケート結果や他市の状況から、より早い時期での啓発が必要であるため、小学生を対象に取り組む。
		保健体育課	【211201】 学校保健指導助言事務	薬物乱用防止教室等の保健学習や、保健室便りなどによって、児童生徒へ正しい知識、情報を伝えた。 また、保健担当者会で実践交流等を行うことで、各校における指導の充実に加え、自分の体を大切にすることなどの啓発活動の推進につながった。	担当者等の研修により、指導力を向上させるとともに、学校現場への外部講師等による専門的な助言や啓発を行う。
		少年愛護センター	【230404】 青少年健全育成関係広報啓発事業	○「薬物乱用防止研修会」 ･薬物乱用の実態についての講演会と街頭キャンペーンを実施し啓発を行う事で、広く市民に周知出来た。参加者数：102名 ○非行防止の啓発 ･非行防止ポスターを作成し学校、市内の掲示板。公共施設に掲示し、またチラシを14，000枚作成し学校、地域、量販店に配布したことで広く市民に啓発できた。	･青少年の健全育成、非行防止を推進していく上での学校、地域、保護者、関係機関との連携に努める。
7-13	男性に対する心の健康を視野に入れた情報の提供や相談体制の整備を行う	同和・人権推進課	―	男性からの相談に対して、県男女共同参画センターの男性相談など適切な情報の提供を行うことができた。また、配偶者暴力相談支援センターでは、男性からの相談も随時受けている。 自殺予防対策庁内連絡会議委員として、情報交換を行う。	今後も、県や庁内関係課との連携を強化して適切な情報提供を行う。
		健康政策課	【132508】 24時間健康･医療相談事業	いたみ健康･医療相談ダイヤル24（委託事業）でストレス･こころの相談に対応 ストレス･メンタルヘルスに関する相談　　1,299件	継続して行っている。

⑤医療･福祉従事者への男女共同参画についての研修

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
7-14	医療･福祉従事者が人権尊重と男女共同参画について十分理解して市民に接することができるよう、専門分野に応じた研修を実施する ▽「社会的性別」（ジェンダー）に関する問題について　▽ドメスティック･バイオレンス、虐待などへの対応について　▽性同一性障害など性の多様性について ――など	地域福祉課	【132805】民生児童委員等活動委託事業	(取り組み)民生･児童委員を対象としたＤＶ･虐待防止研修･運動･大会への参加 5/27　ＤＶ･児童虐待防止対策連絡会議 7/ 3　阪神北子育て応援ネットワーク交流大会 7/13　兵庫県児童委員特別専門研修 10/14　阪神北ブロック児童委員特別専門研修 10/17　兵庫県児童虐待防止オレンジリボン運動 10/22　子育て応援ネット全県大会 11/27　児童虐待防止県民フォーラム 2/14　阪神北ブロック会長連絡会でのオレンジネット 推進事業の取り組み報告 2/25　権利擁護･虐待防止セミナー 3/23　ＤＶ及び児童虐待防止研修会 3/24　伊丹市ＤＶ防止セミナー その他　役員会･幹事会でのオレンジネット推進事業協議 (成果)研修等参加後、伊丹市民生委員児童委員連合会として、その内容を確認し、民生委員児童委員の日常ケースワークの中で活かしている。また、3月の「伊丹市ＤＶ防止セミナー」を市と協働して開催するなど、連携を密にして積極的に取り組んでいる。	･日常的な見守りや近隣ネットワークを通じて、虐待やDVの危険性があるケースを早期発見し、行政等の関係機関に的確に結び付けるコーディネートを行い、地域住民に研修等の成果をさらにフィードバックしていく。 ･民生委員児童委員として活動する上で必要な個人情報の提供や対応事案の事後報告などを求める要望があり、検討を要する。
		高年福祉課	【130702】高齢者の成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センターを相談窓口とし、関係機関とのネットワークを図り、個別に相談を受ける中で市民への啓発を行うほか、個別のケースを事例検討する場であわせて研修を行うなど周知徹底を図った。また緊急時の避難場所として引き続き特養のベッド確保に努めるとともに、緊急措置要綱の制定を検討した。 高齢者虐待の対応については、地域包括支援センターと連携を取りながら、警察や弁護士、介護支援センターなどとケアカンファレンスを適時開催し、早期解決に取り組んでいるが、実際のケースを通じて人権尊重を充分にふまえた市民対応を実践している。	高齢者虐待の被害者の多くは女性であり、家族関係も希薄化･複雑化している。男女共同参画課などの関係部局と連携が必要である。また、老人福祉法に規定されている「やむを得ない事由による措置」の要綱の制定が課題である。
		介護保険課	老人虐待の予防･防止事業	高齢者の人権擁護に関連する研修やシンポジウムへ職員派遣を行った。心身に不安を抱える高齢者を取巻く状況の学習を通じ、特に介護の場面を中心に高齢者の尊厳が守られる生活環境の実現に、配慮すべき事項について理解を深めた。	引き続き、業務関連分野の研修参加を通じ、人権尊重及び男女共同参画に関する職員の意識醸成を目指す。
		伊丹病院	―	管理職研修、人権研修などの機会を通じて人権や男女共同参画への意識の向上を図る また、患者等に配布する文書について、男女平等に関する表現指針に基づいた表現となるよう周知	男女平等に関する表現だけでなく、外国人や性同一性障害など広く人権についての意識を持ってもらうよう、研修の機会を提供する必要がある
		社会福祉協議会	高齢者虐待防止法における高齢者虐待ネットワークの構築	ネットワーク構築の為の地域ケア会議の継続実施、虐待通報受付窓口の設置、行政をはじめとする関係機関のカンファレンスの開催や権利擁護報告会議を継続して実施。（通報件数45件）	虐待ケース管理を実施し、多職種連携により関係者の情報の共有、役割の明確化に努める。また、高齢者ネットワークの構築に向け、権利擁護に関する普及啓発(独立行政法人福祉医療機構助成事業の実施)に努める。
		社会福祉事業団	人権研修の実施	平成21年度に養成した人権研修のリーダーによる研修を行った。各事業所ごとに、グループ討議をおこない、各自の人権に対する意識を高める工夫をした。受講報告書からは、職員の意識の向上が読み取れた。	人権研修は今後も職員研修計画に組み込み、実施。

【基本課題8】　高齢者・障害者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備

①高齢者･障害者（児）が安心して暮らせるそれぞれへの介護環境の整備

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
8-1	家族介護者の性別や年齢層など、実態の把握に努め、計画の見直しにあたっては、介護への男女共同参画の視点を盛り込む	高年福祉課	【130604】 高齢者実態調査事業	介護者の性別及び年齢層等を把握し、調査結果に基づいて各種の支援を行った。	男性家族介護者の会について、「介護保険サービス利用のてびき」に掲載するなどしてPRを行った。
		障害福祉課	―	「伊丹市障害福祉計画（第2期）」（計画期間：平成21～23年度）の進行状況を確認する。第3期計画は平成23年度に策定予定。	今後、計画策定にかかるアンケート等を実施する際には、アンケート項目に主な介護者の年齢と性別を加えて家族介護者の実態把握に努める。
		介護保険課	家族介護者層の実態把握事業	関係機関(高齢者実態調査の実施部署)との情報共有に努めた。	引き続き、高齢者実態調査の実施部署(高年福祉課)と連携し実態を精査のうえ、本年度作成の介護保険事業計画において、介護の場における男女共同参画の実現を目指す視点を盛り込む。
8-2	介護保険制度や介護休業制度について周知するとともに、仕事と介護の両立について情報提供を行い、男女が共に介護を担うよう啓発する	介護保険課	介護休業制度の周知	特になし(平成22年度における取り組み計画なし)	―
8-3	同性による介護など多様な介護､介助の要望に応じる体制づくりを推進する	高年福祉課	【130608】 生活支援ホームヘルプ事業	本事業は、介護保険制度外で、日常生活上の簡易な家事援助の提供等を行うものであるが、要介護状態への予防に努めた。	利用者ごとに、調理や掃除など、それぞれ必要とする支援の中身は違うものである。今後も支援ニーズの増加･多様化が想定されるため、柔軟に対応できるよう、支援を進めていく。
		障害福祉課	―	※＜8－1＞と同様	福祉対策審議会の全体会や障がい者部会、障害福祉計画策定ワーキング会議等において、介護･介助を受ける障がいのある人の意見を聴く機会を設けるなどして、必要な体制づくりを計画に盛り込む。
		介護保険課	多様な制度、介助体制	介護サービス利用者からの声を広く聞くように、ケアマネジャーや介護相談員を通して体制づくりを推進した。	引き続き、通常業務や、介護相談員による報告等を通じて得られる、介護サービス利用者の要望や意見を、サービス事業者等によるサービス提供の場に還元できる体制作りに努める。
		社会福祉協議会	障害者デイサービスセンター事業（生活介護･機能訓練）	同性介護を基本とするため、欠員による男性職員の補充。また、スキルアップのための職員研修を年間を通じて定期的に実施（年4回）	同性介護を基本とするが、場面により難しくなってきている。 研修で得たスキルを、実践できるように、利用者一人ひとりに合わせた対応に応用していくことが望まれる。さらに、その方法を職員間で共有していくよう努める。
		社会福祉事業団	同性介護についての配慮	各施設において、要望に応じて柔軟に対応する姿勢であるが、職員の配置状況から体制的には十分とはいえない。	今後も引き続き同性介護の要望に柔軟に応える姿勢をもち、同性介護に対応できる勤務体制を整えていく。

8-4	高齢期の女性や障害のある女性が社会的に不利な状況に陥りがちなことを踏まえ、その生活実態やニーズを細かく把握するよう努める	高年福祉課	【130604】高齢者実態調査事業	高齢者調査の実施により、生活実態やニーズの把握に努めた。	民生委員に提供する個人情報の取扱いについては、社会福祉協議会と検討を重ね実施している。
		障害福祉課	【132004】障害者相談支援委託事業	障がいのある人の総合相談･専門相談を市内4箇所の拠点で行う。	相談者の性別と年齢を把握する。特に問題のあるケースについては、障害者地域自立支援協議会の個別支援会議にあげる。同協議会委員等で女性学識者の確保に努める。
		社会福祉協議会	高齢者実態調査	要援護高齢者及びひとり暮らしの高齢者の実態を把握するため、民生委員の協力を得て高齢者実態調査を実施（調査数4,427人）。高齢期の女性や障害のある女性が社会的に不利な状況に陥りがちなことを踏まえ、その生活実態やニーズを細かく把握するよう努めた。	要援護高齢者とひとり暮らし高齢者と、調査対象者により、2種類の調査票にて実施をしていたが、分かりやすくするために調査様式を一本化する。

②介護者が安心して暮らせる環境の整備

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
8-5	介護に関する総合的な相談体制を充実させ、窓口の周知に努める	高年福祉課	【130401】地域包括支援センター事業	地域包括支援センターおよび市内9箇所の介護支援センターにおいて、在宅の要援護高齢者の家族等を含め、高齢者、子供、障害者に対して、気軽に相談できる窓口を設置し、サービスの利用促進を図る。また地域包括支援センターの周知を図るとともに、ブランチである地域型介護支援センターとの連携を強化し、地域に根ざした相談窓口として定着を図った。	地域に根ざした相談窓口として周知を図ったことにより、総合相談等の事業が充実した。
		介護保険課	総合的な相談体制	地域包括支援センターにおける総合相談をはじめ、市窓口および介護支援センターに相談窓口を設置し、相談窓口の案内を各てびきに掲載し、65歳以上高齢者全員に配布した。	引き続き、介護に関する総合的な相談窓口周知のため、介護保険課が作成する各種てびきに窓口施設の情報を掲載し、65歳以上高齢者全員に配布する。
		社会福祉協議会	総合相談窓口	地域包括支援センター及び市内9か所の介護支援センターにおける総合相談窓口の設置。継続した窓口の周知及び利用しやすい窓口の工夫を重ねる。年間相談件数5,869件。	障害者の相談支援事業所との連携が課題である
		社会福祉事業団	介護支援センター	地域ネット会議への参加や地域の民生委員との懇談の実施などを通じ、総合相談窓口としての活動を行い、周知に努めた。	今後も引き続き地域の総合相談窓口として、地域に根差した活動、及びその周知に努める。男性介護者が増加していることに対し、サポートを心掛ける。
8-6	家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、健康教室などを通して、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努める	高年福祉課	【131301】家族介護教室事業	家族や近隣の援助者に対し、介護予防の知識や技術習得のための教室を各介護支援センターで開催、実施主体である在宅介護支援センターの相談機能を活用して、事業参加者を募った。22年度は20回487人の方々に参加いただいた。	在宅介護支援センターの相談機能を生かし進めたが、事業への周知･参加者の勧奨が不十分であった。
		社会福祉事業団	介護支援センターによる家族介護者教室、健康教室の実施	支援の一環として行った家族介護者教室(受託事業)は年間8回、延べ174名の参加者があったほか、健康教室(自主事業)を1回開き、43名の参加があった。	引き続き、家族介護者教室の実施などの取り組みを行うなど、支援に取り組んでいく。

8-7	相談事業やレスパイト事業など家族介護者の負担を軽減するための取り組みを行う	障害福祉課	【132004】障害者相談支援委託事業	障がいのある人やその家族の相談に対応するとともに介護負担の軽減に努める。 ＜短期入所＞ 短期入所の平成22年度実績は次のとおり。 ･身体障がい者35人（うち女性14人） ･知的障がい者83人（うち女性34人）	重度障がい者を受け入れる事業者が限られていることと、短期入所施設の定員数がニーズを下回っていることが課題となっている。計画見直しの時期にあたり、新たな施設の整備･既存施設の増床などについて検討する。
8-8	家族介護に関する事業の実施にあたっては、男性の参加が得られるよう内容や時間帯などを工夫するとともに、男女共同参画の視点を盛り込むよう努める	社会福祉事業団	介護支援センターによる家族介護者教室、健康教室の実施	家族介護者教室、健康教室の実施については、場所、時間、内容などで男性の参加が得られるように配慮した。　また、自主事業である訪問介護員養成研修では夜間コースも設け、男性の参加が得やすいように配慮している。	引き継き、時間や内容など男女を問わず参加できる環境作りに努めた事業運営を心掛ける。
8-9	介護を担う家族の当事者会などの活動を支援し、家族介護者の元気回復と交流を推進する	高年福祉課	【131302】家族介護者支援交流事業	介護者団体に事業委託を行い、家族介護者相互の交流会等を開催した。身体的･精神的負担の軽減を図るため、本事業を必要とする多くの介護者が参加できるよう支援を行った。	より多くの参加を促すため、介護者団体と連携した効果的な事業のPRが必要である。
		障害福祉課	【132806】団体活動補助	障がいのある人の家族や当事者の会に補助することにより、交流･啓発活動を支援する。	家族会や当事者の会の高齢化や固定メンバー化をどう打開していくかが課題となっている。これから大きく変わろうとしている障害福祉法制度に対して、若年の保護者の中にも関心が高い人もいるので、団体活動等に参画してもらい、本市における様々な課題解決と新たな仕組みづくりを協働で行うことができれば望ましいと考える。
		社会福祉協議会	「当事者会（家族会）の活動支援」伊丹市介護家族ささえの会･伊丹市認知症介護者家族の会･伊丹市失語症の友の会･男性介護者きたいの会の活動支援。	男女の別を問わず、各種事業を実施し、介護は女性がするという旧来型の固定観念を緩和する一助となった。	平成22年度と同様に事業を実施

③高齢者･障害者（児）の自立や社会参画への支援

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
8-10	介護予防に関わる活動を進め、高齢者の自立を促進する	高年福祉課	【131103】通所型介護予防事業	筋力向上トレーニング事業（機器あり160回延べ542人･機器なし108回延べ1,308人）、機能訓練事業（遊友教室180回延べ2,801人）、高齢者食生活改善事業(6回延べ35人)、口腔機能向上事業（口腔ケア事業20回延べ59人）、介護予防デイサービス事業(593回延べ5,013人)など、リスクの高い方を対象に各種機能訓練やレクレーション等を行い、筋力及び機能の向上、維持を図る。従来の事業を広げつつ実施を図る。また口腔機能向上事業実施会場を増やした。	事業のPRや実施方法を工夫して、介護予防に貢献するための事業として充実させる。
		介護保険課	―	(高年福祉課が実施)	―
		社会福祉協議会	伊丹市包括支援センターの運営	介護予防に関わる活動を進め、高齢者の自立の促進。	社会福祉士･主任ケアマネ･保健師等が要支援の認定を受けた者や二次予防事業の対象者の介護予防マネジメントを継続的に実施する。

8-10	介護予防に関わる活動を進め、高齢者の自立を促進する	社会福祉事業団	介護予防デイサービスの実施。介護支援センターによる筋力向上トレーニングの実施	介護予防デイサービス(受託事業)を8か所で年間238回行い、延べ参加人数は2293人であった。また、筋力向上トレーニング(受託事業)を4か所でそれぞれ12回行い、参加者はのべ545名であった。どちらも男女を問わず参加できるよう、メニューの工夫などを行った。	引き継き、男女を問わず参加できる事業運営を心掛け、メニューの検討などを行っていく。
8-11	高齢者や障害者(児)の自立と社会参画に向け、就労を支援する	高年福祉課	【130801】シルバー人材センター運営補助事業	シルバー人材センターが、高齢者の就労による生きがいや健康づくりに取り組めるよう同センターの事業を支援した。企業における合理化の影響や既存契約の派遣への業務切り替えなどで、シルバー人材センターとしての受注状況は厳しいものであったが、独自で就労の場を立ち上げる取り組みとして、特に22年度は、大阪芸術大学短期大学部に喫茶コーナー「シルポ」を開設し、女性会員の就労の場を開拓するなど、新規事業を展開した。	今後も多様な高齢者のニーズに応えられるよう、就労の充実を図る。
		障害福祉課	【131805】障害者就職支度金助成事業 【131806】障害者職場実習助成事業 【131807】障害者就労チャレンジ事業	一般就労人数のさらなる増加を目指す。平成22年度は、17人(男性12人、女性5人)が一般就労した。	景気低迷の中で、企業の募集状況が思わしくなく、一般就労の実績は低調である。障害者雇用促進法が平成20年に改正され、平成21年度から段階的に施行されているので、今後の実績向上に期待している。 (主な改正点) ･障害者雇用納付金制度の対象事業主を拡大 ･短時間労働(週所定労働時間20時間以上30時間未満)が障害者雇用率制度の対象に ･このほか、障害者雇用率の算定の特例を創設

④ひとり親の家庭に対する支援

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
8-12	相談事業や交流事業など、ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減する取り組みを行う	地域福祉課	【132803】婦人共励会事業補助金事務	母子･父子家庭の福祉増進や相互交流、情報交換等を実施している当該団体へ年間324千円の事業補助金を交付している。 同会は年間事業として、全国･近畿母子寡婦福祉研修大会参加、バスツアー、クリスマスの集いなどにより研修･交流をしている。	･様々な相互交流事業や情報交換･情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭の孤立感軽減の一助となっているが、若年母子の参加促進や支援を必要とする父子家庭への対応が課題となっている。
		こども福祉課	【231705】母子･父子相談事業	相談件数658(主たる相談のみで計上)件(前年度1742件)	―
8-13	就労支援などひとり親家庭に対する自立支援策を充実する	こども福祉課	･高等技能訓練促進費支給事業 ･自立支援訓練給付金支給事業 ･自立支援プログラム策定事業	･高等技能訓練促進費支給事業については、22年度で3名が満了し、全員が就職を果たした。 ･自立支援訓練給付金を22年度は3名に給付した。 ･自立支援プログラム策定事業については、22年度実施した20名の内、11名が就職を果たした。	･高等技能訓練促進費支給事業の現在の給付金額が23年度3月末入学までとなっており、今後国の動行を注視する。 ･ハローワークなど関係機関との連携を図る。
8-14	母子向け市営住宅の提供や空家入居募集時の優先枠の設定など、ひとり親家庭への住宅支援を行う	住宅課	市営住宅空家入居者募集	母子･父子等世帯枠を設けて募集を行い、4世帯入居により、一定の成果を得られた。	―

【基本課題９】　安心して子どもを産み育てられる環境の整備

⑨子育て相談体制、情報提供の充実

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
9-1	乳幼児期から思春期特有の悩みまでが相談できる体制を整備･充実させ、窓口の周知を行う。また、相談窓口の連絡･連携体制を充実させる	健康政策課	【132508】 24時間健康･医療相談事業	乳幼児期、思春期全ての年齢層の相談に対応 乳幼児期　　約7,000件 思春期（中･高生）　約90件 また、すくすく相談や乳幼児の発達に関する相談を実施した。	継続して行っている。
		保育課	―	地域子育て支援事業として、各保育所で育児相談に対応している。また、地域交流や園庭開放を実施し在宅児や保護者への子育て支援を行っている。	多様な相談やニーズに対応できるように、職員のスキルアップを図る。子育て支援の情報を職員全員が共有できるようにする。
		こども福祉課	【230203】 家庭児童相談室事業 【231409】 早期療育･支援相談サテライト事業	相談件数1131件（前年度1389件） 伊丹市サテライト事業たんぽぽを伊丹市役所南館に開設し、こどもの発達についての相談･早期療育を行う。 相談485名　保育783名（延人数）	･たんぽぽ開設により相談窓口が一本化され、市民にもわかりやすくなった。 ･保健センター健診後の支援の必要な子どもと保護者の支援までの流れがスムーズになった。
		家庭教育課	【212101】 家庭教育アドバイザー事業	公立幼稚園全園へ家庭教育アドバイザーを派遣。アドバイザーと子育て支援センター指導員が連携し、子育ての悩み相談を実施した。 アドバイザーの派遣回数163回.相談件数185件.参加者数10,453人。	アドバイザーの資質向上を図る。
		総合教育センター	【212105】 教育相談･特別支援教育相談	1歳半、3歳児健診後、保健センター、サテライト事業たんぽぽや児童デーサービス「カルミア」などからの紹介で、教育相談や巡回相談に係るケースが増えている。思春期特有の問題には精神科医による「医療相談」で助言を受けた。	それぞれの機関が「次につなぐ」という意識を持てている。卒業などで学校を離れた場合でも、次のところにつながるまではフォローしているケースもあるが対応を考える必要がある。医師による「医療発達相談」「医療相談」も引き続き行っていく。
		少年愛護センター	【230406】 青少年問題相談事業	※＜7－1＞【230406】青少年問題相談事業と同様	※＜7－1＞【230406】青少年問題相談事業と同様
9-2	子育て相談を受けるにあたっては担当職員の研修を行うなどして、固定的な男女の役割分担にとらわれないよう配慮して行う	健康政策課	課内研修	ワークライフバランスのビデオ鑑賞	引き続き実施予定。
		子育て支援課	―	社会全体で子育てをしていくといった基本的認識を踏まえ、もっとも身近な父親の育児参加の促進を目指し、子育て支援センターで事業実施への取り組みを行うなかで職員間で話し合い、基本的認識については共有できていると考えている。更に子育て相談に的確に対応できるよう各種研修会に参加した。 相談記録を見ると、子育ては母親だけの問題ではなく、家族をはじめ、地域、公的サービスなど社会全体で支えていくといった基本的認識を踏まえ適切に対応できていると認識している。 また、子育て支援課管轄外の地域子育て支援拠点については、子育てフェスタを協力して実施する機会を設けることができ、その過程において互いの考え方や手法について学び合うことができたことは大きな成果である。	職員の意識付けを行うにあたり、職員一人ひとりが自らの生活を振り返る機会を設けるとともに、引き続き共通認識をもつための取り組みが必要である。男性の育児参加やワーク･ライフ･バランスの推進が大きな課題となるなかで、その対応を検討する過程で改めて共通認識を持っていく。 子育て支援課管轄外の地域子育て支援拠点については更に連携体制を強化するための取り組みを進める。

9-2	子育て相談を受けるにあたっては担当職員の研修を行うなどして、固定的な男女の役割分担にとらわれないよう配慮して行う	家庭教育課	【212101】家庭教育アドバイザー研修会	年3回、アドバイザー同士の情報交換を行うとともに、講師を招いて発達障害に関する研修を行った。	研修内容の充実を図る。
		総合教育センター	【212105】教育相談事例研究会	相談事例について相談者の抱える問題の見立てやカウンセリングの方向性について、ケースカンファレンス（相談員の会議）の中で確認し合っている。大学教授等を招いて事例研究会をおこない、相談員の資質向上を図った。	引き続き、男女の役割分担に囚われないような意識を持って相談にあたることができるよう研修をする。
		少年愛護センター	【230406】青少年問題相談事業	○伊丹市少年進路相談員制度 ･中学校卒業後の進路変更や離職に対する相談業務を各中学校から2名、校区の方にを教育長から委嘱し、相談に当たっての研修会を年3回行った。相談人数：141人	･相談者への適切なカウンセリングを行うための相談員の研修、臨床心理士、カウンセラーとの連携、その他の相談機関への適切な橋渡しが課題である。

②多様な子育て支援サービスの充実

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
9-3	子育てサークルの育成やネットワーク化、情報提供など、地域における市民の子育て活動を支援する	子育て支援課	【230703】子育てサークル補助金事業	･子育サークルネットワークの活動支援として、会議（定例会10回、打合せ会議12回）の進め方や主催事業（4回）へアドバイスを行いながら、子育てサークルネットワークの運営を支援できた。 ･子育てサークルの活動助成金として、41団体に対し、649,000円を交付した。 広報だけでなく、情報ブックやホームページにより広く周知を図るとともに、そだちのひろばなどの参加者に対し、サークル結成を促すことで昨年度より3団体の増となった。	継続的に地域で活動できる主体となるよう個々のサークルの特徴を活かしながらスキルアップを図る必要がある。子育て支援センター職員が個別の活動の場所へ出向き、サークル活動のアドバイスを行うような取り組みを行う。
		子育て支援課	【230706】子育てサークル講師派遣等支援事業	･子育てサークルが企画する事業に対し、講師を派遣する事業として、31サークルと協働しながら、62事業を実施した。 ･子育てサークルの事業実施のノウハウが蓄積され、各々の地域において独自に事業展開を図るための土台づくりができた。あわせて、これまで接点の少なかったサークルへの支援を行うことができた。 ･事業実施の過程において、男性の育児参加をテーマとした企画を随所に投げかけることにより、子育てサークルへの啓発に努めることにより、62事業中6事業を土日開催とすることができた。	･子育てサークルの企画を実現するにあたり、講師等との細かな調整や支払い業務については概ね市が行ってきたこともあり、事業実施にあたっての全般的な取り組みについてのノウハウには総体的に乏しい状況にある。費用負担を除き事業の実施全般を子育てサークルが担う方式とし、子育てサークルの事業実施力を高める。
9-4	子育て支援事業の実施にあたっては、男女が共に子育てに関する知識や技能を得る機会や場を提供するとともに、男性の子育てへの参画を促すよう工夫する	健康政策課	【132402】マタニティクラス事業	<育児セミナー> 妊婦疑似体験やイクメン活動をしている男性講師を招き、育児セミナーを実施した。	妊婦疑似体験に使用する物品を市立伊丹病院から借用していたため、購入予定。
		子育て支援課	【230802】子育て支援センター事業	男性の子育て参画のための啓発 ･講座･相談･情報提供等の子育て支援事業を通して、男性の子育てへの参画を図る。 ･子育てサポーター養成講座受講者延べ158名のうち、男性参加3名 ･父親のための講座の開催（1回、参加者数20人） むっくむっくルーム等各ひろば事業への男性参加が延べ1024人と昨年度より292人増加しており、男性の意識の変化については実感している。	父親が子育てに関する知識や技能を習得できる機会の拡大を目指し、父親が参加しやすい事業（曜日、事業名など）を工夫しながら実施することにより、平成22年度実績を上回る男性参加者数を目指す。
		家庭教育課	【212101】家庭教育アドバイザー研修会	※＜3－1＞【212101】家庭教育アドバイザー研修会と同様	※＜3－1＞【212101】家庭教育アドバイザー研修会と同様

9-4	子育て支援事業の実施にあたっては、男女が共に子育てに関する知識や技能を得る機会や場を提供するとともに、男性の子育てへの参画を促すよう工夫する	公民館	【220603】公民館事業推進委員会活動事業	市民講座「0才児ママのワイワイトーク」 0才児を持つ親を対象にした講座で、タッチカウンセリングやおもちゃづくりを通して友達づくりをした。また父親参加の日を設定した結果、父親の積極的な参加を得、子育てに対する父親の意識の高さを認識することができた。講座終了後も自主グループとして活動されている。	毎年実施している左記講座において、平成12年よりパパと一緒に参加してもらう回を設けてきた。パパの参加は、はじめは少なかったが近年は大変多く、男性があたりまえに育児に参加している様子が伺えるようになった。このように子育て支援講座の中で、男性の子育てへの参画を促すような機会を取り入れていくことが有効であり、今後もこのスタイルを継続していきたい。

③食環境･住環境など、子育てをめぐる生活環境への取り組み

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
9-5	有害化学物質や食品の安全性など子育てをめぐる生活環境について、情報や学習機会の提供を行う	消費生活センター	【12808】消費者のつどいフェア事業	平成22年度は、食に関連する団体で実行委員会を設立し、食の安全･安心、食と健康、食育、地産地消など「食」をテーマとした「伊丹市消費生活フォーラム」を開催。第一部は各団体の様々な取り組みを披露、第二部はミス･ユニバース･ジャパン公式栄養コンサルタントのエリカ･アンギャル氏を迎えて「体の中から美しく健やかに―安全で健康的な食生活のすすめ」の講演会を開催、多くの方の参加があった。	より多くの市民に参加していただけるよう、講座のテーマ･内容を検討する
		環境保全課	―	―	―
9-6	妊婦や乳幼児、その保護者が安全に安心して利用できるよう、住宅や道路、公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、環境整備に努める	住宅課	【330404】分譲マンションバリアフリー化助成事業	分譲共同住宅の管理組合に対し、共用部分のバリアフリー化に要する費用の一部を助成することにより、妊婦や乳幼児等が、安全に安心して生活を送ることができる住環境の整備を図る。平成22年度相談件数2件、申請件数0件。	市広報及び市ホームページ等による更なる周知を行い、当事業の利用促進を図る。
		道路保全課	【120103】道路安全対策事業	歩行者等の安全性･快適性を確保するため、歩道の整備や防護柵等を実施した　L=880m	引き続き、歩道改修および防護柵設置等を実施する
		みどり公園課	【410302】公園の再整備(安全対策など)	誰もが安心･安全･快適に利用できるよう施設整備を実施。平成22年度は昆陽南緑地の未整備箇所の整備を行った。また、昆陽池公園には多目的トイレを2箇所設置した。	昆陽南緑地は、平成22年度の整備で全体整備が完了となった。多目的トイレについては引き続き各公園においてバリアフリー化を行っていく。
9-7	子どもの健全育成のため、「食育」について様々な機会を通じて啓発を行う	健康政策課	―	乳幼児健診、各種講座、中学生対象のバランスアップ教室。他イベント時に共催して実施。 健診や講座などで栄養士による集団及び個別指導を実施。いたみ食育プランに基づき、各種事業を他部局と連携して実施。市高にも実施した。	中学生を対象にしていた、食生活バランスアップ教室を更に進めて小学生に実施予定。また、市高も昨年度同様実施予定。
		給食センター･保健体育課	【211301】食育推進事業	･各校で「食育推進委員会」を中心として校内指導体制を整備し、子どもや地域等の実態に基づく、効果的な食育を推進した。 ･食に関する指導計画（全体計画･年間指導計画）を作成し、全教育活動を通し、発達段階に応じて系統的に食育を行った。 ･食育担当者会を実施し、情報交換等をとおして、各校の食育に生かした。 ･計画を作成することにより食育を体系化することができ、各校で食育を着実に進めることができた。 家庭科で自分の体に合った食事を作る学習などにおいて、男女共同参画の視点を持つことができた。	「食育」の推進にあたり、教育課程に位置づけるとともに、教育的ニーズを踏まえた指導計画の改善を行う。

④子ども達の居場所づくりへの取り組み

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
9-8	地域と連携しながら、子どもが安全に安心して過ごせる居場所作りに取り組む	同和・人権推進課	【133406】女性･児童センター管理運営	女性･児童センターの児童会館機能では、児童の健全育成を目指して、さまざまな事業を実施し、子どもたちの居場所づくりに取り組んでいる。 児童会館3大イベント（こどもまつり･なつのゆうべ･もちつきかい）を実施することで地域の異世代交流に貢献できた。また、地域の保護者と職員が交流を深めることで、皆で子どもたちを見守る体制づくりが出来た。 中学生のトライアルウィーク（2校　5名）	引き続き、児童会館事業に取り組み、こどもの居場所づくりに取り組む。 異年齢の　子どもたちの交流や中高生が小学校時代を懐かしんで顔を出せるような環境作りをする。 昨年に引き続きトライアルウィークの受け入れの実施（23年8月現在、2校　2名）
		こども若者企画課	【211404】遊ぼうひろば事業	男女各5名による実行委員およびサポーターが運営。 年間8回実施。遊び場には 幼児や小学校低学年の児童とその保護者が1回につき平均50名が参加。 季節に応じた遊びを、自分の責任で自由な発想で行っている。 幼児･児童の保護者には父母、祖父母など様々で、異世代交流の場ともなっている。	実施地域が限定されていることから、市内各所において同様の遊び場が自主的に運営されることが望まれる。
		社会教育課	【220701】生涯学習センター管理運営事業 【220801】北部学習センター管理運営事業	ラスタホール･きららホールなどの生涯学習施設で、こども向けの講座･イベントを実施し、居場所づくりに取り組んだ。 ラスタホールでは、地域協働講座として、市民参画によるこども向けの講座を実施した。 きららホールでは、利用団体と市民の交流を目的としたイベントや子どもを主役としたイベントの開催を行った。 また、図書館分館や児童館機能（きららホールのみ）等の、各々の館の特徴を活かし、生涯学習の機会を提供できた。	施設の管理者だけでなく、地域のボランティア、地域の学校や市内の学生の協力を得た催しを引き続き企画し、市民をはじめとして、参画と協働による事業実施を行う。また、子育て世代の生涯学習の機会をどうのように提供するのか（例･託児を増やす）、指定管理者と運営方法を検討していく。

⑤子育ての不安を解消する小児医療の充実

番号	具体的施策	課	[行政評価番号]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
9-9	小児医療体制の拡充に努め、子育て不安の解消を図る	健康政策課	【230102】阪神北広域こども急病センターの管理運営事業	総受診者数　27,535名（内、伊丹市民は3から4割）	安定的な医師確保を行い、安定した医療の提供が必要。
		伊丹病院	―	小児科外来に併設して、子育て相談の場を設けている H22子育ての相談は270件/年実施 ･小児科外来受診患児（予約以外）にトリアージを行い患児の緊急度に応じて診察の優先度を判断している。その中でも育児不安や虐待疑いについても判断している。 ･虐待やDVの疑いがあれば、小児救急看護認定看護師と相談のうえ、関係機関に連携を取っている。 ･入院中に育児不安を訴える保護者には育児指導を行い、またしの子育て支援事業の紹介を行っている。	子育ての相談だけでなく、相談内容に応じて社会資源の提供や市の子育て支援課等と連携しながら支援を行う。

基本目標Ⅳ　あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

H13 年に公布、施行された「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV 防止法」)は H16 年、H19 年の改正を経て社会に浸透してきました。

加害者、被害者を作らないためにも市民の関心と意識は重要なポイントになります。決して自分に関係のないところで起こる特別な問題ではなく、身近な問題として捉える必要があります。

また、見逃してはならないのが児童虐待と密接な関係にあることです。子どもへの深刻な影響ははかり知れず、重大な人権侵害であり、子どもの健全育成に大きな影を落としています。

H22 年には全国で 24 時間 DV 相談電話パープルラインも実施され、DV の撲滅のため社会的関心が広がっています。いち早く「伊丹市配偶者暴力相談支援センター」を立ち上げたことは、伊丹市が、暴力を許さない社会づくりを公に知らせたことにつながり、高く評価したいと思います。

（左写真）「伊丹市 DV 防止セミナー」で
講演する　片山三喜子さん

【基本課題 10】　配偶者･パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進

（上写真）伊丹市配偶者暴力相談支援センターリーフレット

H22 年に伊丹市は、県内で神戸市に次いで 2 番目に配偶者暴力相談支援センターを立ち上げました。DV 防止法がH13 年に策定され、DV(ドメスティック・バイオレンス)の問題は社会問題として大きく取り上げられています。また児童虐待との密接な関わりは深刻です。複雑で根深い DV や児童虐待の防止のためには市民の意識を変えることが重要なカギになります。配偶者暴力相談支援センターが出来たことで、問題の所在が明らかになり、相談できる体制は市民にとって安全な生活を守り、大切な命を救うことにもつながります。

配偶者暴力相談支援センターは、パネル展示やカードの配置による市民への啓発、市民課モニターや JR 伊丹の電光掲示板に相談窓口を掲載して市民に周知しています。またまちづくり出前講座では「男女共同参画社会ってなんだろう？」「許さない DV」をテーマに出向いていますが、前年度は２件の要請が４件になっています。

配偶者暴力支援センターでは相談員を 2 名配置し、相談者の自立につながるように相談を受けています。DV の相談は前年度に比べて 1.75 倍と増え 314 件となっています。

今年度からひょうご DV 防止ネットワーク会議に参画し、広域連携を行っています。DV は見えない暴力によって追いつめられるケースもあり、自分が DV を受けていると自覚できないケースもあります。そのため自己尊重トレーニングや、DV、モラルハラスメント、パワーハラスメントなどの基礎講座を女性･児童センターで実施しています。暴力の概念（パワーとコントロールの関係）の周知が必要です。市民に向けては、関西テレビ 片山三喜子氏の講演「こどもの虐待と DV」を実施し、DV の及ぼす深刻な影響を市民に訴える内容になりました。参加者は民生委員児童委員など 238 名でした。

被害女性の自立のためには自尊感情を取り戻すことが必要です。伊丹市では女性のためのカウンセリングを年間 228 件実施し効果を得ています。

加害者への取り組みはいまだ効果的な方法が確立していない状況です。情報収集の段階ですが、伊丹市配偶者暴力相談支援センターでは男性の相談も随時受け付けています。また県の男女共同参画センターの男性相談につないでいます。いたみ健康・医療相談ダイヤル 24 では随時相談を受け付けています。

今後も DV、虐待などの暴力を防止するために、予防と啓発、また被害に遭った人への迅速な対応をお願いします。

【基本課題 11】　セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進

総合教育センターでは相談の中にセクシャルハラスメントを主訴とする内容のものもあり、さらなる研修が必要と思われます。セクシャルハラスメントはパワーハラスメント、モラルハラスメントなどあらゆるハラスメントと同様に、重大な人権侵害に当たります。自分の身に何が起きているのか知るためには、人権感覚や人権意識を持たないと無自覚となります。

幼児期からの性教育など自分の心と体を守る教育が必要です。伊丹市では性教育について、児童生徒の発達段階と学習指導要領に準拠したカリキュラムを検討し推進しています。男女が互いに尊重し合う態度の育成には、大人の関わりが重要です。

伊丹病院では助産師を講師とした出前講座を実施しています。市内の小・中学校に出向いて、教職員・保護者対象の実施です。まず大人が正しい知識と情報を得て、子どもに恥ずかしがらずに伝える事が必要です。

伊丹市立伊丹高校では早い段階からデート DV 防止授業を取り入れています。性教育も人権尊重を中心におく必要があります。

【基本課題 12】　子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進

高齢者虐待は被害者の多くが女性で、男女共同参画の社会実現と深いかかわりがあります。夫からの暴力だけではなく、息子からの暴力もあります。ジェンダーの問題が深く関わっていると思われます。伊丹市では高齢者虐待防止マニュアルに基づき関係機関と連携して対応をはかっています。地域包括支援センターに相談窓口を置き、権利擁護センターの開設に取り組んでいます。

伊丹市では安全・安心なまちづくりのために、防犯パトロール専用車にて子どもの下校時間を中心に市内のパトロールを行っています。前年度は 3733 件の市内の犯罪認知件数が 22 年度は 3272 件と 461 件減少しました。パトロール実施者は女性も少しずつ増え、男女比率は男性 79%女性 21%になっています。

伊丹市の 17 小学校において、H22 度は 6 年生を対象に子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないように CAP(子どもの暴力防止プログラム)が実施されました。子ども自身が「自分は大切な存在である」と自尊感情を高め、「いじめ」や「誘拐」また「性被害」にあった時に自分の身を守る具体的な方法を身につけます。アンケートなどの結果から、困った時の危機管理能力を育むとともに、自分と友達を大切にする態度が見られました。

リボン運動の意味

リボン運動は様々な思いや、願いを込めて展開しています。

パープルリボンは世界を子どもや暴力の被害者にとって安全なものとする願いを込めて、1994 年から展開されています。40 カ国以上に広がっている運動です。

写真出典：ヨミウリオンライン

色が示す意味を下記に挙げました。

■レッドリボンは「エイズ」
■オレンジリボンは「児童虐待防止」
■レインボーは「セクシュアルマイノリティ」
■ピンクは「乳がんの啓発」
■イエローは「障がい者」
■ホワイトは様々なテーマがありますが、「男性の非暴力の意図」を表します
■グリーンは「移植医療普及」
■ブルーは「拉致被害者の生存と救出」

■基本目標Ⅳ■　各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容

【基本課題10】　配偶者･パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進

①さまざまな暴力を許さない意識啓発

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
10-1	ドメスティック・バイオレンスについての周知と暴力根絶に向けての啓発を行う	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にDV防止啓発パネル展を市役所正面玄関及び女性･児童センターで実施し、DVについての啓発を行った。また、市民課モニターや駅前電光掲示板に啓発文を掲載。3月にはDV防止セミナーを民生委員･児童委員連合会と共催して実施し、関西テレビ片山三喜子氏を講師に、「こどもの虐待とDV」をテーマに講演いただくと共に、サバイバーの方に経験談をお話いただいた。 セミナーには238名の参加があり、参加者からも好評であった。	平成23年度も引き続き、DV防止セミナーを実施すると共に、DVに関する周知と啓発のための展示･セミナーを充実させていく。
10-2	グループ･カウンセリングなど、女性の心の自立を支えるカウンセリングを実施する	同和・人権推進課	【133406】女性･児童センター管理運営	少人数における自己尊重トレーニングを実施することで、ひとり一人の心に寄り添い、また自立へとつなげる事業となった。 また、講座関連図書を毎回提供することで、学びへの自立へとつなげることができた。	女性の心の自立を阻んでいる要因にジェンダーバイアスがあることから、ひとり一人が自分の心に向き合い、自分自身の問題に関して自己決定していくためのトレーニングとして本事業は引き続き継続の必要性がある。
10-3	様々な暴力を防ぐために、暴力に依存しないコミュニケーション能力について学習機会を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性･児童センター管理運営	※＜3－8＞【133406】女性･児童センター管理運営事業と同様	※＜3－8＞【133406】女性･児童センター管理運営事業と同様

②相談体制の整備と周知

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
10-4	相談しやすい環境と体制を整備し、窓口の一層の周知を行う	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	平成22年度から伊丹市配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談体制を整えたことによって、相談ケース数が延べ314件と昨年度と比較して1.75倍と増加したが、関係機関との連携により適切に対応ができた。市民課モニターや駅前電光掲示板に相談窓口を掲載。	イベント等の開催において相談窓口案内カードを配布する等、窓口の周知を図ると共に、引き続き、配偶者暴力相談支援センター事業を充実し、適切な相談･支援を行う。
		こども福祉課	子育て支援センター･家庭児童相談室の連携	･家庭児童相談室　：相談件数1131件 ･子育て支援センタースッタフが、利用者の親子で支援が必要と感じた場合は、家庭児童相談室に連絡を行い連携している。	―
10-5	DVや虐待について関係職員への研修を充実させるとともに、相談事業ネットワーク会議を充実させ、関係機関の連絡や連携体制を強化する	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	3月に実施したDV防止セミナーを伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク職員の研修に位置づけ、参加を促した。 また、配偶者暴力相談支援センター設置に対応し、DV被害者支援基本フローチャートの見直しを行い、連携方法の確認を行った。	引き続き、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークの連携強化の充実を図る。
10-6	相談員を過度の負担から守るため、専門家による指導･助言など支援を行う	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	県や他市主催の研修会や会議に相談員が出席したり、県相談員からのアドバイスを受けるなどして、負担軽減に努めている。	引き続き、県等が主催する相談員研修に積極的に参加を促すとともに、近隣市の相談員との連携を強化させることで、相談員の負担軽減に努める
		こども福祉課	適切な相談体制	･週に1回のケース会議実施。 ･必要に応じて処遇検討課内会議や要保護児童対策地域協議会の個別担当者会議を実施。 ･ケースワーカーと相談員による複数担当制。 ･メンタルヘルス研修の受講や産業医相談を実施するなど支援を受けた。	･相談員の資質向上を図るとともに、ケースワーカーや相談員を指導するスーパーバイザーの配置を検討する。

10-7	婦人相談員の配置を検討し、被害者支援を推進する	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	今年度から伊丹市配偶者暴力相談支援センターを設置に伴い、婦人相談員を2名配置し、相談体制の強化が図れた。	婦人相談員の配置は完了したが、引き続き、配偶者暴力相談支援センターの充実を図り、相談員の適正配置に努める。
		こども福祉課	母子自立支援員の相談体制強化	・DVをテーマとした研修会に母子自立支援員を始めとして、9回延べ9人の職員を派遣した。 ・母がDVを受けている場合の同居の子どもは虐待を受けていると判断し、男女共同参画課と連携しこども福祉課で対応した。	―
10-8	「配偶者暴力防止法」に基づく、配偶者暴力相談支援センターの設置を検討する	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	兵庫県で神戸市に次いで2番目に市として配偶者暴力相談支援センターを設置し、年間延べ314名の相談を受け、被害者の一時保護や自立支援を実施した。立地条件を活かした関係機関との連携による効果的な相談業務を行うことができた。	配偶者暴力相談支援センターの設置は完了したが、引き続き関係機関との連携を図り、センター機能の充実に努める。
10-9	女性のためのフェミニスト・カウンセリングを実施する	同和・人権推進課	【133401】女性のためのカウンセリング事業	女性のためのカウンセリングを月22コマ年間264コマを実施。予約はほぼ埋まっており、228件実施。効果的な事業であった。	継続した実施に取り組む

③被害者の保護・支援体制の充実

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
10-10	「ＤＶ対応マニュアル」に即した対応を周知、実行するとともに、必要に応じてその内容を見直す	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	伊丹市DV被害者支援事業ネットワークで協議し、平成22年9月に「DV対応マニュアル」を改訂し、マニュアルに即した対応を実行した。	今後も、必要に応じて、内容を見直す。
10-11	被害者のための緊急的な一時避難所を確保する		緊急一時保護	県の一時保護所を活用し、適切な一時保護を実施することができた。年間6件。	県内の関係機関と連携強化を図り、引き続き、県の一時保護所を活用した、適切な一時保護の実施を行う。
10-12	市営住宅について、被害者の優先入居やシェルターとしての活用を行い、被害者の自立を支援する	住宅課	市営住宅空家入居者募集	母子・父子等世帯枠を設け、その枠にDV被害者も申込可能として募集を行い、被害者の自立を支援する。 平成22年度実績0件。	―
10-13	ＤＶの防止や被害者支援に取り組む民間シェルターやＮＰＯなどと連携するとともに、運営費の助成などを検討する	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	3月に実施したDV防止セミナーでは、民間団体である日本DV防止情報センターの片山三喜子さんに講師としてきていただいた。	厳しい財政状況上、運営費の助成は難しいが、講師を依頼したり、研修会への参加を促すなどによる連携を図っていく。
10-14	近隣自治体との連携による被害者保護・支援策を検討する	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	今年度から、ひょうごDV防止ネットワーク会議に参画し、広域連携についての協議を行っている。	今後、広域でできる被害者保護・支援策を検討し、実現させていく。

④加害者の再発防止に向けた取り組み

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
10-15	加害者への取り組みとして、民間団体や民間機関などと連携して情報の収集や提供に努める	同和・人権推進課	【133413】DV対策事業	加害者への取り組みは、被害者の安全確保の視点から直接接触することは困難であることや効果的な手法が確立していない状況であるが、加害者への取り組みについて実体を把握するため、国・県の動向等について情報収集を行った。	引き続き、国や県の動向を踏まえ、情報収集に努める。
10-16	男性に対する心の健康を視野に入れた情報の提供や相談体制の整備を行う	同和・人権推進課	―	※＜7－13＞と同様	※＜7－13＞と同様
		健康政策課	【132508】24時間健康・医療相談事業	ストレス・こころの相談に対応 ストレス・メンタルヘルスに関する相談　1,299件	継続して行っている。

【基本課題11】　セクシュアル・ハラスメントなどへの防止対策の推進

①市民生活におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
11-1	学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、教職員への研修を充実させるとともに、児童・生徒への相談窓口の周知と保護者への情報提供を行う	総合教育センター	【212105】教育相談・特別支援教育相談	※＜2－9＞【212105】教育相談・特別支援教育相談と同様	※＜2－9＞【212105】教育相談・特別支援教育相談と同様
11-2	出前講座など活用して自治会など地域活動におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、情報提供や啓発を行う	まちづくり推進課	【63202】まちづくり基本条例推進事業	「男女共同参画社会ってなんだろう？」「許さないDV」といった関連講座の実施件数は4件63人で、昨年度の2件115人よりも件数で増加した。 それに加えて、市民まちづくりプラザにおいて「まちプラde出前講座」という形で男女共同参画の講座を取り入れるなど市民の啓発活動を行った。	出前講座では、特定の講座メニューのみの推進を行うことは制度の趣旨と合致しないため困難であるが、今後担当課と連携し講座メニューの充実を図り、啓発活動に努める。
		同和・人権推進課	―	セクハラをテーマにした出前講座のメニューを提供したが、実績はなかった。	男女共同参画情報紙や女性・児童センター通信「ハートメール」等で、出前講座制度やテーマ等の周知を図る。
11-3	セクシュアル・ハラスメントに対する相談を実施するとともに、窓口の周知に努める	同和・人権推進課	―	※＜4－8＞と同様	※＜4－8＞と同様

②さまざまなハラスメントに対する防止対策

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
11-4	さまざまなハラスメントに対する啓発に取り組む	同和・人権推進課	―	女性交流サロンの図書コーナーにハラスメントに関する図書や資料を配置し、貸し出し等により啓発を行った。	引き続き、さまざまなハラスメントに対する関係資料を収集し、啓発を充実させる。

③性犯罪・売買春・ストーカー行為などへの対策

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
11-5	児童・生徒の発達段階を踏まえながら体系的な性教育の充実を図る	保健体育課	―	※＜1－8＞と同様	※＜1－8＞と同様
11-6	売買春や児童買春など性を商品化する行為や性犯罪、ストーカー行為について、人権尊重の視点にたった広報・啓発を行う	同和・人権推進課	―	国が作成した売春や強制労働などの人身取引防止ポスターを庁内や市内施設に掲示依頼し、啓発を図った。	引き続き、同様の広報・啓発を行う。
		少年愛護センター	【230404】青少年健全育成関係広報啓発事業 【230406】青少年問題相談事業	○非行防止の啓発 ・非行防止ポスターを作成し学校、市内の掲示板。公共施設に掲示し、またチラシを14，000枚作成し学校、地域、量販店に配布したことで広く市民に啓発できた。 ○「なやみ相談」電話・来所での相談員による相談活動。 ・「なやみの相談」クリアファイルを作成し小学校1、5、6年児童及び全中学校生徒に配布、また、啓発用チラシや手渡しカードを作成し各小・中・高校に配布し周知を図った。相談件数：(電話)228件、(来所)37件。	・青少年の健全育成、非行防止を推進していく上での学校、地域、保護者、関係機関との連携に努める。 ・相談者への適切なカウンセリングを行うための相談員の研修、臨床心理士、カウンセラーとの連携、その他の相談機関への適切な橋渡しが課題である。

【基本課題12】　子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進

①児童虐待や子どもへの性犯罪を防ぐ取り組み

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
12-1	―	家庭教育課	【230606】草の根家庭教育推進事業 【230603】家庭教育出前講座	4カ月、3歳児健診時及び就学前・思春期家庭教育学級・家庭教育出前講座を実施した。 ・4カ月健診 (ビデオ上映と家庭教育パンフの配布) ・3歳児健診 (3歳児からの家庭教育のしおりの配布) ・就学前家庭教育学級 (17小学校で腹話術による啓発とパンフの配布) ・思春期家庭教育学級 (8中学校で講師による講話と啓発パンフの配布) 児童虐待防止も視野に入れﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄには相談機関の連絡先を入れている。 ・登録講師等による家庭教育出前講座の開催 登録指導員派遣回数30回.参加者数1,605人。	継続した取り組みを実施する。
		こども福祉課	伊丹市要保護児童対策地域協議会構成機関や一般市民・団体を対象とした研修会・講演会の開催	・虐待防止に向けた啓発活動として、要保護児童対策地域協議会の関係者向けに1回、一般市民向けに1回、それぞれ研修会を実施した。 啓発事業として①市民向けに横断幕「みんなで守ろうこどもの笑顔」を作成し、阪急伊丹駅・JR伊丹駅前2ヵ所に掲載した。②市内幼稚園・保育所・小学校・中学校の保護者に配布する虐待防止パンフレットを作成した。	―

12-2	子どもの虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知を行うとともに、関係機関との連絡や連携体制を強化する	こども福祉課	伊丹市要保護児童対策地域協議会事業の推進	伊丹市要保護児童対策地域協議会の事業として以下の会議開催 代表者会議：1回　　主管者会議：1回 個別担当者会議：188回	・児童を虐待から守るため関係機関同士の協力・連携を円滑にする。
12-3	子どもの虐待防止マニュアルに即した対応を周知、実行し、虐待の早期発見・早期対応に努める	こども福祉課	【230201】児童虐待防止事業	・　291件の児童虐待通告を受理し、その全てについて至急に処遇検討会議を開催して早期対応に努めた。「こども虐待対応マニュアル」については、22年度に関係機関向けに改定し、配布した。	―

②高齢者虐待防止への取り組み

12-4	「高齢者虐待防止法」について周知し、高齢者虐待防止に向けた啓発を行う	高年福祉課	高齢者虐待防止	高齢者虐待防止マニュアルに基づいて、関係機関と連携しながら適切な対応を図る。地域包括支援センターを相談窓口の中心に置き、各関係機関とのネットワークの強化を図りつつ啓発を行うとともに、市社協が提唱する権利擁護センターの開設に取り組んだ。	DVと同様に、高齢者虐待の被害者の多くは女性という傾向があり、本事業は女性の人権擁護を図る礎になっているため、相談窓口の広いＰＲが必要である。
		介護保険課	高齢者虐待防止事業	介護サービス事業者に対し、高齢者虐待防止を図るための情報提供を行った。	引き続き、介護サービス事業者に対し、「高齢者虐待防止法」及び高齢者虐待防止に役立つ制度等の情報提供に努め、介護に係わる者の意識向上や制度活用を促す。
12-5	高齢者虐待について、関係機関のネットワーク化を行い、早期発見・早期対応への体制強化を図る	高年福祉課	高齢者虐待防止	※＜12－4＞と同様	※＜12－4＞と同様
		介護保険課	高齢者虐待防止事業	※＜12－4＞と同様	主業務として高齢者虐待防止に取り組む高年福祉課と連携し、引き続き必要な範囲で情報提供に努める。

③学校・地域ぐるみでの安全対策の推進

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
12-6	学校や地域と連携した防犯体制を構築し、子どもへの犯罪を防ぐまちづくりに取り組む	安全対策課	【120304】青色防犯パトロール事業	青色回転灯を装備した市公用車及び、秋からは伊丹ライオンズクラブ様寄贈の防犯パトロール専用車にて子どもの下校時間を中心に通学路を巡廻パトロールを行う。 21年に比べ、22年は市内の犯罪認知件数が461件減少した。21年→　3,733件　22年→　3,272件 青パト実施者証取得者（男女割合） 22年→男性　79%　女性　21%	防犯パトロール専用車の使用により、より抑止力としての効果が高まったと考える。継続的な実施が犯罪抑止につながるため、今年度においても引き続き、実施する。 実施においては男性の比率が高いが、男女共に実施証取得及び、パトロール参加を呼びかける。
12-7	子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習機会を提供する	保健体育課	【211101】子どもの安全対策推進事業	全小学校6年生児童対象に「CAP講習会」を実施した。 子どもへの暴力防止プログラムであるCAP講習会を実施し、子どもたちに自分が大切な存在であることを伝えるとともに、具体的な事案でのロールプレイなどにより、自分の身を守る方法を身につけさせた。 困った時に声を出す等の危機対応能力が育まれるとともに、誰かに相談したり、自分と友達を大切にする態度などが見られた。	子どもが本来持っている力を引き出すための効果的な指導法について、なお一層の検討を行う。

基本目標Ⅴ　男女が共に輝くまちづくり

男女共同参画の推進にあたっては地域のまちづくりにおける取り組みが重要です。

東日本大震災が生々しいですが、防災の面でも地域での男女共同参画としての取り組みが重要です。

「市調査」（H22 年）では近所との付き合いに関して理想は「夫婦共同」だけれど、現状は「主に妻」が多く、40 代女性では約 8 割です。

実際の取り組みには女性が多く参加していますが、会長や役員は男性が多い現状があります。意思決定の場への女性の参加をH27 年までに「伊丹市男女共同参画計画H18～H27 年度」で掲げている 40%を目標とする必要があります。（国の第 3 次男女共同参画計画では 30%以上を提唱しています。）

環境保全課では伊丹市環境審議会委員への団体からの推薦の際、全体的な男女比率を考慮し、女性の推薦を依頼しH22 年度の改選により女性比率が 33.3%になっています。来年度は更に目標の 40%を目指すと明記されています。他の課も工夫されて、H27 年度までに 40%達成されることを期待します。

国際的な視点に立った取り組みに関して、昨年のオンブード報告でも指摘しているように、男女共同参画の視点で女性問題や外国人妻の DV 問題への対応が求められます。

国連女子差別撤廃委員会から、日本はH21 年に「労働、家庭、地域、経済、政治に女性の浸透が低い。」と勧告をうけました。日本はＧＧＩ（ジェンダー・ギャップ指数 (女性の政治・経済・教育・保健分野のデータから作成)が 134 ヶ国中 94 位であるのをみても先進国とは言えません。

市議会議員の状況　(23年4月1日時点)

	定数	うち女性数	女性の割合
市議会議員	27	5	18.5%

PTA会長の状況　(23年4月1日時点)

	総数	うち女性数	女性の割合
会長(小･中･特)	26	6	23.1%

自治会長の状況　(23年4月1日時点)

	総数	うち女性数	女性の割合
会長	215	32	14.9%

【基本課題 13】　市民の連携による男女共同参画の推進

男女共同参画推進のための広範な市民への働きかけはこれから」(「オンブード報告」H21）という認識は、「市調査」も示すところです。それによると、「伊丹市男女共同参画計画」「男女共同参画推進施策市民オンブード」「伊丹市 DV 相談室」の内容認知度(「よく知っている」＋「少しは知っている」）は、各々、7.1%、2.5%、4.4%です（→基本課題４・５参照)。

また「市調査」によると、「地域、ボランティア活動」では「男女の地位は平等か」の問いに対し、全体では女性 45.8%、男性 56.4%が「平等」としていますが、30 代 40 代女性は、各々44.7%と 47.9%、これに対し同世代の男性は各々60.0%と 70.3%、その差は 70 代以上と同じく大きく開いています。女性は男性が考えるほど平等だとは考えていないということです。

「社会の慣行やしきたり」では、「男性優遇」（プラス「やや男性優遇」）と考える人が全体で女性 70.7%、男性 59.8%、30・40・50 代女性では、各々76.5%、94.4%、77.1%です。

オンブード・サポーターズは、「男女が対等な存在として個性や能力が発揮でき、まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く」という「計画」の「基本理念」に立って、男女共同参画まちづくりに向けて、すでに広く市民に地域活動を展開している既存の団体との「語る会」を年に一度、一団体ともっています。しかし、まちづくりには、個々の団体が、個別に市とあるいはまた他の団体と連携と協働の関係を築くだけではなく、多様な活動団体間の横断的な連携と協働が必要不可欠です（→基本課題１６参照)。

今、地域には、子どもや高齢者・障がいのある人の見守り、防犯、防災（災害復興)、環境、経済や文化の振興による活性化、国際交流等々の問題・課題が山積しています。各々の団体が、今、「男女が共に輝く」まちづくりの中で直面していること等を語り合い、共有しあえるような機会、有機的なつながりを構築できる場（「たまり場」）の設営が望まれます。「まちづくりラウンドテーブル事業」もありますが、さらに「条例」に基づく「まちづくり審議会」の設置を期待します（→基本課題１６参照)。

【基本課題 14】　ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備

安心・安全の視点に立った都市計画の推進については、障害福祉課と都市計画課の担当となっていて、それぞれに女性・弱者の視点に立って進められています。審議会、検討部会に女性の視点も取り入れられていることは評価できます。更にもっと関連部署が連携して取り組まれることを期待します。

例えば、道路の整備や防災などに関しても、子ども・妊婦の場合・高齢者・障がい者・その他の弱者などに関連する各課が連携して取り組まれることを望みます。

男女共同参画の視点に立った公共施設などの整備の推進についてはユニバーサルデザインの視点で着実に施設が整備されていることは評価できます。更に関連部局との連携が深められて今後も充実をはかっていただきたいと思います。

市バスでノンステップバスの設置は、妊婦・高齢者・障がい者などに考慮されていて評価できます。また市民公募モニターによる活動を取り入れている点は有効と考えられるので、今後も継続していただきたいと思います。更に他の課でもこのようなモニター制度を、男女比を考慮して取り入れられることを期待します。

（上写真）ノンステップバス

【基本課題 15】　地域の国際化と国際社会への貢献

国際社会での男女共同参画に関する情報の収集と提供については、外国人市民に対して、生活情報の翻訳がなされ対応されていることは評価できます。

ホームページの多言語化を検討中とありますが、何時までに実施するかの具体的予定をたてて取り組んでもらいたいと思います。また外国人の中でＤＶの問題に直面する例も増えると考えられるので、この事に対する対応も期待します。

日本語学習に関してボランティアだけでなく、市としても取り組んでもらいたいと思います。

（上写真）H22 度のミモザの日のようす

H24 年 3 月の「ミモザの日」（国際女性デー）のイベントを家庭教育課の事業と連携して実施予定とありますが、女性の視点も十分にいれるよう連携を強めてもらいたいと思います。

国際交流の推進、ＮＧＯ・ＮＰＯへの支援に関しては、「伊丹市国際・平和交流協会」の会長がH22 年度より女性が就任したことは、男女共同参画の視点が考慮されることが期待されます。しかし直接は啓発しにくいとの記述がありますが、男女共同参画の理念は、どの人も大切にしようという事であり、外国人を尊重する事と矛盾するものではないと考えます。

地球環境保全の視点に立った認識と取り組みに関して、環境への活動の実行委員への男性の登用についての検討がなされていることは評価できますが、具体的目標、時期をあげて取り組んでもらいたいと思います。

伊丹市環境審議会委員への団体推薦の際、全体的な男女比率を考慮し、女性の推薦を依頼し、H22 年度の改選により女性比率が 33.3%となったとあります。次回、改選により女性比率が 40%をめざし、関係団体の代表推薦の場合、女性が役職をもっている場合、優先しての推薦を依頼するとあります。このような取り組みはとても評価できる試みであり、他の審議会等でも、目標達成されることを期待します。（女性が０名の審議会が６つありますがH27 年までには解消する必要があります。）

■基本目標Ⅴ■　各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容

【基本課題13】　市民の連携による男女共同参画の推進

①さまざまな地域活動における男女共同参画の推進

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
13-1	様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修を行う▽自治会▽各種ボランティア団体等	まちづくり推進課	【133703】自治会連合会運営支援事務	自治会長の女性割合が、21年度15.8%（女性34人、男性181人）であったが、22年度は18.6%（女性40人、男性175人）に増加した。また、22年度自治会長研修の女性の参加割合は28%（女性46名と男性116名）で地域リーダーの育成に役立った。	地域活動支援は継続して実施する
		消費生活センター	【12808】消費者協会活動補助事業	伊丹消費者協会総会において「これからの消費者行政～消費者はどう行動すべきか」と題し、記念講演会を開催。 伊丹消費者協会会員だけでなく、広く市民の参加があった。	消費者団体の育成及び活動の支援を図る
		同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	登録グループ代表者会議において男女共同参画研修を実施するほか、貸室予約日には男女共同参画に関する情報を提供した。 また、講座修了生にはグループ立ち上げを促し、男女共同参画の視点をもったグループ育成支援へとつなげた。 ・育成グループとの協働による事業の実施 ・育成グループによるイベントチラシの作成 ・講座修了生による図書紹介	継続していく必要がある。
		生活環境課	【420311】「伊丹市保健衛生推進連合会女性部会」	保健衛生推進連合会が開催した指導者研修会や健康づくりに関しての講演会に参加し、またリサイクルに関する研修会を実施し、各家庭や各地域において男性とともに実践することで、男女共同参画の実現に寄与した。	女性部会総会・講演会・研修会を実施し、各家庭や各地域の中で、環境美化や健康づくりに関しての普及啓発を図り、男性とともに実践していくことで、男女共同参画の実現を目指す。
		環境保全課	【420101】環境マネジメントシステム事業	伊丹市環境マネジメントシステムの市民監査員への研修等において男女共同参画の視点を考慮した研修内容を実施した。 ２２年度の市民公募はなく、女性比率は２１年度と同じで３８．５パーセントである	市民監査員への男女共同参画の視点を考慮した研修内容を継続実施する。 次回、監査委員の公募にあたり、広報などを通して、女性比率が４０パーセントを超えるよう、適切な広報を行う
		高年福祉課	【130502】老人クラブ等補助事業	女性が主体となって運営を行っており、女性部が自主的に企画立案し研修会、講習会を男性にも呼びかけて実施している。市老連、老人クラブ会長、各種団体役員への推薦等など、各団体においてバランスのとれた積極的な女性登用を図った。	女性部の事業においても男性の積極的な参加があり、性別を問わない地域交流を行った。なお、平成23年度の会員の女性の比率は62.1%、会長の女性の比率は15.4%、市老連役員の女性の比率は33.3%となっている。
		社会福祉協議会	登録ボランティア連絡会議	意見交換や研修会の実施。年3回実施	前年度同様に、意見交換や、研修会実施など、充実させる。
13-2	男性の地域活動やボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談事業、啓発を行う	まちづくり推進課	【133704】市民まちづくりプラザ事業	社会起業講座のほか、22年度からの新規講座として、地域活動活性化ランチタイムカフェ・市民みんなが先生徒講座・たみまるカフェなど、市民活動への第一歩を踏み出すきっかけ作りを意識した講座等を実施した。	講座の参加者数も1,350人と昨年度より増加しており、男性の参加者も多くなってきている。今後とも当プラザとしての事業趣旨からも男性・女性に限定せず、幅広い年齢層を対象とした事業の推進を図る。

13-2	男性の地域活動やボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談事業、啓発を行う	社会福祉協議会	・ボランティア情報誌「VACI情報」	年22回（月2回）発行。郵送、FAX、メールで送付	男性の特技、趣味などを生かしたボランティア活動に結びつけるための取り組みを紹介するなどの工夫をしたい。
13-3	「団塊の世代」の地域活動（「地域デビュー」）を支援するため、情報や学習機会を提供する	まちづくり推進課	【133704】市民まちづくりプラザ事業	※＜13－2＞【133704】市民まちづくりプラザ事業と同様	※＜13－2＞【133704】市民まちづくりプラザ事業と同様
		同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	地域活動の一つの視点として、科学をキーワードに様々な視点を持つことを学ぶ「大人の科学きょうしつ」を実施した。（参加人数13名） また、地域活動のためのIT技術の向上を目的としたPCヘルプデスクを月1回開催した。（参加人数104名）	継続して事業を実施していくが、23年度の大人の科学きょうしつは、視点を変え夏休みのイベントとして三世代交流を目的とした事業「こどもといっしょ」（8/27）を実施する。 また、比較的男性が参加しやすい月1回実施しているPCヘルプデスクも継続して実施する。
		公民館	【220603】公民館事業推進委員会活動事業 【220605】講座等生涯学習活動支援事業	①市民講座「金曜サロン　男だけのひととき」 多様な講座内容を経験しながら、自分探し、自分育て、仲間づくりをした。講座終了後、地域貢献を目的にした地域デビューに向けての自主グループとして活動を開始している。 ②「市民活動博覧会～つながりパネル展～」 中央公民館、市民まちづくりプラザ、伊丹市ボランティア・市民活動センターの共催。市民まちづくりプラザで、3館の登録グループの活動紹介パネル展と地域活動に関する講座を実施。グループ間の交流を深めることができた。	定年退職後、何をしたらいいかわからないといった方たちに、いかに地域に目を向けてもらうか、公民館に来ていただくかについて工夫しながら、他施設と共同で多様な交流の場、実践の場をつくっている。特に、コミュニケーションに関する講座等を実施することで、男性の地域デビューをサポートしていきたい。 「子育てサポーター養成講座」（13-5で掲載）について、「男性の参加大歓迎」とチラシに入れたが、効果はなかった。子育て分野への男性の参画を意識して、講座の企画を工夫していきたい。
		社会福祉協議会	ボランティア講座	「団塊の世代」をターゲットに実施。 ・「地域デビュー！」セカンドライフの楽しみ方」 ・そば打ちボランティア講座	内容を吟味して継続して実施

②女性リーダーの養成とネットワークづくりへの支援

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
13-4	男女共同参画の視点をもち、市政やまちづくりに関わる女性の人材育成を支援するための情報や学習機会を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	講座修了生のグループの立ち上げ支援として、情報を提供し活躍の「場」としてサロンとの協働事業（講座企画運営、イベントチラシ作成、ファシリテーター）を実施。 市民グループとの話し合いの場において女性の視点を持った街づくりについてレクチャーを実施し、学びと実践の場としてきた。	市政や政策決定の場に関わる女性の人材育成をする講座を市民グループと協働で講座を実施するほか、女性交流サロンの講座修了生が実践活動していく場を提供しコーディネートしていく。 ・「とどけ！わたしたちの声　市政の仕組みを知ろう（全3回）」あったまる会との協働事業（6/24～7/8参加者59名） ・「はじめての男女共同参画（全10回）」ファシリテーター養成講座修了生の実践の場とする ・イベントチラシの作成　ねっとわーく会
13-5	自治会など地域活動における女性リーダーの育成やそのネットワーク作りを支援する	まちづくり推進課	【133703】自治会連合会運営支援事務	自治会長の女性割合が、21年度15.8%（女性34人、男性181人）であったが、22年度は18.6%（女性40人、男性175人）に増加した。また、22年度自治会長研修の女性の参加割合は28%（女性46名と男性116名）で地域リーダーの育成に役立った。	女性に特化した研修ではないが、多くの女性リーダーの参加が見られた。
		同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	情報相談においてグループ活動に関する相談が190件あり、情報提供やレクチャーにより個々に応じた支援を行った。その中でもグループにおける人間関係やマネジメントに関する相談が多かったことから、地域活動に関する図書を充実させるとともに次年度の事業にそれらのことを組み込む必要がある。	継続した支援の必要性がある。 グループ活動におけるマネジメントやコンセンサスの必要性が見えてきたことから今年度はそれらのことを踏まえた講座を人権推進課と連携して実施する。 「企画力UP講座」全4回（10/3～31）

13-5	自治会など地域活動における女性リーダーの育成やそのネットワーク作りを支援する	公民館	【220603】 公民館事業推進委員会活動事業 【220605】 講座等生涯学習活動支援事業	ボランティア養成講座 健康・子育てなど、地域で活動するリーダーを養成した。 ①「傾聴ボランティア養成講座」 昨年度に引き続き実施。講座終了生有志によるボランティアグループにより、高齢者の心のケアを図る活動が推進されている。 ②「高齢者のためのよくばり健康体操パフォーマー養成講座」 講座終了後、実践活動に向けグループ化されたが、実践活動に至らなかった。 ③「子育てサポーター養成講座」 公民館での保育サポート活動につなげていくことができた。	ボランティア養成については、ここ数年、重点課題として取り組んでいるが、課題も多い。講座終了後の自主グループ化と継続的な活動につなげていくことが難しい。積極的に自主グループづくりに取り組んでいただけるような人材づくりをも視野にいれたボランティア養成と、講座後の活動の場の開拓が必要である。ボランティア・市民活動センター等と協力し、ボランティアの需要を把握し、効果的で実践的な講座内容にすることで、実践活動の場を広げ、自主グループ化をサポートしていきたい。

③市民活動などへの育成・支援

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
13-6	女性・児童センターにおいて、男女共同参画を推進するグループや団体などに対し、活動の場や交流の機会、情報の提供などを行う	同和・人権推進課	【133406】 女性・児童センター管理運営	情報相談においてグループ活動に関する問い合わせが多くあり、情報の提供支援を行った。 また、講座修了生で立ち上げたグループに対して「場」の確保と情報支援を実施してきた。	継続した支援の必要性がある。 また、新たなグループの立ち上げ支援にも力をいれていく予定である。
13-7	市民企画により、社会的性別（ジェンダー）に関わる問題や暴力の防止など、男女共同参画を推進する講座や講演会を実施する	同和・人権推進課	【133406】 女性・児童センター管理運営	事業企画を募集し、市民グループによる講座を実施した。今年度は、女性の健康に関する講座の実施となった。 「ほっこり学んで「冷え症」バイバイ」全1回 （参加人数21名） 実施団体　よもぎ 市民企画事業がきっかけとなり「よもぎ」協力のもと新たな事業展開となった「いきいき更年期」全1回 （参加人数18名）	期間を定めた事業募集をしたが、企画提案団体が少ないのが現状である。そこで23年度は、企画力UP講座のテーマをグループでの講座企画とし、あらたなグループの育成を兼ねた男女共同参画の視点をもった実践的な事業展開へとつないでいく。講座で企画提案した最優秀グループには助成金をだし女性交流サロンと協働で事業実施する。
13-8	男女共同参画の意識を高めるための調査・研究を委託または支援する	同和・人権推進課	【133414】 男女共同参画市民意識調査事業	8月に市民2000人を対象に、「男女平等感・役割分担」、「就労・働き方」「セクシャル・ハラスメント、DV」「市の施策」について、市民意識調査を実施。（回収率　47．7％）12月に報告をまとめ、広報伊丹、HP等で公表を行った。	調査を結果を考察し、男女共同参画計画の見直し施策に反映させる。
13-9	市の指定管理者や委託事業者など対して、女性の登用状況などついて調査するとともに、男女共同参画への理解を働きかける	同和・人権推進課	―	女性・児童センターについては男女共同参画への理解を働きかけたが、他の指定管理者等へは行うことが出来なかった。	他の指定管理者に男女共同参画出前学習会制度の活用した研修会の実施などを促し、男女共同参画への理解を働きかける。
13-10	避難所の管理・運営など防災対策の推進にあたっては、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮する	危機管理室	【111311】 災害用物資備蓄事業	地域防災計画に定められた食糧・生活必需品の備蓄計画について、年齢・性別に配慮した備蓄品目を今年度も購入した。 ・粉ミルク37箱 ・ソフトパン900缶 ・生理用品940枚　等	課題の解決となった。
13-11	地域の防災・防犯活動が固定的な男女の役割分担にとらわれず、女性の参画が推進されるよう働きかける	危機管理室	【111102】 防災啓発事業	十六名公園にて防災フェアを実施し男女共同参画事業を推進した。子どもから保護者までもが参加できる内容を実施し、男女問わず271名の市民が参加し、全体で350名の参加を得られた。	課題の解決となった。

13-11	地域の防災・防犯活動が固定的な男女の役割分担にとらわれず、女性の参画が推進されるよう働きかける	危機管理室	【110303】防災訓練	猪名川左岸河川敷にて平成22年度伊丹市総合防災訓練を実施。総合防災訓練への市民参加を積極的に推進するとともに、役割分担について、消火訓練、避難訓練、炊き出し訓練において女性の積極的な参加等、男女の役割にとらわれない訓練が実施できた。また、自治会、自主防災会、ボランティア団体、中学生等184名の多くの市民が参加し、全体で506名の参加を得られた。	課題の解決となった。
		安全対策課	【120305】自主防犯活動支援事業	小学校区毎に立ち上げられたまちづくり防犯グループに対して、補助金を支給し、防犯活動用品を提供する。 昨年に続きパトロール等で使用する防犯グッズの種類を豊富にし、女性にも活用しやすいグッズを選んでもらうことができた。次年度でも引き続き防犯グッズの種類を豊富にし、配布を行いたい。	地域の自主防犯活動を支援するため、防犯グッズの配布を引き続き実施する。 防犯グッズの種類を豊富にすることで性別を問わず、また、幅広い年齢層に対応できるグッズを選択できるよう考えていく必要がある。
		消防局	【110403】自主防災活動支援事業	平成22年度中に実施した自主防災合同訓練で、小学校区ごとの訓練参加者の男女比を概ね把握することができた 実績：参加人数1821人　内女性753人（41．4％）	訓練の参加案内やチラシなどに女性の参画を意識した内容を盛り込むなどの工夫を検討する

④地域における「たまり場」づくり

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
13-12	地域活動を担う市民が気軽に集えるような場を提供する	まちづくり推進課	【133705】まちづくりラウンドテーブル事業	まちづくりラウンドテーブル事業（奇数月の第3土曜日に年間6回実施し、情報交換を行った） 参加者は述べ93名が参加し、地域活動促進に役立った。また、子育て中の女性が気軽に参加できるよう無料保育を実施した。	今年度は参加人数がやや少なかったが、市民まちづくりプラザでも市民が集える場の提供が始まり、同様の事業の広がりが見られた。
		社会福祉協議会	ボランティア活動への参加啓発	ボランティアまつりへの積極的な参加、公民館やまちづくりプラザの連携強化。 また、ボランティアの方が利用しやすく、市民が相談に訪れやすくするため、またいきいきプラザの市民交流拠点としての機能を強化するために、ボランティア・市民活動センターを2階から1階へ移動した。	内容を吟味して実施するとともに、いきいきプラザロビーの活用
13-13	「社会的性別」（ジェンダー）の視点や男女共同参画について市民が語り合えるような場を提供する	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	講座受講生や市民グループが話し合いをすることができる交流コーナーを女性交流サロンに設置している。 話し合い過程において情報提供が必要な場合は、随時提供できるようにしている。 また、課題設定ができるように随時情報が見えるように「見える化」に努めている。	情報がわかりやすいように分野ごとに掲示するように努めていく必要がある。

【基本課題14】　ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備

①ユニバーサルデザインの普及啓発

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
14-1	ワークショップを活用するなどしてユニバーサルデザインについて市民への普及啓発に努める	同和・人権推進課	―	取り組みできず。	取り組み手法を工夫して、実行する。
		障害福祉課	―	ユニバーサルデザインの普及啓発について、働きかけを行った。	関連部局と連携して、ユニバーサルデザインの普及啓発をさらに推進する。

②安全･安心の視点に立った都市計画の推進

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
14-2	都市計画や福祉のまちづくりの推進にあたっては男女共同参画の促進に努める	障害福祉課	―	県補助廃止に伴い、平成19年度末で、福祉のまちづくり重点地区内における民間施設改修費補助を廃止した。	県福祉のまちづくり条例が7月に改正される。改正ポイントは以下のとおり。 (1)ユニバーサル社会づくりの視点の明確化 (2)整備基準の実効性の向上 (3)障害者等の参画と協働によるバリアフリー整備 (4)施設のバリアフリー情報公開の推進 関連部局と連携を図り、福祉のまちづくりの一層の充実に努める。
		都市計画課	【330101】 都市計画マスタープランの推進事務	①都市計画審議会委員選任（H22.04.01） ･男女比＝11：4(内市民委員1) ②都市計画マスタープラン2011を策定（H23.03.14） ･都市計画審議会内に検討部会設置 ･男女比＝3(内市民委員1)：2 ･「成熟都市へ」を基本コンセプトに掲げ、女性の立場や居住者の視点を取り入れ策定することができた。	今回、策定した都市計画マスタープランでは、概ね整ってきた都市施設などのインフラを環境や女性、弱者の視点に立って「もっと使いやすく」、「もっと活用できるように」という視点から「整備」から「形成」への転換を図った内容としている。 これらに基づき、より女性や弱者の視点を取り入れ環境に優しい都市空間づくりを如何に実施に移行していくかが課題であり、市民の理解と参画協働を深めこのマスタープランに示したビジョンや戦略を基本として都市づくりを推進していく。 また、日頃からの都市計画制度の普及啓発や行政側の説明能力向上、分かりやすい資料づくりを心がけていく。

③男女共同参画の視点に立った公共施設などの整備の推進

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
14-3	公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する。特に、子育て中の男女が利用しやすいように、保育室や授乳室、男女双方のトイレへのベビーベッド、ベビーホルダーの設置に努める	営繕課	―	平成21年度に続き高齢者や障害者を含むすべての市民が安全で、安心して利用できるように、ユニバーサルデザインの視点に立った施設の整備を行った。 ○学校施設便所整備工事(10件) ○学校施設EV設置工事(1件) ○共同利用施設バリアフリー化他工事(1件) ○市営住宅高齢者向改造工事(2件) ○荻野児童くらぶ新築工事 ○東中学校格技棟新築工事 ○庁舎1階福祉フロア便所他改修工事 ○庁舎議会棟階段昇降機設置工事	昨年度に引き続き、学校や幼稚園の便所整備工事や他施設におけるバリアフリー化工事などにおいて、より充実した結果を目標とします。 ○学校施設便所整備工事(5件) ○幼稚園施設便所整備工事(2件) ○共同利用施設バリアフリー化他工事(2件) ○社会教育施設（新図書館）等整備工事 ○伊丹市立伊丹病院医局増築工事 ○伊丹市立伊丹高等学校クラブハウス改築工事
		施設課	【211706】 学校施設整備（エレベーター整備） 【211707】 学校施設整備（便所整備） 【211710】 学校施設整備（東中格技棟整備）	稲野･天神川･有岡･花里･摂陽の5小学校、東･西･南･天王寺川の4中学校、特別支援学校の計10校で多目的トイレの整備を含む全面改修を行い誰もが使いやすい施設の整備が図れた。また、鈴原小学校でEVを設置し、市内の小中学校全校に各1台のエレベーターが設置されバリアフリー化が図れた。 東中学校格技棟新築工事においては、バリアフリーの施設整備を行った。	今後も未整備の施設については順次計画的に実施する。
14-4	妊婦や乳幼児、その保護者が安全に安心して利用できるよう、住宅や道路、公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、環境整備に努める	住宅課	【330404】 分譲マンションバリアフリー化助成事業	※＜9－6＞【330404】分譲マンションバリアフリー化助成事業と同様	※＜9－6＞【330404】分譲マンションバリアフリー化助成事業と同様
		道路保全課	【120103】 道路安全対策事業	※＜9－6＞【120103】道路安全対策事業と同様	※＜9－6＞【120103】道路安全対策事業と同様

14-4	妊婦や乳幼児、その保護者が安全に安心して利用できるよう、住宅や道路、公園のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化など、環境整備に努める	みどり公園課	【410309】都市公園等維持管理	誰もが安心・安全・快適に利用できるよう中曽根公園・中野西公園・中野明神公園・梅園公園において旧遊具を撤去および新設を実施。また、西池公園においては1箇所スロープ工事を実施した。	公園長寿命化計画を策定した事により、施設の再整備の長期計画をたて実施する。
14-5	市バス事業においてはモニター制度などにより市民の声を積極的に取り入れるとともに、ノンステップバスの導入を計画的に進める	交通局	【420703】市バス車両更新事業	公募した市民モニターによる市バスの運行状況に関する実態調査を平成22年10月より半年間実施した。調査期間中に3回モニター会議を開催しバス事業に関する様々な意見等を聞くことができ、市民のニーズを活かした事業運営の参考となった。また、ノンステップバスの導入については、計画どおり8月に5両の更新を実施し、車両保有率96%を達成した。	市民及び利用者の声を事業に活かすために、引き続き市バスモニターによる活動をとおして高齢者や子育て中の方の利用促進に繋がる取組を図る。
14-6	「バリアフリー法」や福祉のまちづくり条例などの周知と適切な運用に努め、建物のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する	指導課	―	福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法に基づく指導。（建築物確認申請の事前相談等、又申請書の提出される時に法令・条例の適合指導。）	―

【基本課題15】　地域の国際化と国際社会への貢献

①多文化共生への取り組み

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
15-1	外国人市民に対する多言語による生活情報サービスや生活・法律相談を行う。女性のニーズの把握に努め、内容を充実させる	国際・平和課	【133305】外国人市民用生活情報誌提供事業 【133307】外国人生活相談支援事業	・多言語生活情報紙の発行 日本語が読めない外国人市民のため、多言語の生活情報紙を希望する外国人に送付。（送付件数304件、内訳は英語23件×2回、中国語79件×2回、ハングル22件×2回、ポルトガル28件×2回） ・外国人市民相談 外国人市民からの生活相談を受付け、問題解決に努める。（相談件数 127件）	生活情報紙を発行すると共に、ホームページの多言語化を検討中である。 職員が対応できる言語は英語及び中国語の2言語であるが、離婚問題や育児、住宅、医療などの相談に関し、関係部局との連携により対応し、外国人市民の生活安定に役立っている。今後も翻訳を充実させる。
15-2	外国人市民に対する日本語教育や通訳ボランティア育成を行う	国際・平和課	【133601】外国語・日本語講座事業	・「日本語学習サロン」の開催 日本語が不自由な外国人市民に対し、ボランティアが指導する日本語講座を開講。外国人市民の生活向上や社会進出にも役立っている。 ボランティア講師（男 6名、女 16名） 受講者（男 13名、女 16名）	ボランティア講師の指導は好評である。今後も引続き、ボランティア講師の確保と学習の場を通じての交流を深めるような内容にする。
15-3	外国人市民などとの交流活動を支援する	国際・平和課	【133301】伊丹マダン企画運営事業	・外国人市民交流事業 外国人市民相互の交流を図る。（参加人数 29名） ・「伊丹マダン」 外国人市民と日本人市民との交流事業 出会いと交流の場となり、多文化共生のまちづくりの一助となっている。（参加人数 4,100名）	外国人市民相互の理解と交流を深めるため、参加者数の増に努める。 伊丹マダン実行委員は運営のノウハウが蓄積されているが、固定化・高齢化している。新規委員の確保が課題である。

②国際社会での男女共同参画に関する情報の収集と提供

番号	具体的施策	課	【行政評価番号】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
15-4	女性の地位向上や男女共同参画に関する国際的な規範や基準、取り組みの成果を周知する	同和・人権推進課	―	国際女性デーにちなんで、3月にミモザの日のイベントを実施し、「ビルマ軍事政権下の女性と子ども」というテーマで講演会を実施したり、働くアジアの女性のたたかいをテーマにしたDVD「Labor　Women」の上映会等を実施し、啓発を行った。	引き続き、周知に努める

③国際交流の推進、NGO・NPOへの支援

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
15-5	女性の地位向上や男女共同参画に関して国際的活動を行うNGO、NPOなどについて情報を収集し、啓発を行う	同和・人権推進課	―	※＜15－4＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様	ミモザの日のイベントを家庭教育課の事業と共催で実施することで、新たな層への啓発が期待できる。
		国際・平和課	【133602】国際・平和交流協会支援事業	・「伊丹市国際・平和交流協会」の会長は平成22年度より女性が就任した。	国際協力活動を行っているNGO等の活動に女性も参加しやすいような支援を行うが、国際・平和の視点が中心となる事業展開であるため、直接的啓発はしにくい。

④地球環境保全の視点に立った認識と取り組み

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
15-6	地球環境保全や省エネルギー、ごみ減量やリサイクルなど環境への活動において男女共同参画を促進する	消費生活センター	【120809】消費者協会活動補助事業	伊丹消費者協会の事業として、リサイクル活動を展開されている。マイバック推進運動、廃油回収等のほか、リサイクルショップの運営。	リサイクル運動を推進するため、関係団体と連携しながら、PRの強化に努める
15-6	地球環境保全や省エネルギー、ごみ減量やリサイクルなど環境への活動において男女共同参画を促進する	生活環境課	リサイクル・フェア	地球にやさしい行動についての理解を深めるとともに、リサイクルの推進を図ることを目的にリサイクル・フェアを開催している。平成22年度も「リサイクル暮らし見つめて　大発見」というテーマで開催に向けて準備を進めてきたが、台風の影響で中止となった。	実行委員会の実行委員への男性の登用について、今後とも実現可能か検討しながら、今年度においても、リサイクル・フェアを開催し、各家庭の中で男女を問わず実施できる取り組みの普及啓発を通してリサイクルの推進に努める。
		環境保全課	【420201】伊丹市環境影響評価に関する要綱に関わる事務	伊丹市環境審議会委員への団体からの推薦の際、全体的な男女比率を考慮し、女性の推薦を依頼し、22年度の改選により女性比率が33．3パーセントになった。	次回、改選により女性比率が40％をめざし、関係団体の代表推薦の場合、女性が役職をもっている場合、優先としての推薦を依頼する

基本目標VI　計画の総合的な推進

本計画の推進にあたっては、市役所のあらゆる部署において男女共同参画の重要性を認識し、全庁的・総合的な取り組みが求められます。その男女共同参画施策の展開には部・課を超えた取り組みが不可欠です。男女共同参画推進本部と幹事会は、そのような取り組みを担う複数の部･課との緊密な関係において、進行を見守る等の方向でその機能の充実を図られることを望みます。

また、市民と行政の対等なパートナーシップに基づき、市民と市内のあらゆる組織との参画と協働において推進されることが必要です。

同時に、行政自らが率先して庁内での男女共同参画を進め、他の事業所をはじめ諸組織にモデルを示すことが求められます。そのために職員一人ひとりがその推進役としての自覚を深め、男女共同参画の視点に立った施策の立案・策定等に当たられるよう、研修・学習会等の充実は必須です。

「市調査」では、22 年度からはじめて調査項目に入った「男女共同参画社会」という言葉の内容認知度は 20.1%（「よく知っている」「少しは知っている」）です（基本課題５，１３）。（全国の「周知度」は 64.6%　H21、27 年 100%を目標）。

男女共同参画社会づくりが広く男女市民に定着するには、市民が身近かに集い、交流し、学ぶことができる拠点が、その機能の充実と共に、今後さらに重要となってきます。

【基本課題 16】　市民との協働による推進体制の確立

男女共同参画社会づくりに幅広い市民の理解は欠くことができません（→基本課題１３参照）。市は、多様な地域活動の分野を担う団体・グループ・NPO 等との連携と協働を推進していますが、市に個別に直結しているそれらの間の交流と問題・課題の共有はないように思われます。男女共同参画の課題への理解は、これらあらゆる組織にも通じ、共有されてはじめて広範な市民に届き、市民のものとなります。

H9 年以降の長きに亘り、オンブード・サポーターズが担ってきた男女共同参画に係る進捗状況の確認、調査や施策立案等への、求めに応じた参考意見の提起、課・担当（グループ）による事業への協働参加・支援等への取り組みの労を多としつつ（その評価はし過ぎることはありません）、その施策立案やその展開へ到る過程等への参画が、さらに広い市民へ開放されてはじめて、男女共同参画を、多くの人の知るところとなり、男女共同参画への関心は広がりをもってくるものと考えます。

今回の「市調査」結果報告書は、今、すでにその転換の時機にきていることを語っています。

昨年の「報告書」でも提起した、多様な組織に関わる市民から成る常設の推進委員会が必要です。市が、市職員の一人ひとりが担っている多くの事業展開は、市民に広く知られ、「市調査」にも窺える市民の抱える諸々の問題解決に報いてこそ、活きてくるものです。

【基本課題 17】　市の率先した取り組みの推進

審議会等における女性比率は、H23.4.1 現在 32.4%、40%以上が 31.4%ですが、いまだ 0%が 6 つ*あります。男女共同参画への理解を深め、「計画」の 27 年 40%の達成を期待します。

市女性職員の管理職については、女性昇任者数・昇任試験受験者数は、諸事情の下、年により波があるのは当然ですが、「次長」昇任（22 年度比）を除き、すべてで増えています（前者：課長・副主幹・主査、後者：副主幹と主査級試験　21 年度比)。現在、女性の管理職は 16.0%、うち一般行政職は 12.9%です（県下の市町 11.9%　H22)。意欲のある女性職員が育っているのでしょうか。女性のチャレンジ支援、男女のワーク・ライフバランスの推進と合わせて、人事研修課の活躍が、今後も大いに期待されます。

小中学校の校長・教頭の女性の割合は共に夫々24%と 25%ですが、高校になると 0%です（県全体では高校は教頭以上 6.3%)。国は、初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合を平成 32 年 30%としています。「校種別教諭数男女比」を考えてみても、小・中・高とも専門職にある女性のさらなるチャレンジが望まれます。学校における男女共同参画社会づくりは、次世代を生きる子らにとって、力強いお手本にちがいありません。

今年の男女共同参画週間（6.23～29 日）には、オンブード・サポーターズは近隣の市の催しに参加し、見聞を広め、見識を深めてきました。県は、今後市町との連携を深めるため両者の「合同会議」をもつ、としています。国や県、周辺の自治体の動きにも目を開きつつ、広範な市民に向けて着実に施策が推進されることを期待しています。

＊女性比率が 0%の審議会等（23 年 4 月 1 日時点）

審議会等名	総数	審議等会名	総数
監査委員	2	公務災害補償等認定委員会	5
伊丹市農業委員会	12	伊丹市老人ホーム入所判定委員会	8
伊丹市立図書館協議会	6	伊丹市予防接種健康被害調査委員会	10

【基本課題 18】　男女共同参画に向けた拠点の充実

男女共同参画の拠点設置へ向けての取り組みについては、前年度オンブード報告で重要課題となっています。

第 5 次市総合計画で、女性・児童センターを男女共同参画推進の拠点施設として位置づけることが明確化されました。更に男女共同参画推進の拠点施設として「男女共同参画センター」という名称の施設を設置する為には条例を策定し、具体的日時などの目標を明らかにする必要があります。条例は、すでに県下で 6 市 1 町で制定され、3 市が検討中です（下表）。

近隣の市町においては、多くの所で「男女共同参画センター」が既に設けられており、男性も参加しやすいと聞いています。伊丹市でも早急に、後期見直しにおいて「男女共同参画センター」を検討する必要があります。「国第 3 次計画」にも明記されています。

制定市町	条例名	検討中
神戸市	神戸市男女共同参画の推進に関する条例	姫路市 川西市 加西市
尼崎市	尼崎市男女共同参画社会づくり条例	
芦屋市	芦屋市男女共同参画推進条例	
赤穂市	赤穂市男女共同参画社会づくり条例	
宝塚市	宝塚市男女共同参画推進条例	
小野市	小野市はーと･シップ（男女共同参画）社会推進条例	
多可町	多可町男女共同参画社会づくり条例	

＜県下の条例制定市及び検討中の市一覧＞

男女共同参画推進拠点機能の充実に関しては、ジェンダー格差を是正するために「情報」「相談」「事業」「交流」「学習啓発」を相互リンクさせ、自立支援、グループ交流や活動支援・育成活動するセンター機能を充実されていることは評価できます。今後更に充実されることを期待します。

女性・児童センターにおける企画についても、女性交流サロンと児童会館と合同で取り組むことにもチャレンジして連携を深めてもらいたい。

企画には、仕事を持つ男女も参加しやすい工夫を期待します。

なお、今年度伊丹市の課の名前から「男女共同参画」がなくなりましたが、近隣の多くの市では課の名前に「男女共同参画」を掲げています。「市調査」でも「男女共同参画」をもっと広報するようにという市民からの声が寄せられています。早急に復活される事を要望します。

市町名	担当課（室）名	男女共同参画・女性のための総合的な施設
神戸市	男女共同参画課	神戸市男女共同参画センター
姫路市	男女共同参画推進課	姫路市男女共同参画推進センター
尼崎市	女性・消費生活課	尼崎市立女性・勤労婦人センター
明石市	男女共同参画課	あかし男女共同参画センター
西宮市	男女共同参画推進課	西宮市男女共同参画センター
芦屋市	市民参画課	芦屋市男女共同参画センター
伊丹市	同和・人権推進課	伊丹市立女性・児童センター（女性交流サロン）
宝塚市	人権男女共同参画課	宝塚市男女共同参画センター
川西市	参画協働・相談課	川西市男女共同参画センター
小野市	男女共同参画推進グループ	小野市男女共同参画センター
三田市	まちづくり協働センター	三田市まちづくり協働センター

＜近隣市の男女共同参画担当部署名及び女性のための総合的な施設一覧＞

■基本目標VI■　各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容

【基本課題16】　市民との協働による推進体制の確立

①推進本部を中心とした庁内の連携による推進体制の充実

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
16-1	伊丹市男女共同参画推進本部を中心とした推進体制の充実・強化に努める	同和・人権推進課	【133409】オンブードによる進捗状況調査	市長を本部長とする男女共同参画推進本部において、オンブード報告、DV計画の進捗状況報告、男女共同参画に関する市民意識調査結果について協議し、推進体制の強化が図れた。	推進本部の専門部会を定期的に開催するなど、現場における男女共同参画の推進体制の充実・強化に努める。

②市民参画による進ちょく管理

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
16-2	男女共同参画施策市民オンブードを設置し、本計画の進捗状況調査を委嘱する	同和・人権推進課	【133409】オンブードによる進捗状況調査	市民目線で本計画の進捗状況をチェックする男女共同参画施策市民オンブードを3名設置し、ヒアリング等を通して本計画の進捗状況調査を実施した。	引き続き、オンブードによる進捗状況調査を実施し、本計画の推進を図る。
16-3	本計画の進捗状況については、毎年度の決算終了後、調査報告書を作成し、市民に公表する	同和・人権推進課	【133409】オンブードによる進捗状況調査	進捗状況について、事業報告シートに基づき、ヒアリングを実施し、報告書作成し、本部会議等で報告後、オンブード報告会やミモザの日、HP等で市民へも公表した。	イベント等を通じて、オンブード報告内容の周知に努めたが、一部の市民への周知にとどまっている。広く市民へ伝えるための手法が課題。
16-4	オンブードからの提言事項は、積極的に施策に反映させるよう努める	同和・人権推進課	【133409】オンブードによる進捗状況調査	オンブードからの提言事項は、積極的に施策に反映させるように努めた。	数値目標等を用いた実効性ある施策展開に努める。
16-5	オンブードと市民が直接、意見や情報交換ができるフォーラムなどの場を提供する	同和・人権推進課	—	男女共同参画市民フォーラムやミモザの日、オンブードと語る会などの機会を提供し、オンブードと市民が直接意見や情報交換ができる場を設けることができた。	市民の意見、情報交換が積極的に行われた場面もあった。さらに広い層の方に興味をもってもらうことが課題。
16-6	市民との協働によりオンブードの活動を支援する体制を作る	同和・人権推進課	【133409】オンブードによる進捗状況調査	オンブード・サポーターズを設置し、オンブードヒアリングの補佐や、語る会の実施準備等を行うなど、オンブード活動を支援することができた。	活動内容や手法を検討し、充実を図る。
16-7	男女共同参画施策に対する苦情の受付及び処理を委託する方向で検討する	同和・人権推進課	—	実施せず	男女共同参画施策に対する苦情の受付及び処理を委託することは困難であるが、市民相談課を窓口とした苦情の受付及び処理体制を活用する。
16-8	本計画は平成22年度に見直し、後期5年間（平成23年度～27年度）に向けて項目などの改訂を行う	同和・人権推進課	—	平成22年国・県の計画策定を待ち、23年の見直しに向け、意識調査を実施するなど準備を進めることができた。	男女共同参画に関する意識調査結果や市民の意見を収集し、計画の見直しを行う。

③市民、市民団体、企業などとの連携と協働

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
16-9	市民との協働により男女共同参画を推進するため、市民の推進リーダーとなる人材を育成し、活動を支援する	同和・人権推進課	―	オンブード・サポーターズを設置し、男女共同参画を推進するための市民の推進リーダーとなる人材を育成した。また、女性の地域リーダー養成を目的にした「女性のための企画力アップ講座」を実施し、チームビルディング力や会議の進め方のスキルなどを学ぶ機会を提供することができた。	引き続き、講座等を実施し、人材育成、活動支援を行う
16-10	男女共同参画社会作りに向け、市民やＮＰＯ、市民組織、事業所などとのネットワークを構築する	同和・人権推進課	―	商工会議所に男女共同参画事業所事業所表彰の推薦いただいたり、女性の企画力アップ講座にNPOの事務局等に講師で来てもらうなど、新たな連携を図ることができた。 また、まちプラＤＥ出前講座をまちづくりプラザと共催で実施することができた。	引き続き、ネットワークの構築に取り組む。

④市民への意識・実態調査の実施と施策への反映

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
16-11	男女平等や男女共同参画に関する市民の意識や実態等について定期的に調査を行い、結果を施策に生かすとともに、市民に対してきめ細かく広報する	同和・人権推進課	【133414】男女共同参画市民意識調査事業	8月に市民2000人を対象に、「男女平等感・役割分担」、「就労・働き方」「セクシャル・ハラスメント、DV」「市の施策」について、市民意識調査を実施。(回収率　47．7％) 12月に報告をまとめ、広報伊丹、HP、情報誌、出前学習会等で公表を行った。	今年度も計画見直しの基礎資料として活用する。
16-12	各種の実態調査においては男女のおかれている状況やニーズを把握するよう点検する	同和・人権推進課	―	各種実態調査に際しては、男女共同参画の視点に立ってジェンダー統計となるよう男女比について調査するように助言・要望を行った。	引き続き、各種の実態調査においては男女のおかれている状況やニーズを把握するよう助言・要望を行う。

【基本課題17】　市の率先した取り組みの推進

①行政委員会・審議会等の委員への女性の登用促進

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
17-1	「審議会等への女性の登用の推進に関する基準」を見直し、審議会等の委員は、男女いずれもが委員総数の40％以上となるよう努めるとともに、女性委員のいない審議会等を解消する	人事研修課	―	特別職選任等事務 各団体に働きかけて、女性特別職・行政委員の選任・任命を図る。 審議会ＤＢの活用により、審議会を所管する所属において女性登用率の確認ができることで所属への意識付けを図り、人事課においても決裁時に確認し、指導を行った。	継続して審議会委員の幅広い人材の登用を推進し、同和・人権推進課と連携を図りながら、審議会を所管する所属に対し、女性登用率向上のため、指導を行っていく。特に登用率の低い所属には、重点的に指導を行う。
		同和・人権推進課	―	男女共同参画施策の推進状況調査（県依頼）において審議会についての男女比の調査を実施した。 ＜審議会等における女性の割合　32.1％（H22.4.1）＞ また、各課からの推進依頼に対応し、女性人材を推進を行った。	引き続き、各課からの推進依頼に適切に対応すると共に、女性の積極的登用について文面等を通じて働きかけを行う。また、女性委員のいない審議会においては、次期改選の際に改善を図るよう積極的に働きかける。

17-2	審議会等委員の市民公募枠については、人数の拡大と、男女の構成比を考慮した上で積極的改善措置を働きかける	まちづくり推進課	【63202】まちづくり基本条例推進事業	審議会等委員の22年度の公募市民総数は40人であり、その内、男女構成は男性19人、女性21人となりほぼ同数となった。	公募市民の男女の割合は、同等であるが、公募市民数の拡大については、公募委員の役割や、それぞれの審議会に相応しい構成比などについては個別に検討・分析が必要である。
17-3	審議会等の委員として推薦できるような女性人材リストを作成し活用するなど、人材の発掘に努める	人事研修課	—	審議会委員の登用 各団体に働きかけて、女性特別職・行政委員の推薦を促し、選任・任命を図る。 審議会DBの活用により、審議会を所管する所属において兼職の確認を行うとともに、人事課においても決裁時に確認し、指導を行った。	継続して審議会委員の幅広い人材の登用を推進し、同和・人権推進課と連携を図りながら、審議会を所管する所属に対し、兼務についても確認し、指導を行っていく。
17-3	審議会等の委員として推薦できるような女性人材リストを作成し活用するなど、人材の発掘に努める	同和・人権推進課	—	審議会等の委員の推薦依頼があった場合は、適切な人材を推薦している。また、学識経験者については県作成の人材リストを活用した。	引き続き、各課からの推進依頼に適切に対応すると共に、講座等を通じて新たな人材育成に取り組む。また、男性の人材発掘にも取り組んでいく。
17-4	審議会等の開催時には一時保育や介護サービスを行うよう努める	同和・人権推進課	—	全審議会等の開催時に一時保育を実施できるよう手法を検討したが、実施にいたらなかった。	引き続き、一時保育実施に向け、手法を検討する。

②女性職員・教員の管理職への登用促進、職域の拡大

番号	具体的施策	課	[事務事業コード] 事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
17-5	ポジティブ・アクション行い、女性職員の管理職への登用を積極的に推進する。	人事研修課	【999936】人材育成型人事管理推進事業 【999933】職員研修事業	①【人材育成型人事管理推進事業】 職員の昇任事務 市長部局において、次長級1人、課長級4人、副主幹2人、主査級5人を昇任させた。 ②【職員研修事業】 キャリアデザイン研修 キャリアプラン設計やワークライフバランスについての研修を行い、管理職への昇任を含めて、自分のキャリアプランについての意識付けを行うことができた。30歳代は25人、40歳代は19人、50歳代は8人の受講であった。	①引き続き女性職員の登用を積極的に推進していく。 ②これまでと同様の研修を継続する。
17-6	管理職を目指す女性職員の割合を増やすため、昇任試験受験の奨励やメンター(先輩の助言者)の活用を推進するとともに、女性の登用に対する管理職への意識啓発を行う	人事研修課	【999936】人材育成型人事管理推進事業	昇任試験 昇任試験の受験の奨励を図る。 試験対象者を各所属部長に通知し、対象者に奨励を諮った結果、女性受験者数が増加した。 H21年度 副主幹6人 29%、主査9人 38% H22年度 副主幹8人 36%、主査17人 63%	女性の合格者数も増加しており、引き続き昇任試験受験者数が増加するように対象者の通知を行う。
17-7	性別により偏在のある職場・職種を見直し、女性の職域を拡大するとともに、男女の相互乗り入れを図る	人事研修課	【999936】人材育成型人事管理推進事業	職員の募集・採用・配置事務 職務内容、職場状況の把握に努め、異動等実施時には、偏在がないようにした。	偏在のある職場について異動等により解消を図っていく。
17-8	学校管理職への女性の登用を進めるために、研修への参加や管理職試験の受験を奨励するとともに、職員への意識啓発を行う	職員課	—	女性中堅教員へ総合教育センター主催のミドルリーダー養成研修講座への参加を校園長から助言指導することで、女性中堅教員の参加者が増加し、次期学校園経営の担い手としての自覚を促すことができた。	女性中堅教員のミドルリーダー養成研修講座への参加者割合を保ち、次期女性管理職・リーダーとしての意識付けをさらに進めていく。

17-9	職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を定期的に行う	人事研修課	【999936】人材育成型人事管理推進事業	特に行っていない。	―
		職員課	―	検討中	検討中
17-9	学校管理職への女性の登用を進めるために、研修への参加や管理職試験の受験を奨励するとともに、職員への意識啓発を行う	総合教育センター	【211608】教職員のための各種講座及び研修・研究活動（ミドルリーダー養成研修）	48人中18人の女性教員が研修に参加し、その中でミドルリーダーとしての役割や各学校園における学校園運営および管理職の職務内容や心構え等について研修を行い、女性教員への管理職に対する意識啓発を行うことができた。	各学校園長に対して、女性教員の研修員への推薦を促す必要がある。 推薦の様子を注視しながら、各学校園長に対して随時推薦についての働きかけを行っていく。

③仕事と育児・介護の両立支援への率先した取り組み

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
17-10	「伊丹市職員子育て応援プログラム」について周知、啓発し、目標数値の達成状況をチェックする。特に、男性教職員に対して育児休業・介護休業の取得に向けて情報提供や啓発を行う	人事研修課	【999936】人材育成型人事管理推進事業	部分休業制度・育児休業制度の改正・育児短時間勤務制度の導入を図ることにより、子育てしやすい環境を整え周知を図った。 その結果、平成22年度は男性育休取得者は2件（14.2%）あり。	引き続き、男性職員が育児休業等を取得しやすい環境づくりに努める。

④行政従事者への男女共同参画についての研修の充実

17-11	セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、「社会的性別」（ジェンダー）の視点などについて、管理職を含む全職員が受講できるよう研修を行う	人事研修課	【999933】職員研修事業	職場人権研修 職場人権研修のテーマとして「セクハラ・ジェンダー」をテーマに取り上げた結果、のべ382人が受講した。また、さまざまな人権をテーマにした研修の中にセクハラ・DV・ジェンダーの内容も含まれており、のべ2054人が受講した。未受講の所属には積極的に実施の呼びかけを行った。	引き続き、職場人権研修のテーマとして「セクハラ・ジェンダー」を取り上げるとともに、「多様性を認め合う共生社会」の実現に向け、担当所属との連携を図り、これまで以上に人権について理解を深めていけるような取り組みを展開していく予定である。また、企業部局にも取り組みを働きかけていく。
		同和・人権推進課	―	年2回に職場内で実施している職場人権研修において、セクシュアルハラスメントやDVをテーマに実施。DV防止セミナーについても、DV被害者支援事業ネットワーク職員は研修と位置づけ出席を促した。	引き続き、職場内研修や伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク研修のテーマとして取り組んでいく。
17-12	職員研修については、階層や職種などに応じたプログラムや手法の研究、教材の整備に努める	人事研修課	【999933】職員研修事業	職場人権研修 新規採用・新任主査・副主幹研修 新任主査研修として人権学習指導者養成講座を実施したうえで、新規採用職員との合同実施研修の中で人権に関するグループワークのファシリテーター体験させ、新規採用職員の人権感覚の向上に努めるとともに、実践的な人権学習に取り組んだ。	今年度についても同様の取り組みを継続し、主査級職員として人権啓発の重要性を認識できる実践的な内容を実施する予定である。
		同和・人権推進課	―	年1回の課長級職員研修において、職場のキーパーソンになるよう主体的な取り組みとしてグループワークを取り入れた。	引き続き、異なった階層への研修を企画し、手法や教材整備を行う。

17-13	行政に関係する職員やボランティアなどが男女共同参画の視点をもって市民に接することができるよう、研修の実施、または参加への働きかけを行う ▽家庭教育ボランティアなど	家庭教育課	【212104】家庭教育ボランティア研修	家庭教育推進連携支援委員及び家庭教育登録ボランティアを対象に、基調講話と参加者による家庭教育についての意見交換を行った。意見交換のグループトークでは、「父親の関わり方」や「父親の役割」などの意見が出た。　講話テーマ「家庭教育ボランティアに期待すること～学校・家庭・地域との連携を進めてきて～」参加人数19名。	参加者数の増加を図る。
		こども若者企画課	青少年育成団体指導者への男女共同参画研修会	子ども会連絡協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、おやこ劇場など青少年育成団体の指導者へ、男女共同参画にかかる研修を受講してもらうことにより、各団体活動での意識付けを行う。 平成22年度は、ボーイスカウトの指導者への研修会を計画していたが、実現していない。	団体の指導者は、年々入れ替わっていく可能性もあり、定期的かつ効果的に研修会を開催していくことが必要である。
		少年愛護センター	【230402】青少年街頭補導事業	○伊丹市少年補導委員全体研修会 ・人権研修をはじめ各種研修会に参加し見識を高めた。 少年補導委員が参加した研修会：計12回	・青少年問題の多様化、低年齢化、非行少年グループの広域化に対する補導活動、および子どもたちを犯罪から守る愛護活動の実施について、地域、学校、関係機関および他市との連携を深める。
		スポーツ振興課	【221503】スポーツリーダー育成事業	「スポーツリーダー養成実技講習会」にて、月2回（昼、夜各1回）のニュースポーツ実技講習会と「スポーツリーダー養成講習会」（年1回）を実施した。例年、講習会を開催していたが、今回は新たな種目として障がいのある方とも一緒に競技できる「カローリング」と「ユニカール」の体験会を実施した。 （参考） 2～3年に1回程度「スポーツとジェンダー」をテーマに講習会を実施している。（22年度は実績なし）	23年度に阪神北地域（宝塚市、川西市、三田市、猪名川町、伊丹市）の交流大会にてカローリング大会が実施されることになっているため、講演会形式の講習会を実施していない。 講演会形式の講座を実施し、スポーツとジェンダーの観点を含める。

⑤職員、庁内組織のネットワーク化への取り組み

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
17-14	庁内に男女共同参画推進員を設置し、男女共同参画の職場作りを進めるキーパーソン作りに取り組む	同和・人権推進課	―	課長を対象に男女共同参画推進研修を実施し、各課のキーパーソン作りに取り組んだ。	積極的な参加が見られなかったため、テーマ等を工夫し、参加を促し、キーパーソン作りを強化する。

⑥県や近隣自治体との連携

番号	具体的施策	課	[事務事業コード]事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
17-15	男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実について国や県に要望する	同和・人権推進課	―	県男女共同参画施策推進会議へ参加し、国県の方向性を確認した。 県のDVの施策について、DV対策マニュアル検討委員会において、市と県の役割分担を明確化するよう要望した。	引き続き、県男女共同参画施策推進会議等へ参加し、必要に応じて、国や県へ要望を行う。
17-16	男女共同参画の推進に関して、国や県、近隣都市などの情報を収集・交換し、連携を図る	同和・人権推進課	―	県女性センター会議、男女共同参画施策推進会議、「ひょうご女性チャレンジねっと」に参画し、国や県、近隣都市などの情報を収集・交換し、連携を図った。	引き続き、県、近隣都市との会議に積極的に参加し、情報収集・交換を行い、連携を深める。

【基本課題18】　男女共同参画に向けた拠点の充実

①男女共同参画の拠点設置へ向けての取り組み

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
18-1	男女共同参画センターの設置について、女性・児童センターのあり方もふまえて、市民参画により検討する	同和・人権推進課	―	市総合計画策定過程において、女性・児童センターを男女共同参画推進の拠点施設として位置づけることが明確化された。	女性・児童センターの名称を男女共同参画センターへの名称変更について、計画見直しおいて検討を行う。

②男女共同参画推進拠点機能の充実

番号	具体的施策	課	【事務事業コード】事業名	平成22年度の主な取り組み及び成果	課題及び改善内容
18-2	男女共同参画センターの設置まで当分の間、女性・児童センターにおいて、学習・啓発・相談・情報提供・グループの交流や活動支援などの男女共同参画の拠点機能を充実させる	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	ジェンダー格差を是正するために「情報」「相談」「事業」を相互リンクさせ、自立支援、グループ交流や活動支援・育成活動をするセンター機能を充実させてきた。 ・講座の実施（24事業122コマ） ・相談　・情報相談　・図書の貸し出し　・情報誌の発行	男女共同参画センターの機能を充実させた中核施設としての基盤づくりを継続してすすめていく。 また、23年度はグループ活動支援において人材育成を中心に力を注いでいきたい。
18-3	女性・児童センターにおいて、男女共同参画を推進するグループや団体などに対し、活動の場や交流の機会、情報の提供などを行う	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	※＜13－6＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様	※＜13－6＞【133406】女性・児童センター管理運営事業と同様
18-4	女性・児童センターのあらゆる活動が男女共同参画の視点に立って展開されるよう、職員への情報や研修機会の提供に努める	同和・人権推進課	【133406】女性・児童センター管理運営	職員に対して他施設のチラシ・情報誌等の情報を回覧し情報共有に努めた。 また、今年度の職員研修は、県、他市の研修参加に重点を置き、その学びを内部研修で報告することで研修参加者はもとより、職員全員の学びへとつなげていった。	継続し情報の共有と男女共同参画研修を実施していく。
18-5	女性・児童センターの指定管理にあたっては、センターが男女共同参画社会作りの推進役として活発な事業が展開され、かつ市民にとってより利用しやすいものとなるよう支援する	同和・人権推進課	―	毎年年度協定を結ぶ際には、男女共同参画社会の推進を目的とした事業内容になるようについて協議を行い決定している。また、毎月連絡会議を行い、事業報告及び事業計画について協議を行っている。	引き続き、指定管理者と連携を深め、男女共同参画社会推進のための事業展開のための支援を図っていく。

各課へのワンポイントメッセージ

各課へのワンポイントメッセージ

部・室	課	ポイント
総合政策部	広報課	昨年度より大きく、「男女共同参画」推進に係る記事のをとりあげられたことは評価できます。今後は特集を組んだり、大きい文字やグラフを工夫して広報活動をしていただきたい。市調査（2010）では男女共同参画社会の内容認知度が約20%と低いです。
総務部	人事研修課	22年度の人事課の成果、ヒアリングの場への多くの女性の参加とその取り組みへの積極さと元気に証明されています。男女共同参画の社会づくり、そのためのWork・Life　BalanceとWomen's　Challengeは市庁から始めましょう。そのための研修事業の展開については、課題を共有する他の部・課（商工労働課等）との協働（共同開催など）も考え、経費削減のみならず、事業がさらに問題意識のひろがりと深化につながることを期待しています。
	危機管理室	東日本大震災の際に、市民にミルクやオムツなどを募集して、震災地に送られたことや伊丹市で防災時に仮設トイレを男女でわける準備されている点は評価できます。しかし職員7名中女性1名、防災会議外部では16名中2名というのは「市計画」の女性を40%にという目標に程遠いので防災に女性の視点を生かす為に増やす工夫をしてもらいたいと思います。
市民自治部	まちづくり推進課	オンブード・サポーターズは、市の「総合計画」にある「男女が共に輝く」まちづくりの一翼を担っています。「条例」に基づく附属機関である審議会等を設置し、多様なまちづくりの組織間の連携と協働の上に、充実した機能を発揮されることを期待します。
	市民相談課	セクハラやＤＶに関して、男女共同参画課とも連携をはかったとあるが、引き続き女性が気軽に相談できる工夫をお願いしたい。 伊丹市配偶者暴力支援センターとの連携を強化し、被害を受けたひとへのワンストップサービスをお願いします
	同和・人権推進課	「男女共同参画という言葉は知っていたが、具体的に何をやっているのかが全然わからず、課がある事すら知らなかったので、もっとアピールして男女平等になるよう努力してほしい」（「第5回男女共同参画に関する市民意識調査」＜H22＞「自由意見」より）。この50代女性にその「課」の在処をアピールできなくなって残念！さしあたって、市の男女共同参画センター（女性・児童センター：女性交流サロン）の所在を知って頂き、そこへご案内しましょう。 23年度は新しい担当（グループ）リーダーの仕事への確かな見識と真摯な取り組みの下、庁内各部・課を通して、男女共同参画社会づくりの機運の高まりへのきざしを確認できた年でした。「計画」の見直しから5年後の成果が待たれます。
	国際・平和課	外国人の離婚問題や子育ての相談にのったり、情報提供に協力していることは評価できます。世界の男女共同参画の動きに敏感になってもらいたいと思います。
	消費生活センター	H22年度は、ミス・ユニバース・ジャパン公式栄養コンサルタントのエリカ・アンギャル氏の講演会を開催、今後もユニークな視点での講座や講演を通して、市民への啓発をお願いします
	生活環境課	講演会や研修会に男性も共に参加したことは評価できますが、今後は男女比を把握して、具体的な目標をたてて取り組まれることを期待します。
	環境保全課	環境審議会委員会への団体からの推薦の際、全体的な男女比率を考慮しての女性の推薦を依頼し、2010年度の改選で女性比率が33.3%となり、次回は40%をめざすと明記されていることを評価できます。他の課もこのような工夫を取り入れてもらいたいと思います。

各課へのワンポイントメッセージ

部･室	課	ポイント
健康福祉部	住宅課	母子･父子等世帯枠の設置によりひとり親世帯への支援は成果を得ています。DV被害者支援の住居設定はその後の自立に大きく影響します。今後も住居枠の確保をお願いします。
	地域福祉課	市民ひとりひとりが、人生の自己選択、自己決定をするためには社会環境の整備が必要です。いきいきと人生をおくるための鍵となるのは地域福祉と考えます。支え合う地域づくりの推進をお願いします
	高年福祉課	高齢者の働く場所として、シルバー人材センター補助事業では受注が厳しいものの、新しい就労事業の立ち上げを積極的に行っています。女性会員の就労の場を今後も開拓してください。老人クラブの女性会長の比率も１５．４%となりました。４０%をめざして今後も働きかけをお願いします。
	障害福祉課	2011．6に障害者虐待防止法が成立したが、性的虐待とも関連して同性介護について、より一層努力してもらいたい。福祉対策審議会は19名中女性2名、障がい者部会は11名中女性1名とのことだが、「市計画」目標40%をめざして女性の視点を取り入れる工夫をしてもらいたいと思います。
	介護保険課	人権尊重、男女共同参画に関する職員の意識を高めるための研修を計画されています。介護の場における男女共同参画を目指す具体的な目標をあげて取り組んでもらいたいと思います。
	健康政策課	思春期の子どもたちへ、たばこ講演会を今年度は3校取り組み、今後要望校８校へ順次取り組む予定だそうです。相談活動では女性自身の自尊を促したり、男性のストレスの相談にのっています。今後は男女比も把握して男女共同参画の視点を推進してもらいたいと思います。
こども未来部	こども若者企画課	子どもたちの居場所づくりは、青少年の健全育成の視点からも重要な課題です。安心･安全に過ごせる居場所づくりに取り組んでください。特に高学年、中学生の過ごせる居場所を検討してください。市内で活動するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会など各団体のリーダーに男女共同参画の視点をふまえた研修をお願いします。
	保育課	昨年度の課題であった、民間保育所への研修などの呼びかけは、認可及び認可外保育所に呼びかけや意識啓発をされ、一定の成果を得られました。今後も民間保育所との連携をお願いします。
	子育て支援課	チームワークを大切にして常に新しい課題に取り組まれています。男性の育児参加については成果が得らました。ファミリーサポートセンターも会員増となり、男性の会員も増えています。今後は子育て不安において各課との連携のもと、丁寧な対応を期待します。
	こども福祉課	児童虐待防止のために常に工夫を重ね、子どもの命にかかわるケースがもれないように日々努力を重ねておられます。今後も市民との連携を一層強化してください。
	家庭教育課	子育て中の市民が最も参加する健診(4カ月、1歳半、3歳など)の場を捉えて、父親の育児参加の促進を実施しています。家事･育児参加等の効果が得られているのではないでしょうか。今後も継続をお願いします。

各課へのワンポイントメッセージ

部･室	課	ポイント
都市活力部	商工労働課	ここには、男女のワーク･ライフ･バランスの推進、女性のチャレンジ支援、貧困の女性化対策、企業への行政指導と連携強化、相談業務等々、課題が集中しています。 その中で、若者支援=産業マッチングフェア、仕事と生活の調和セミナーや女性の起業支援セミナー等の開催は、予算不足の中で、時宜を得たものでした。評価されます。 24年度から商工労働課は、連携して協働すべき関連部･課との合同協議が必要です。それによって、庁内においてより広くこれら重要課題への問題意識の共有も可能となります。個々の事業について各課の担うべき役割分担も明確になります。 女性のチャレンジ支援や相談業務等については、まず、市の男女共同参画センター（女性･児童センター：女性交流サロン）を訪ね（その在処を知っておられるでしょうか？！）、話し合い、そこで担える事業はそこに任せましょう。24年度も着実な成果を期待しています。また、施策を立てるためには、労働をめぐる実態把握は欠かせません。
	農業政策課	農家女性の就業条件の実態に関するアンケート調査をされています。昨年から引き続き加工業に女性16名が参加していることは評価できます。さらに意思決定の場に女性が参加できる工夫を期待します。
都市基盤部	安全対策課	安全パトロールに女性職員が増えているのは評価できます。今後も人員増をお願いします。庁内の意識向上にもつながると考えます。市民も参画できるので周知をお願いします。
教育委員会	職員課	人事に関しては、県が決定をするため伊丹市が女性管理職の割合を増やす工夫は困難な点もあります。しかしH22年の校園長数は中学校において38％と目標の40％に近づいています。ミドルリーダー養成講座受講者数も女性教諭の割合が40％に達しました。今後、理数系の女性教諭を増やす工夫をお願いします。
	学校教育担当	日本の子どもの特に思春期における自尊感情の低さが取り上げられています。伊丹市においては自己尊重できる、人権感覚を養う教育をより一層推進して頂きたいと考えます。また問題解決力を身につけ、個性や能力を十分にひきだす教育をお願いします。
	保健体育課	各校において、性教育及びHIVについての知識の普及や予防、薬物乱用防止や喫煙防止に関する取り組みを実施している。そのうち、参観授業として、小学校15校が性教育等について、中学校では5校が薬物乱用、喫煙防止に関する内容で実施し、保護者等を含めて啓発しています。すべての子もどがいずれかの段階で一回は聞けるような工夫をお願いします。特にエイズに関しては、日本の若者での増加が多く、昨年は1年間で新たな発症者数が469名となり、調査が始まった1984年以来最多となりました。
	社会教育課	きららホール、ラスタホールでは子どもたちの居場所づくり活動が推進されています。地域のリーダー養成の場としても活用できるのではないでしょうか。異年齢、異世代の交流の場を市内各施設で、男女共同参画の視点をもって展開して頂きたいです。また退職後の女性、男性の活動の場づくりをお願いします。
	スポーツ振興課	大会実施のため、「スポーツとジェンダー」に関する講演会式講習会が実施されなかったそうですが、ミニ講座（10分～20分）程度でも継続して実施される事を期待します。

各課へのワンポイントメッセージ

部・室	課	ポイント
教育委員会	人権教育室	男女共同参画担当との連携を強化して、諸施策の推進が進行しています。引き続き期待しています。
	公民館	公民館の健闘で、仕事と家庭に多忙な世代も、現役引退世代も、男性たちが男女共同参画を実践活動を通して考え、体得されていっているのが素晴しい！その他、多くの事業内容が市民にもっと届くように！「もったいない」ー。
	図書館	図書館は、そこに読書家が大勢集まり賑わうところ。管理・運営の問題はそうした市民を前提とします。恐らく5割を超える女性読書家の存在も視野に入れて、協議会委員女性0からの脱皮を！
	総合教育センター	昨今、自信が持てない親や子どもが増えているようです。細やかなサポートと同時に自己肯定感をもてる関わりをお願いします。教職員研修においては、社会の動向を察知した多様な研修をさらに取り入れてください。
	少年愛護センター	性の商品化など、大人の問題で子どもが巻き込まれるケースが多いのではないでしょうか。大人の意識を変える必要があります。少年補導委員を中心に、伊丹市全体に青少年愛護の意識を啓発して頂きたいです。
その他	スポーツセンター	託児対象年齢を2歳6ヶ月から2歳に引き下げたり、託児の対象を拡大しようとされていることは評価できます。更にふえていくニーズへ工夫して対応されることを期待します。
	社会福祉事業団	家族介護者教室、健康教室へ男性の参加が得られるように、時間場所などを配慮されています。職員の男性20名中2名から3名の方が育児休暇を取得されていることは評価できます。同性介護については利用者の要望に応じれるような体制を望みます。
	社会福祉協議会	高齢者実態調査を行い、高齢者の女性や障害のある女性が社会的に不利になりがちな対応に努めています。同性介護についても努力していただく事を期待します。理事会の15名中女性が4名、職員の役員以上に女性が0の現状に女性の視点を取り入れる工夫が必要です。
	消防局	男女ともに育児・介護休暇をとりやすい職場環境づくりをめざす努力をされています。女性消防吏員は8名活躍されていますが、しかしまだ女性の消防団員が0です。H25年度中の採用目標を期待します。
	交通局	公募の市民モニターによる実態調査による意見を事業運営に反映されますが、引き続き継続されるよう期待します。ノンステップバス導入が車両保有率96%達成したことによって、妊婦、障害者、高齢者が乗りやすくなったことを評価します。
	市立伊丹病院	市内の学校への出前講座を実施しておられ、思春期の学生に対して性に対する正しい知識について、命を含め自尊、他尊の講義を行っている。依頼に答える形でされているが、積極的PRをお願いしたい。パパクラスを男性の参加しやすい第4土曜にされているが、更に増やされることを期待します。

平成23年度ヒアリング実施経過

日　程	開始時刻	対象職場	ヒアリング出席者				時 間
6月21日(火)	14:00	人権教育室	教育長付副参事 雀部　直子	主査 野村珠代	―	―	60分間
	15:15	公民館	館長 久安　研一	副主幹 池田真美	―	―	60分間
7月5日(火)	14:00	広報課	課長 長野直美	主査 斉藤知美	―	―	60分間
	15:15	農業政策課	課長 辻　博夫	―	―	―	60分間
7月6日(水)	14:00	人事研修課	副主幹 米谷　智	主任 山田　雅規	副主幹 富永　猛	―	60分間
	15:15	まちづくり推進課	課長 岡村　良幸	主幹 中井　秀典	―	―	60分間
7月11日(月)	14:00	地域福祉課	課長 蓼原　恵	主査 大西　基裕	―	―	60分間
	15:15	高年福祉課	主査 赤藤　祥子	主査 大池　るい子	―	―	60分間
7月13日(水)	14:00	障害福祉課	課長 川井　賢三	副主幹 田中　裕子	―	―	60分間
	15:15	健康政策課	健康づくり室長 米倉　康明	副主幹 岡本　綾子	主査 千葉　純子	―	60分間
7月20日(水)	14:00	保育課	課長 岡田　章	主査 澤田　淳子	主査 吉田　卓	―	60分間
	15:15	子育て支援課	課長 馬場　一憲	―	―	―	60分間
		こども福祉課	課長 弥野　ツヤ子	副主幹 藤原　安紀子	―	―	
7月22日(金)	14:00	家庭教育課	課長 菅　繁子	主査 藤本　幹	―	―	60分間
	15:15	商工労働課	課長 馬場　弘明	主幹 牧村　達也	主査 中宗根　香		60分間
7月25日(月)	9:30	職員課	課長 升井　竜雄	―	―	―	60分間
	10:45	同和・人権推進課	課長 大野　浩史	副主幹 中田美智世	―	―	60分間
7月26日(火)	10:00	社会教育課	課長 田中　茂	野口日加里	―	―	60分間
7月27日(水)	9:30	総合教育センター	主幹 花谷　健一	主査 和久　学	―	―	60分間
	10:45	伊丹病院	総務課長 田中　久雄	副看護部長 根本　さつき	小児科病棟外来師長 大山　知子	産婦人科病棟・外来師長 永松　成子	60分間
7月29日(金)	14:00	学校教育担当	室長 峰松　誠治	指導主事 細川　照美	―	―	60分間
	15:15	少年愛護センター	所長 善入　美津治	―	―	―	60分間
8月1日(月)	9:30	保健体育課	課長 森田　邦彦	副主幹 早崎　潤	―	―	60分間
	10:45	危機管理室	主幹 井手口　敏郎	―	―	―	60分間
		安全対策課	課長 前田　嘉徳	石井　達也	―	―	
		消防局	消防総務課長 松本　和之	予防課長 福井　浩次	副主幹 新屋　誠	―	

日　程	開始時刻	対象職場	ヒアリング出席者				時　間
8月2日（火）	9:30	社会福祉協議会	センター長 松下　巧	主査 白井　佳之	ディサービスセンター長 吉野　真旨	―	60分間
	10:45	社会福祉事業団	課長 米花　伸子	―	―	―	60分間
8月3日（水）	9:30	同和・人権推進課	課長 大野　浩史	―	―	―	60分間
	10:45	図書館	主査 下久保　恵子	司書 安田　麻里子	―	―	60分間
8月10日（水）	9:30	同和・人権推進課	課長 大野　浩史	副主幹 中田美智世	―	―	150分間
		（女性・児童センター）	副センター長 木原　明美	―	―	―	
8月16日（火）	13:00	同和・人権推進課	課長 大野浩史	副主幹 中田美智世	―	―	240分間

平成２３年度
伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録

３／１５～４／１５　オンブード・サポーターズ公募期間
４／２０（水）　オンブード面接
５／　２（月）　オンブード委嘱式、サポーターズ委嘱式、打ち合わせ…市役所南館
５／　９（月）　男女共同参画に関する市民意識調査結果報告会…市役所南館
５／１６（月）　オンブードと女性・児童センター情報交流会…女性・児童センター
５／１８（水）　第１回　オンブード・サポーターズミーティング…アイホール
５／２４（火）　男女共同参画に関する市民意識調査結果報告会まとめ…市役所本庁
６／　１（水）　ベイコミュニケーションズとの打ち合わせ…市役所本庁
６／　６（月）　オンブード・サポーターズ企画事業打ち合わせ…市役所南館
６／１０（金）　ケーブルテレビ収録（笹尾さん）６月下旬放映
６／１３（月）　オンブードヒアリング打ち合わせ…市役所本庁
６／２２（水）　FM いたみ収録（笹尾さん）…FM いたみ
６／２２（水）　第２回　オンブード・サポーターズミーティング…産業情報センター
６／２１（火）　男女共同参画施策市民オンブードヒアリング
～８／１６（火）　＜詳細　資料１のとおり＞
７／　４（月）　男女共同参画施策推進研修…市役所本庁
７／１２（月）　オンブード・サポーターズ企画事業「男女共同参画週間に学ぶ」実施
…アイフォニックホール
８／１６（火）　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…市役所本庁
８／１７～９／２０　報告書案作成
８／３０（火）　第３回　オンブード・サポーターズミーティング…市役所本庁
９／　７（水）　オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…庁舎外
１０／　４（火）　第４回　オンブード・サポーターズミーティング…市役所本庁
１０／１４（金）　伊丹市男女共同参画推進本部幹事会…
１０／１９（水）　伊丹市男女共同参画推進本部会議…
１０／３０（日）　ぐるっとだんじょきょうどうさんかく＆男女共同参画推進市民フォーラム
…女性・児童センター
１２／　６（火）　オンブードがっつり報告会（予定）
３／　４（日）　いたみミモザの日…いたみホール（予定）

おわりに

オンブード　コメント　その１　――――――――――――――――――――――――――――

今年度の男女共同参画施策市民オンブードによるヒアリングでは、職員の方々から、男女共同参画推進の課題を主体的に引き受けて立とうとする意欲と姿勢を感じ取ることができました。このような気運の高まりは、市庁自らによる方針・計画・施策等の立案・策定につながり、同時に自己評価を可能にしていくことでしょう。

また、課名変更に伴ってこれまでの仕事量の倍増が察しられる「同和・人権推進課」の大野課長・中田副主幹のお二人には、それにも拘わらず、ヒアリングの現場に常時参加され、各課に適宜、適切な助言をされていたことは、庁内各課への男女共同参画推進への理解を深め、同時にそれらの相互の連携を推進される意味で有意義かつ有難いことでした。このことも、また、昨年とは全く異なることでした。

「伊丹市男女共同参画計画」（H18～H27）は、その後期見直しのときを迎えて、その事業のひとつひとつがより多くの市民に届き、その生活に資することを願っています。そのためにも、市民が「男女共同参画」ということばに、生活のそこ・ここで触れられることが大切でしょう。

後期「計画」による事業展開の成果を、オンブード・サポーターズの一人ひとりは、新たな気持ちで期待しております。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード　　高島　進子

オンブード　コメント　その２　――――――――――――――――――――――――――――

2011 年度のオンブードヒアリングでは各課の皆さんには大変お世話になりました。
昨年度の反省を踏まえて、担当課の事業を報告の形で書いていただく事や、各課の取り組みに合わせて資料をそろえていただくなど、今年度はこれまでのやり方を一新しました。
各課では積極的に協力、準備をしていただきました。
ヒアリングの場においても前向きな姿勢で臨んでいただき、とてもスムーズに短い時間の中で、多くを進める事が出来て感謝しています。また職員も女性が４０％参加されたことも大きな変化と言えます。ようやくオンブード本来の進捗状況のチェックが出来るところに来た、という感があります。
しかし数々の課題はまだ解決してはおらず、これで男女共同参画施策の推進が進んだと捉えるのは時期尚早です。
今後は様々にある課題にさらに取り組む必要があります。たとえばヒアリングの場で、女性や若者の就労を促進するために商工労働課や男女共同参画担当、オンブードで話し合うなど、課題解決のためにできる事を、それぞれの立場からシェアできたのは意味があったと思います。他課においてもヒアリングの場で、課題解決に前向きに取り組む姿勢が見られたところがありました。
さまざまな課題に取り組むと同時に市民への周知を忘れてはならず、今年度は報告書が出来て

から市民との「語る会」を予定しています。
伊丹市を誰にとってもいきいきと暮らせる街にするために、男女共同参画社会の実現により一層取り組む必要があると強く思います。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード　石崎　和美

オンブード　コメント　その3　――――――――――――――――――――――――――

今年、はじめてオンブードになりました。各課とのヒヤリングを通して、「伊丹市男女共同参画計画」（2006～2015）がその通り進んでいるかどうかに対しての報告というものとなりました。

かなり進んでいるところと遅れているところが有りますが（女性比率0の審議会などが6）、全体として男女共同参画の浸透が進んでいる印象を受けました。

昨年、オンブード・サポーターズとして、オンブードと各課とのヒヤリングを傍聴させていただきました。昨年に比べてヒヤリングに出席された職員の女性の比率が上がっていて（女性比率約40%）、しかも昇格して出席されている女性職員の方々を見受けました。

昨年度にオンブードが各課に指摘していた注意点が、今年は改善されている点も多く見られました。しかし昨年度にも指摘していますが、各課で連携を深めて推進してもらいたいと思う対応が多々ありました。

市役所の中では男女共同参画の視点が浸透しつつありますが、以前から指摘されているように市民への浸透をいかに進めていくかが相変わらず大きな課題と言えます。「第5回男女共同参画に関する市民意識調査」（2010）でも「男女の性的役割分業」に賛成する割合が全国平均より高いです（女性で13.3%高く、男性で20.5%高い）。「市意識調査」に、もっと「男女共同参画」の広報を要望する声が寄せられていますが、市役所内で課名に「男女共同参画」を再び掲げて市民に対する灯台の役割を果たすことが求められています。また早急に、男性も気軽に集える「男女共同参画センター」という名称の場所の確保が必要です。

オンブード活動は有効と思いますが、同時に早急に広範囲に市民の連携を図るような組織づくりが必要です。

今までの積み重ねがあって、ここまで前進してきたと思います。この報告書を読まれた皆さんと一緒に、更に進んで行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード　笹尾　照美

平成23年度　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード
（左から　笹尾 / 高島 / 石崎）

サポーターズ　コメント　――――――――――――――――――――――――――――――

　2010 年度のオンブード報告書を読み、伊丹市ではこんなことを調査しまとめる仕事をされている方々いるということをもっとアピールするお手伝いが出来ればと思い、本年度のサポーターズに参加しました。

　本年度の報告書の取材に同行させていただき、民間に比べ、休暇などのバランスが取られていると世間では思われている公務員の方の仕事でもまだまだ簡単に育休を取れるよう仕組みが機能していないように思いました。

　これからの職場環境を考えるお役に立つ報告書だと思いますのでご活用ください。

★　岩崎　志圭留★

　「どんなに素晴らしい報告書を書いても、その結果が反映されなければ意味がない。」

　昨年度、オンブード報告書ができあがった時に聞いた一言です。今年度ヒアリングを傍聴させていただき、この 1 年で多くのことが前進していることを知りました。報告書はもちろん、ヒアリングの場でのやり取りが即実行に移されたものもあるのではないでしょうか。素晴らしいことだと思います。

　ちなみに、始めの言葉には「具体的に実行されるために、市民である私も自分が何をできるか考え動いて行きたい。」が続きました。伊丹市には優れた人材や、市の長年の働きにより育ってきた市民が多くいます。市は市民との協業を前面に出しておられ、その成果は多々見られます。しかし、市民力の活かし方がわからなかったり、不要な行き違いからせっかく育てた市民をつぶしてしまうこともないでしょうか。役所では当然のことでも市民はわかりません。その逆もあるでしょう。充分なコミュニケーションを心がけて、市民の思いや能力を引き出し、大いに活用していかれることを期待しています。

　また、疲弊して市民と協業する余裕のない所もあるように見うけます。経費削減とはいえ、市職員の仕事環境の劣化が限界を超えていることはないか、少し気になる所です。

★片山実紀★

　今年の夏も、外の気温と同じくオンブードさんのヒアリングが熱く展開されました。
何よりいつもと違ったのは、オンブードさん自身が各課に出向いてのヒアリングがなされた事です。おそらく出席された職員の方も会場がご自分の職場ということで、気持ちにゆとりを持って臨まれたのではないでしょうか。

　男女共同参画社会の実現は、新しい未来への人をつくり、まちづくりへとつながると思います。私も傍聴させていただくなか、市民を先導する立場にある職員の皆さんが現実を把握し、男女共同参画社会に関する理解と意識を高く持っておられることで、ひとつひとつの取り組みが前進していることを感じました。そしてヒアリングの場は単なるチェック機関にとどまらず、夢に向けての建設的･創造的な場へと変化していると思いました。

　今回の報告書には、「各課の取り組み及び成果と課題及び改善内容」が盛り込まれました。これ

により男女共同参画行政に関わる諸機関が、さらにお互いにどのような連携を結び、取り組みをされるかという点について今後の期待をしたいと思います。

★中山直子★

今年は、尼崎市「トレピエ」での
「第三次男女共同参画基本計画」の学習会に参加して、
見聞した内容を報告発表したり（6/20）、
全国男女共同参画週間（6月末）にからめて、
「他市の事例に学ぶ『男女共同参画企画』勉強会」（7/12）
にも参画させていただき、
豊中や川西での事例を自分なりに発表できました。

まず「聴く」ことを心がけています。
自分で人前で話すのは相変わらず苦手ですが、
オンブードのヒアリングにも数回参加して、
自由でとらわれない市民の立場から、
思ったままを言上げするように努めました。
惑わされず地道に気張らずに。今後とも皆様とともに
勉強を続けていきたいと思います。

★　元見三郎★

オンブードの皆様、そしてそれに対応された各課担当の皆様のご努力に心から敬意を表します。
私の考えはいつも同じですが、共同参画活動は主として「学校教育」、「職場」（特に企業）、そして「家庭」でのレベルの向上が大切だと思います。最も重要なのは企業です。次に女性の育児環境の改善だと思います。
私は、この二点について伊丹市が他市より抜き出ている方策の実施が必要だと思います。そうするとマスコミに報道され日本全体のレベルが上がると思います。常に、日本は先進国では最低だという意識が必要ではないでしょうか。

★吉永　深★

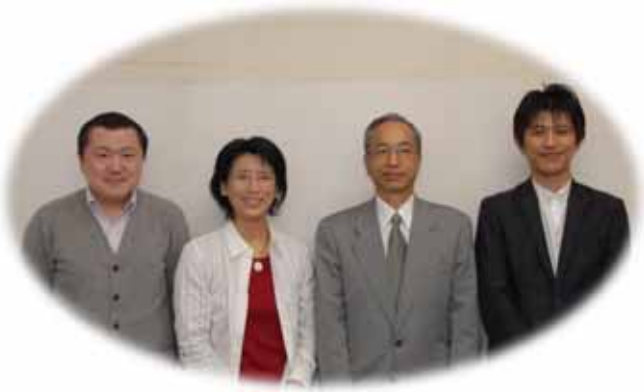

平成２３年度　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ
（左から　元見 / 片山 / 吉永 / 岩崎）

資　　料

資料 1

伊丹市男女共同参画のあゆみ

１９７２年（昭和４７年）	伊丹市立働く婦人の家開設
１９７９年（昭和５４年）	伊丹市企画室に婦人問題担当を設置
１９８０年（昭和５５年）	伊丹市生活文化部に婦人青少年課を設置
１９８１年（昭和５６年）	伊丹市婦人施策推進会議設置
１９８６年（昭和６１年）	伊丹市婦人施策推進会議より最終報告
１９８９年（平成元年）	伊丹市女性団体懇話会設置、第１回女性フォーラム開催
１９９０年（平成２年）	(仮称)伊丹市女性センター建設懇話会設置
１９９１年（平成３年）	伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会設置
	第１回伊丹市『女と男の暮らしと意識調査』実施
１９９３年（平成５年）	(仮称)伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会より提言
	伊丹市女性施策推進本部設置
１９９４年（平成６年）	伊丹市市民文化部に女性政策課を設置、伊丹市女性政策懇話会設置
１９９５年（平成７年）	伊丹市女性政策懇話会より提言
１９９６年（平成８年）	伊丹市女性のための行動計画策定
	第２回男女共同参画型社会づくりに関する市民意識調査実施
１９９７年（平成９年）	男女平等に関する表現指針発行、伊丹市女性施策市民オンブード設置
	伊丹市ファミリーサポートセンター事業開始
１９９８年（平成１０年）	伊丹市女性交流サロン設置、伊丹市男女共生教育基本方針策定
１９９９年（平成１１年）	伊丹市セクシュアルハラスメント防止等に関する指針策定
	男女混合名簿を市内全学校園で実施
２０００年（平成１２年）	自治人権部同和・人権室に男女共生社会推進担当を設置
	伊丹市ＤＶ被害者支援事業ネットワーク設置、伊丹市女性政策懇話会設置
２００１年（平成１３年）	第３回男女平等に関する市民意識調査実施
	伊丹市女性政策懇話会より提言
２００２年（平成１４年）	伊丹市女性のための行動計画中間見直し
２００４年（平成１６年）	男女共生社会推進担当を男女共同参画担当に名称変更
	伊丹市女性施策推進本部を伊丹市男女共同参画推進本部に名称変更
	第４回男女平等に関する市民意識調査実施
	伊丹市男女共同参画政策懇話会設置
２００５年（平成１７年）	伊丹市男女共同参画政策懇話会より提言
２００６年（平成１８年）	市民部同和・人権室に男女共同参画課を設置
	伊丹市男女共同参画計画策定
	女性施策市民オンブードを男女共同参画施策市民オンブードに名称変更
	伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ設置
２００７年（平成１９年）	市役所にＤＶ相談員配置
２００８年（平成２０年）	(仮称)伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会設置
２００９年（平成２１年）	(仮称)伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会より提言
	伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画策定
	伊丹市男女共生教育基本方針見直し
２０１０年（平成２２年）	伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市ＤＶ相談室）開設
	第５回男女共同参画に関する市民意識調査実施
	第１回男女共同参画推進事業所表彰事業、第１回男女共同参画川柳事業実施
２０１１年（平成２３年）	市民自治部共生推進室に同和・人権推進課（男女共同参画担当）を設置

資料 2

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

（目的）

第１条　伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより，本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り，男女平等の社会を実現することを目的として，伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　市民オンブードの所掌事項は，次のとおりとする。

(1) 計画の進捗状況の調査に関すること。

(2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち，自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関すること。

(3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関すること。

(4) その他市長が特に委嘱する事項

（職務の対象としない事項）

第３条　市民オンブードは，次に掲げる事項については，その職務の対象としない。

(1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項

(2) 市職員の勤務条件，身分等に関する事項

(3) 市民オンブードの身分等に関する事項

（責務）

第４条　市民オンブードは，男女共同参画に関する施策の監視役として，公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

２　市民オンブードは，その地位を政治的目的のために利用してはならない。

３　市民オンブードは，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も，また，同様とする。

（市の機関の責務）

第５条　市の機関は，市民オンブードの職務の遂行を尊重し，積極的に協力しなければならない。

（組織）

第６条　市民オンブードの定数は，３人とする。

２　市民オンブードは，地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。

３　市民オンブードは，公募により募集した者のうちから，前項の条件を満たす者を市長が選考のうえ，委嘱する。ただし応募した者が前項の条件に該当しない場合は，市長は応募した者以外の者で，市長が適当と認める者に委嘱する。

４　市民オンブードは，その職務の遂行にあたっては，協議により行うものとのとする。

（任期）

第７条　市民オンブードの任期は，２年とする。ただし，再任を妨げない。

（解任）

第８条　市長は，市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは，委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。
(3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

（兼職等の禁止）
第９条　市民オンブードは，次の職を兼ねることができない。
(1) 公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）第２条に定める選挙による職
(2) 政党その他政治団体の役員
(3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

（調査）
第１０条　市民オンブードは，調査のため必要があるときは，市の関係機関に対し説明を求め，関連する文書その他の資料を閲覧し，若しくは提出を求め，又は実地に調査することができる。
２　市民オンブードは，第２条第１号から第３号までに基づく調査を行う場合は，市の関係機関に対し，あらかじめその旨を通知するものとする。

（調査報告書の作成等）
第１１条　市民オンブードは，毎年度，決算が議決により認定された後に，当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し，意見を付して市長に提出しなければならない。
２　前項の意見表明を受けた市の機関は，その意見を尊重しなければならない。
３　市民オンブードは，報告書及び意見の作成に当たっては，個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

（庶務）
第１２条　市民オンブードの庶務は，市民自治部共生推進室同和・人権推進課が行う。

（細則）
第１３条　この要綱に定めるもののほか，市民オンブードの運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則
（施行期日）
この要綱は，平成９年８月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１２年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１４年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１６年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

付　則
この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

資料 3

市民オンブード一覧

伊丹市女性施策市民オンブード

第 1 期　任期平成 9 年 11 月 1 日～11 年 10 月 31 日
　山崎　昌子　　（公募）　　フリーライター　　伊丹市稲野
　長谷川　京子　（市長推薦）　　弁護士　　神戸市
第 2 期　任期平成 11 年 11 月 1 日～13 年 10 月 31 日
　白神　利恵　　（公募）　　大学院生　　伊丹市東有岡
　　＊13 年 4 月末退任
　朴木　佳緒留　（市長推薦）　神戸大学教授（発達科学部）　　神戸市
　　＊朴木委員は特別決裁により、任期を 6 カ月間延長し、14 年 3 月 31 日までとする
　　＊さらに 2 年間の任期を延長した（16 年 4 月 30 日まで）。
第 3 期　任期平成 13 年 5 月 1 日～15 年 4 月 30 日
　中山　直子　　（公募）　子育て情報誌グループ　　伊丹市荒牧
　　＊白神委員の退任により欠員が生じたため
第 4 期　任期平成 14 年 5 月 17 日～16 年 4 月 30 日
　今井　真理　　（公募）　　伊丹市千僧
　　＊平成 14 年 4 月 1 日に要綱を改正し、定数を 2 名から 3 名に増員したことによる
第 5 期　任期平成 15 年 5 月 12 日～17 年 4 月 30 日
　浅井　淳子　　（公募）　　伊丹市北伊丹
　　＊朴木委員は特別決裁により、任期を 2 年間延長した。
第 6 期　任期平成 16 年 5 月 17 日～18 年 4 月 30 日
　石崎　和美　　（公募）　　伊丹市伊丹
第 7 期　任期平成 17 年 5 月 9 日～18 年 4 月 30 日
　山本　千恵　　（公募）　行政書士　　伊丹市野間

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

第 1 期　任期平成 18 年 5 月 15 日～20 年 3 月 31 日
　朴木　佳緒留　（市長推薦）　神戸大学教授（発達科学部）　　神戸市
　山本　千恵　　（市長推薦）　行政書士　　伊丹市野間
　大澤　欣也　　（公募）　　人権擁護委員　　伊丹市大鹿
　　＊山本氏の任期は女性施策市民オンブードの 1 年間を算入し、19 年 3 月 31 日まで
第 2 期　任期平成 19 年 5 月 1 日～21 年 3 月 31 日
　波多江　みゆき　（公募）　ライター　　伊丹市池尻
　　＊朴木委員は特別決裁により、任期を 2 年間延長した。（平成 22 年 3 月 31 日）
第 3 期　任期平成 20 年 5 月 1 日～22 年 3 月 31 日
　田中　利明　　（公募）　民生児童委員　　伊丹市鈴原
第 4 期　任期平成 21 年 5 月 1 日～23 年 3 月 31 日
　片山　実紀　　（公募）　神戸大学大学院研究員　　伊丹市荻野
第 5 期　任期平成 22 年 5 月 6 日～24 年 3 月 31 日
　石崎　和美　　（公募）　元オンブード（平成 16～17 年度）　　伊丹市伊丹
　高島　進子　　（市長推薦）　神戸女学院大学名誉教授　　伊丹市伊丹
　　＊ 朴木委員退任のため、後任を高島氏に依頼。
第 6 期　任期平成 23 年 5 月 2 日～25 年 3 月 31 日
　笹尾　照美　　（公募）元オンブード・サポーターズ（平成 22 年度）　伊丹市安堂寺町

資料 4

伊丹市男女共同参画施策
市民オンブード・サポーターズ設置要領

（主　旨）

第１　伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という）に協力して活動を行うことにより，市民オンブードの活動を円滑に推進するため，伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ（以下「サポーターズ」という）を設置する。

（活動事項）

第２　サポーターズの活動事項は次のとおりとする

①　市民オンブードの調査・報告活動の補助および支援に関すること。

②　市民オンブードについて市民への周知および広報活動に関すること。

③　その他男女共同参画の推進に関し，市民オンブードが必要と認めた事項に関すること。

（責　務）

第３　サポーターズは，公平かつ適切に活動を行い，その立場を政治的な目的のために利用してはならない。また，活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

（組　織）

第４　サポーターズの定数は６人以内とする。

第５　サポーターズは，男女共同参画の推進に関して理解のある者のうちから，一般公募による選考の上，市長が委嘱する。

第６　サポーターズの委嘱にあたっては，男女の構成比を考慮した上で積極的改善措置に努める。

（応募資格等）

第７　サポーターズの応募資格は，１８歳以上の市内在住・在勤・在学の者で，本市の行政機関職員および議会の議員でない者とする。

第８　サポーターズの公募，申し込みおよび選考の方法については，「付属機関の市民公募制度」に準じて行う。

（市民オンブードとの連携）

第９　サポーターズは，その活動にあたっては市民オンブードとの連携を保たなければならない。

（任　期）

第１０　サポーターズの任期は１年とする。ただし，再任は妨げない。

（解　任）

第１１　市長は，サポーターズに活動上の義務違反があると認めるとき，その他サポーターズにふさわしくない行為があると認めるときは委嘱を解くことができる。

（実費弁償等）

第１２　サポーターズには活動の実費弁償分として月額２，０００円を支払うことができる。

（庶　務）

第１３　サポーターズの庶務は，市民自治部共生推進室同和・人権推進課が行う。

（その他）

第１４　この要領に定めるもののほか，サポーターズの運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

付　則

第１　この要領は平成１８年１２月２６日から施行する。

第２　この要領の施行以前に行われたサポーターズの委嘱は，この要領の規定に基づいてなされたものとみなす。

付　則

第１　この要領は平成２３年　４月　１日から施行する。

資料 5

市民オンブード・サポーターズ一覧

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ

第1期　任期平成18年6月1日～19年3月31日

石崎　和美	片山　実紀	佐原　和美
元見　三郎	平田　清治	湯川　英子

第2期　任期平成19年6月1日～20年3月31日

石崎　和美	大林　千雪	片山　実紀
田中　利明	元見　三郎	湯川　英子

第3期　任期平成20年6月1日～21年3月31日

大林　千雪	片山　実紀	佐原　和美
中山　直子	元見　三郎	湯川　英子

第4期　任期平成21年6月1日～22年4月30日

大林　千雪	佐原　和美	中山　直子
波多江　みゆき	元見　三郎	

第5期　任期平成22年5月6日～23年4月30日

大林　千雪	笹尾　照美	中山　直子
波多江　みゆき	元見　三郎	吉永　深

第6期　任期平成23年5月2日～24年4月30日

岩崎　志圭留	片山　実紀	中山　直子
元見　三郎	吉永　深	

資料6

女 性 相 談 リ ス ト

相談はすべて無料です。お気軽にご相談ください。
ご利用に際しては、あらかじめそれぞれの担当窓口にご確認ください。

相談項目	相 談 内 容	相談日時	担 当	場所・電話番号等
生活相談	相続・離婚・借金（サラ金・クレジット等を含む）・借地借家、等々 …日常生活上の諸問題についての相談	月曜日 13:00～16:00 水曜日 10:00～12:00 金曜日 10:00～12:00 13:00～16:00	司法書士	市役所2階 市民相談課 （784-8011） FAX 784-8132
法律相談	金銭消費貸借・不動産・相隣関係・諸契約など民事及び相続・離婚など家事に関するトラブル等々 …法律全般についての相談	火・木曜日 13:00～16:00	弁護士	※相談日が祝・休日の場合は休止
人権相談	人権侵害・いやがらせ・生活問題等についての相談	第2木曜日 13:00～16:00	人権擁護委員	人権啓発センター （781-6006） FAX 779-6224
		第3木曜日 13:00～16:00	人権擁護委員	市役所2階 市民相談課 （784-8011） FAX 784-8132 ※相談日が祝・休日の場合は休止
外国人のための行政・生活相談	行政・生活に関する相談 (英語・中国語でも対応します。)	月・水・金曜日 9:30～16:30 (要 電話予約)	国際・平和課職員	国際・平和課 (784-8148)
子育て電話相談	健康・情緒・ことばなど育児についての電話相談	月～金曜日 13:00～16:00	保育所（園）長または副所（園）長	公立全保育所（園）
すくすく育児相談	健康・育児・しつけなど育児全般についての面接相談	月曜日 13:00～16:00	保健師 栄養士	保健センター (784-8034) FAX 784-8139
幼児の相談	言葉遅れ・しつけ等の相談	要予約 月2回	心理士 保健師	保健センター (784-8034) FAX 784-8139
子育て相談	子育てに関する悩みの相談	月～金曜日 9:00～16:30	子育て支援センター職員	こども未来部・こども室 子育て支援センター （いたみいきいきプラザ1階） (771-1152) FAX 772-4560
	子育てに関する悩みの相談 子ども（0歳～18歳）の養育についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	家庭相談員 こども福祉課 職員	〈家庭児童相談室〉 （780-3518） FAX780-3527

相談項目	相 談 内 容	相談日時	担 当	場所･電話番号等
母子相談 寡婦相談 父子相談	母子･寡婦･父子家庭のあらゆる生活についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	母子自立支援員 こども福祉課 職員	〈こども福祉課〉 (784-8127) FAX780-3527
障がい者(児)相談	手帳発行や福祉サービス利用についての相談	月～金曜日 9:00～17:30	障害福祉課職員 こども福祉課 職員	18歳以上のかた 〈障害福祉課〉 (784-8032) FAX784-8036 18歳未満のかた 〈こども福祉課〉 (784-8127) FAX780-3527
障がい者生活相談	障がいのある方の自立生活についての相談や就労に向けての相談	月～金曜日 9:00～17:30 (祝日･年末年始を除く)	センター 職員	地域生活支援センター (いきいきプラザ内) (787－6798) FAX 787-6911
DV相談	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談	月～金曜日 (祝日除く) 9:00～17:30 (まずはお電話を)	DV相談員	DV相談室 (伊丹市配偶者暴力相談支援センター) (780-4327)
女性のなやみ相談	女性の日常生活上の悩み･心配ごとの相談、子どものしつけ･教育、子育ての不安や悩みの相談	第1.2.3.5木曜日 第4日曜日 13:00～17:00 (予約不要)	相談員 ※電話による相談	電話相談専用電話 (744-0141)
		10:00～12:00 (要予約)	※面談による相談	
女性のためのカウンセリング	家族関係や職場の人間関係での悩み、自分の生き方で悩んでいる女性のための相談	第1･3水曜日 14:30～19:30 第2･4金曜日 10:00～13:00 14:00～17:00 (要予約)	フェミニスト カウンセラー (女性問題専門家)	女性･児童センター 相談予約 (772-7248) ※相談日が祝日、祝日の翌日となる場合、日程変更することあり
女性のためのセクハラ相談	セクシュアル･ハラスメント(スクールセクハラ･職場でのセクハラ)で悩んでいる女性のための相談	毎月 第1水曜日 14:30～15:30 (1週間前までに要予約)		
女性のための法律相談	家族関係のトラブル等、女性のための法律相談 (※ 初回の方、優先です。)	毎月 第4木曜日 13:00～16:00 (土曜日も実施月あり) (要予約)	弁護士	
女性のためのチャレンジ相談	子育てや介護等で一旦退職し、再び就職、地域活動等にチャレンジしようとする女性のための相談	毎月第4月曜日 10:00～12:00 13:00～15:00 (要予約)	キャリア カウンセラー 社会保険労務士	

相談項目	相 談 内 容	相談日時	担 当	場所･電話番号等
青少年相談 **(来所相談)**	青少年に関する悩みや問題等についての面接相談	月～金曜日 10:00～17:00	少年愛護センター職員	少年愛護センター (総合教育センター内) (780-3540) FAX 770-9471 電話相談専用 (770-8742)
(電話相談)	青少年に関する悩みや問題等についての電話相談	月～金曜日 10:00～19:00 土曜日 13:00～17:00		
教育相談	不登校、いじめ、集団生活への不適応等の問題を持つ園児･児童･生徒及びその保護者に対する相談	要予約 月～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00	専門の相談員	総合教育センター ･来所相談 平日 9:00～18:00 (780-2484) 18:00～21:00 (780-2480) 土曜 9:00～17:00 (780-2484) ･電話相談 平日 9:00～18:00 (772-6171) 18:00～21:00 (780-2480) 土曜 9:00～17:00 (772-6171)
学習相談	生涯学習に関しての情報の提供及び講座等の企画についての助言や講師等の紹介。	火～土曜日 9:00～17:30 日曜日･祝日 9:00～17:15 (毎週月曜日･年末年始を除く)	中央公民館職員	中央公民館 (784-8000) FAX 784-8001
		休館日(火曜日･同日が祝日の場合はその翌日･年末年始)を除く毎日 9:00～21:00 日･祝 9:00～17:00	ラスタホール職員 (生涯学習ｾﾝﾀｰ)	ラスタホール (生涯学習ｾﾝﾀｰ) (781-8877) FAX 781-9292

他の関連機関の相談(参考)

国や県、その他の関連機関でも各種の相談業務が行われています。
その主なものは次のとおりです。
なお、それぞれの相談項目ごとに、相談日、申し込み方法などが異なりますので、利用を希望される方はあらかじめお問い合わせのうえご確認ください。

機 関 の 名 称	相 談 内 容	問い合わせ先
神戸地方法務局 伊丹支局 (伊丹市役所西側)	･人権侵害･いやがらせ等についての相談 0570-003-110(4月18日以降専用電話)	779-3451 FAX 779-3452
ハローワーク伊丹 ＜伊丹公共職業安定所＞ (伊丹市役所西側)	･求職者への職業相談･職業紹介及び雇用保険失業給付など ･求人受理及び事業主への雇用に関する各種の相談･援助事業	772-8609(ﾊﾛｰﾜｰｸ) FAX 770-8629
法テラス **(日本司法支援センター)**	･多重債務･家事(家庭問題)･相続･労働問題などの法的ﾄﾗﾌﾞﾙ解決に役立つ情報提供 ･弁護士･司法書士による無料法律相談(要予約) ･弁護士･司法書士や裁判等費用の立替制度 ･上の立替制度は一定の資力(収入等)以下のみで利用可能	0570-078374 (おなやみなし) ※PHS/IP電話からは 03-6745-5600

【 発 行 】
伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権推進課
〒６６４－８５０３
兵庫県伊丹市千僧１－１
ＴＥＬ：０７２－７８４－８１４６
ＦＡＸ：０７２－７８０－３５１９
Ｅ-mail：dowajinken@city.itami.lg.jp